

令和元年度改訂版

広域巨大災害に備えた 仮設期の住まいづくり ガイドライン 【別冊資料編】

国土交通省 中部地方整備局 建政部 住宅整備課

令和2年3月

目 次

<関係制度概要>

- ① 応急仮設住宅に係る関係法令・通知等 ----- 別-1
 - ・災害救助法(抄) ----- (別-1)
 - ・災害救助法施行令(抄) ----- (別-3)
 - ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(抄) -- (別-5)
 - ・災害救助法の概要----- (別-7)
 - (災害救助法とは何か／災害救助法の適用に当たって
 - 災害救助法の運用(事務の流れ)／応急仮設住宅の概要／住宅応急修理の概要／
 - 災害救助法の運用(災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について)
- ② 応急仮設住宅、応急修理制度の運用に係る具体的な実務----- 別-17
 - ・災害救助事務取扱要領(令和元年 10 月応急修理制度拡充版)
 - 第2 実施体制等の整備に関する事項----- (別-17)
 - 第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項----- (別-19)
 - 2 応急仮設住宅の供与 ----- (別-19)
 - 9 被災した住宅の応急修理 ----- (別-28)
 - 令和元年度災害救助基準----- (別-42)
- ③ 災害時の住まいづくりに関する支援制度の概要 ----- 別-43
 - ・被災者支援に関する各種制度(内閣府)----- (別-43)
 - (災害復興住宅融資／住宅金融支援機構融資の返済方法の変更／
 - 生活福祉資金制度による貸付(住宅の補修等)／母子寡婦福祉資金の住宅資金／
 - 災害援護資金／既設公営住宅等の復旧／被災者生活再建支援制度／公営住宅への入居／
 - 災害復興宅地融資／宅地防災工事資金融資／地すべり等関連住宅融資)
- ④ 災害公営住宅制度の概要 ----- 別-55

<仮設期における被災者の住まいの支援について>

- ⑤ 平成 30 年 7 月豪雨に係る応急仮設住宅について(内閣府事務連絡)----- 別-58
- ⑥ 令和元年度台風第19号等による被災者の住まい支援(福島県)----- 別-60
- ⑦ 今後の住まい等の予定に関する調査の例(倉敷市・岡山県)----- 別-64
- ⑧ 避難者の仮設住宅入居等へのニーズ及び仮設住宅の建設候補地の調査について -- 別-78
(愛媛県)

<賃貸型応急住宅の取組みについて>

- ⑨ 補修型みなし仮設住宅の概要(熊本県)----- 別-82
- ⑩ 民間賃貸住宅を活用した借上型仮設住宅について ----- 別-92

(公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)2019 年 3 月

<建設型応急住宅の新しい取組みについて>

- ⑪ 建設型応急住宅の敷地計画や住戸計画の工夫例(熊本県)----- 別-102
- ⑫ 公営住宅との複合団地の事例(宇土市境目団地 熊本県)----- 別-105
- ⑬ ムービングハウス等について(一般社団法人協働プラットフォーム) ----- 別-106
- ⑭ 応急仮設住宅再利用状況(福島県) ----- 別-114
- ⑮ BIMを利用した応急仮設住宅の配置計画案の自動作成 ----- 別-118
(国立大学法人熊本大学、大和ハウス工業(株)、大和リース(株))

<恒久的な住まいの支援について>

- ⑯ 高齢者向け新型住宅ローン【リバースモーゲージ型融資】 ----- 別-120
(熊本県、住宅金融支援機構)
- ⑰ 被災高齢者向け住宅再建支援事業【リバースモーゲージ型融資】 ----- 別-121
(倉敷市、住宅金融支援機構)
- ⑱ 地域型復興住宅推進協議会の取組み【くまもと型復興住宅、マッチング制度】 ----- 別-123
(熊本県地域型復興住宅推進協議会)
- ⑲ 災害公営住宅について ----- 別-124

<供給可能な事業者等の抽出>

- ⑳ 応急仮設住宅の供与、応急修理制度の活用に係る事業者団体等 ----- 別-125

<関係制度概要>

別冊資料① 応急仮設住宅に係る関係法令・通知等

○災害救助法(抄)

(昭和22年10月18日法律第118号)

最終改正:平成30年6月15日法律第52号

第1章 総則

[この法律の目的]

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

[救助の対象]

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(以下「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

第2条の2 救助実施市(その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。)の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

第2章 救助

[都道府県知事等の努力義務]

第3条 都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

[救助の種類等]

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 六 被災した住宅の応急修理

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

[事務処理の特例]

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により災害市町村の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

[事務の区分]

第17条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第3章 費用

〔費用の支弁区分〕

第 18 条 第4条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等が、これを支弁する。

〔都道府県等が応援のため支弁した費用〕

第 20 条 都道府県等は、他の都道府県等の都道府県知事等により行われた救助につき行った応援のため支弁した費用について、当該他の都道府県等に対して、求償することができる。

〔国庫の負担〕

第 36 条 国庫は、都道府県等が第 18 条の規定により支弁した費用及び第 19 条の規定による補償に要した費用(前条第 1 項の規定により求償することができるものを除く。)並びに同項の規定による求償に対する支払に要した費用(前条第四項の規定による求償に対する支払に要した費用を含む。)の合計額が政令で定める額以上となる場合において、当該合計額が、地方税法(昭和 25 年法律 第 226 号)に定める当該都道府県等の普通税(法定外普通税を除く。第 23 条において同じ。)について同法第一条第一項第五号にいう標準税率(標準税率の定めのない地方税については、同法に定める税率とする。)をもって算定した当該年度の収入見込額(以下この項において「収入見込額」という。)の 100 分の 2 以下であるときにあっては当該合計額についてその 100 分の 50 を負担するものとし、収入見込額の 100 分の 2 を超えるときにあっては次の区分に従って負担するものとする。この場合において、収入見込額の算定方法については、地方交付税法(昭和 25 年法律第 211 号)第 14 条の定めるところによるものとする。

- 一 収入見込額の 100 分の 2 以下の部分については、その額の 100 分の 50
- 二 収入見込額の 100 分の 2 をこえ、100 分の 4 以下の部分については、その額の 100 分の 80
- 三 収入見込額の 100 分の 4 をこえる部分については、その額の 100 分の 90

○災害救助法施行令(抄)

(昭和22年10月30日政令第225号)

最終改正:平成30年12月28日政令第359号

〔災害の範囲〕

第1条 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第2条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

〔救助の種類〕

第2条 第4条第1項第10号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

- 二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

〔救助の程度、方法及び期間〕

第3条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔実費弁償〕

第5条 法第7条第5項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

〔災害発生市町村の長による救助の実施に関する事務の実施〕

第17条 都道府県知事は、法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととするときは、災害発生市町村の長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行うこととする期間を災害発生市町村の長に通知するものとする。この場合においては、当該災害発生市町村の長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 (略)

3 法第13条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る都道府県知事に関する規定は、災害発生市町村の長に関する規定として災害発生市町村の長に適用があるものとする。

〔事務の区分〕

第18条 この政令の規定により都道府県又は救助実施市(以下「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号**法定受託事務**とする。

- 1 第3条、第5条並びに第8条第2項第2号及び第3号の規定により都道府県等が処理することとされている事務
- 2 前条第1項及び第2項の規定により都道府県が処理することとされている事務

別表第1(第1条関係) (略)
別表第2(第1条関係) (略)
別表第3(第1条関係) (略)
別表第4(第1条関係) (略)

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(抄)

平成 25 年 10 月 1 日 内閣府告示第 228 号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号の避難所及び応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和二十五年法律第二百一
号)第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために
支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイに定める規模に準ずること
し、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保
険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければなら
ないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イと同様の期間とすること

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ 口に掲げる世帯以外の世帯五十九万五千元

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯三十万円

三 住宅の応急修理は、災害発生の日から一月以内に完了すること。

1. 災害救助法とは何か ①沿革、法制上の位置づけ

1. 沿革

- 災害救助に係る法律としては、明治32年制定の「罹災救助基金法」があったが、同法は、
 - ① 基金に関する法律で、救助活動全般にわたる規定が設けられていなかったこと
 - ② 支給基準が地方ごとで異なり、地域格差があったことに加え、終戦後の物価高騰で基金のみでは財源が不足すること
 等の問題があり、昭和21年の南海地震を契機に、これに代わるものとして、**昭和22年に「災害救助法」が制定された。**
- 昭和28年及び34年の法令改正で、救助項目の追加が行われた。
- 昭和34年の伊勢湾台風等を契機として、災害対策の総合性・計画性を確保するとともに、広域的な大規模災害に対応する体制を整備するために、昭和36年に「災害対策基本法」が制定され、災害救助法の一部が災害対策基本法に移管された。
- **平成11年の地方分権一括法の制定により、災害救助法は従前の「機関委任事務」から「法定受託事務」となった。**
- 平成23年の東日本大震災を受けて、「災害対策基本法」をベースに防災、発災後の応急期対策、復旧・復興を一元的にカバーする内閣府へ「災害救助法」を移管することで発災後のより迅速な対応を行うため、**平成25年10月に同法は内閣府に移管された。**
- 平成23年の東日本大震災、平成28年熊本地震を教訓に、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施が可能となる法改正を行った。
- **令和元年台風第15号を契機として、住宅の応急修理の制度を一部損壊(損害割合10%以上20%未満)までに拡充を図る。**

<参考> -災害救助項目追加の変遷-

法制定時[昭和22年]

- 収容施設の供与 ○ 炊出しその他による食品の給与 ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産 ○ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ○ 学用品の給与 ○ 埋葬

昭和28年法改正

- 飲料水の供給 ○ 被災者の救出 ○ 住宅の応急修理 を追加 ○ 収容施設に応急仮設住宅を含むことの明文化

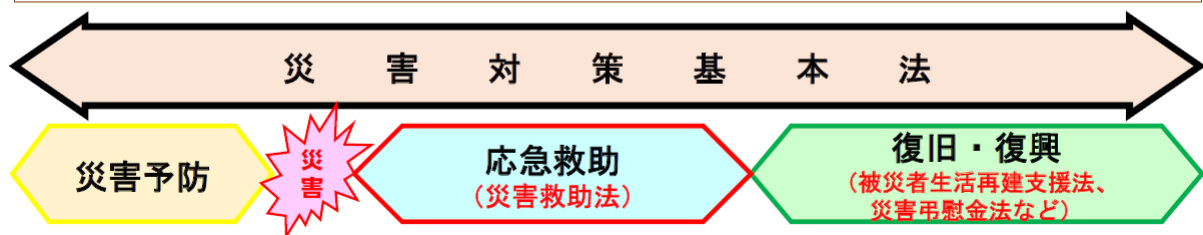
昭和34年政令改正

- 死体の捜索及び処理 ○ 障害物の除去 を追加

1

2. 災害対策法制上の位置づけ

- 我が国の災害対策法制は、災害の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の各ステージを網羅的にカバーする「災害対策基本法」を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっており、「災害救助法」は、**発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。**



3. 災害救助法の適用でどう変わる?

		市町村(基礎自治体)	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 (基本法5条)	救助の後方支援、総合調整 (基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助 (法13条2項)	救助の実施主体 (法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし (法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担)(法21条)

2

1. 災害救助法とは何か ②制度の概要

1. 目的

- 災害に対して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、**応急的に、必要な救助**を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

2. 実施体制

- 法に基づく救助は、都道府県知事が、**現に救助を必要とする者**に行う。(法定受託事務)
- 必要に応じて、**救助の実施に関する事務の一部を市町村長へ委任**できる。
- 広域的な大規模災害に備えて、あらかじめ他の都道府県と協定を締結したり、発災後に速やかに応援要請できる体制を整えておくことが望ましい。(応援に要した費用については、被災県に全額求償可能)

3. 救助の種類

- | | |
|-----------------------|------------|
| ○ 避難所の設置 | ○ 被災者の救出 |
| ○ 応急仮設住宅の供与 | ○ 住宅の応急修理 |
| ○ 炊き出しその他による食品の給与 | ○ 学用品の給与 |
| ○ 飲料水の供給 | ○ 埋葬 |
| ○ 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 | ○ 死体の捜索・処理 |
| ○ 医療・助産 | ○ 障害物の除去 |

4. 適用基準

- 災害により市町村等の人口に応じた一定数以上の住家の滅失(全壊)がある場合(令第1条第1項第1号～第3号)
- **多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等(令第1条第1項第4号)**

3

5. 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

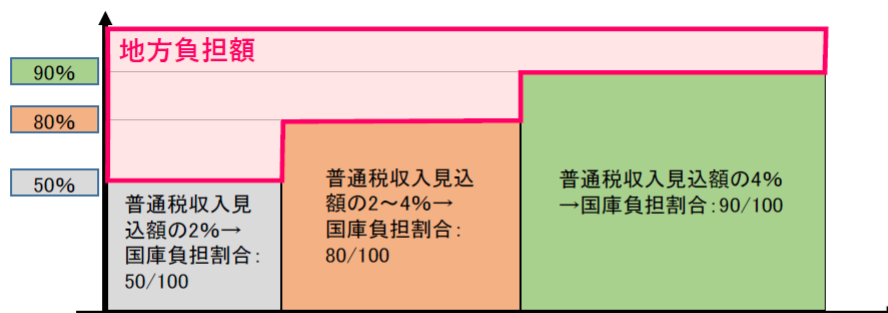
救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準(※)に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。**(※ 平成25年内閣府告示第228号)

(2) 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

6. 国庫負担

普通税収入見込額の割合	国庫負担割合
① 収入見込額の 2/100 以下の部分	→ 50/100
② 収入見込額の 2/100 超 4/100 以下の部分	→ 80/100
③ 収入見込額の 4/100 超の部分	→ 90/100



例: 普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ①(20億円の50%) + ②(20億円の80%) + ③(残り60億円の90%) = 計80億円

4

1. 災害救助法とは何か ⑤災害救助基金の概要

1. 目的

- 都道府県は、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならない。

2. 基金の積立方法

- 前年度の前3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額を積み立てることが原則。
- 都道府県は、各年度における基金の積立状況について、毎年度6月15日までに災害救助基金報告書により内閣総理大臣に情報を提供しなければならない。

3. 基金から支出することができる費用

- 基金から支出することができる費用
 - ① 法による救助に要した費用
 - ② 法による給与品の事前購入に必要な費用(基金による備蓄物資)
 - ③ 基金の管理に必要な費用(※)
- ※ 基金の管理に直接必要な手数料、保管料等の費用をいい、都道府県職員の人件費の類は含まれない。
- 災害の際の見舞金品又は平常時の災害救助訓練に要する費用等には原則として基金から支出できない。

4. 基金による備蓄物資

- 基金による備蓄物資は、法による救助を行うために必要となる被災者への給与品に限られる。
 具体例: 食料、飲料水、毛布、その他の生活必需品(※)等
 ※ 要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用器具等の消耗器材についても基金による備蓄が可能。
- 救助を行う者が使用する機器の類、救出用の重機等、被災者に給与されない物品は救助に必要な物資であっても認められない。
- 基金による備蓄物資の管理は、毎年度当初において、時価による評価をしておくこと。

7

2. 災害救助法の適用に当たって ①適用基準(災害救助法施行令)

1. 住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること(令第1条第1項第1号)

市町村区域内の人口	住家減失世帯数	市町村区域内の人口	住家減失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって減失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって減失した一の世帯とする。(以下の住家被害対応表で同じ。)

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること(令第1条第1項第2号)

①都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数	②市町村区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

8

(3)当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること(令第1条第1項第3号前段)

都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家減失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(4)災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が減失したものであること(令第1条第1項第3号後段)

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第1条)

2. 生命・身体への危害が生じた場合(いわゆる「4号基準」)

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき(令第1条第1項第4号)

- ・ 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、**避難して継続的に救助を必要とすること**。(府令第2条第1号)
- ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。(府令第2条第2号)

9

2. 災害救助法の適用に当たって ②法適用の判断

1. 法適用判断の背景

- 災害救助法は、都道府県知事が市町村ごとの区域を定めて適用することとされていることから、まずは、都道府県において、市町村からの情報収集等により、適用の可能性を検討することとなる。
- 国(内閣府防災)からも報道等の情報を元に、被害の大きいと思われる都道府県に対しては、法適用の助言等を頻繁に行っており、助言を契機に法適用の検討が開始される事例も多いと思われる。

2. 住家被害(1～3号基準)による判断の背景

- 市町村ごとに客観的な基準が明確であることから、**適用の判断がしやすい反面**、住家被害の確定には一定の期間を要するため、**発災後ただちに適用判断することが困難**。

3. 生命・身体への危害(おそれを含む)(4号基準)による判断の背景

- **発災後の迅速な適用が可能**であるが、客観的な基準があるわけではないことから、**被害の程度が不明確な状況での適用を逡巡する傾向**がある。

法適用判断に当たっては

- 法の目的である「被災者の保護」と「社会の秩序の保全」のためには、何よりも**迅速な法適用が必要**であり、**迅速な法適用判断が可能**な4号基準による適用を積極的に進めるべき。
- 法適用判断に当たっては、客観的な基準がないことから、**判断の元となる災害情報の収集、分析、伝達、共有を通じて迅速な判断をできる組織(環境)づくりが重要**。

10

2. 災害救助法の適用に当たって ④災害情報等

	国(内閣府)	都道府県等	市町村
平時	防災基本計画 ・都道府県の防災及び災害救助法担当部門との緊急連絡網の共有 ・都道府県の防災担当幹部とのホットライン開設 ・災害救助法担当全国会議等の研修実施	都道府県等防災計画 ・内閣府との緊急連絡網の共有及び幹部間のホットライン開設 ・市町村からの情報収集体制及び収集した情報の分析・部門間共有体制の構築 ・市町村との間での事務委任、他の都道府県との間での応援・協力、業者との間での物資提供や輸送手段確保等の事前取り決め、協定締結 ・市町村担当者向けの研修実施	市町村防災計画 ・避難勧告、避難指示の発出、避難所の開設等災害発生に備えた準備 ・災害発生時の情報収集・分析、伝達共有ルートの確立(ネットワークの構築) ・他の市町村との間での応援・協力、業者との間での物資提供や輸送手段確保等の事前取り決め、協定締結 ・被災者台帳の作成 ・訓練の実施・研修参加等による職員個々の防災への意識づけ及び防災対応能力の強化・平準化
発災時(適用判断)	・ホットライン及び緊急連絡網を活用した情報収集 ・法適用(4号適用)に関する積極的な助言(国保有情報の提供や隣接都道府県の動向など) (・内閣府幹部から都道府県幹部への連絡)	・市町村からの迅速・的確な情報収集 ・収集した情報の分析・部門間共有 ・県等関係機関との連携、職員派遣等による情報収集 ・情報の分析・部門間での情報共有(横の連携)及び幹部への情報伝達(縦の連携)の徹底 ・内閣府への情報提供 ・知事等幹部職員による法適用の迅速な判断	・気象情報、警報等の確認 ・迅速・的確な状況把握・情報収集(被災現場への職員派遣) ・避難所の開設及び職員派遣 ・部門間での情報共有(横の連携)及び幹部への情報伝達(縦の連携)の徹底 ・都道府県への情報の伝達 ・避難指示、避難勧告等の発令
発災後(適用後)	・関係機関への法適用の周知及び府HPへの掲載 ・災害救助法に関する現地説明会の開催 ・救助活動状況の定期的な報告の聴取 ・特別基準の設定協議(電話・メール等による仮協議)への対応	・法適用のマスコミ等への公表 ・被災状況のHPへの公表 ・災害救助法に関する現地説明会の開催(国と共催) (・法に基づく応急救助及び市町村への救助事務の委任) ・市町村から救助活動状況の聴取 ・国への救助活動状況の定期的な報告 (・国への特別基準設定の仮協議)	・被災状況のHPへの公表 ・被災者台帳の活用による被災者の状況把握 ・避難所の環境整備(特に長期化する場合) (・都道府県からの救助事務の受任) ・住家被害認定調査による被災者毎の被災状況の確認 ・都道府県への救助活動状況の定期的な報告 (・都道府県へ特別基準設定依頼)

22

3. 災害救助法の運用 ①事務の流れ

	国(内閣府)	都道府県等	市町村
被害状況の把握	・関係機関からの情報収集	・関係機関からの情報収集	・迅速、かつ、正確に管内の被害状況を把握
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認(必要に応じて)助言	・市町村からの被害情報を確認、内閣府へ報告	・都道府県へ情報提供
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び必要な助言	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、内閣府へ情報提供 ・県内各関係機関に連絡(連携協力)	〔都道府県知事に災害救助法の適用要請〕
応急救助の実施	〔他の都道府県知事に対する応援の指示〕	・救助の実施等 (・必要に応じて)他の市町村及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる(都道府県から委任を受けた救助等)
中間情報	・情報の受理及び必要な助言	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供(以下、状況判明次第随時情報提供)	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定を情報提供(以下、状況判明次第随時情報提供)
特別基準の協議	・同意の要否及び程度等判断及び必要な助言、指導	・一般基準により難しい特別な事情があるときは、その都府特別基準を内閣府に協議	〔都道府県知事に特別基準の要請〕
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・応急救助完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類毎の実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類毎の実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供
負担金の申請等	・精算監査 ・申請に基づく交付決定 ・精算確定	・精算監査 ・精算交付申請(概算交付可)	・応急救助等に基づく救助費(繰替支弁を行った額)を都道府県知事に申請

23

応急仮設住宅の概要

(2)－1 応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	1戸当たり平均 5,714,000円以内	
住 宅 の 規 模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用(6坪タイプ)、小家族用(9坪タイプ)、大家族用(12坪)の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に1施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着 工 時 期	災害発生の日から20日以内	
救 助 期 間	完成の日から最長2年(建築基準法85条)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。
- 高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。
- 「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。(令和元年10月公布)

27

(2)－2 応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

	一 般 基 準	備 考
対 象 者	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む(個別協議)
費用の限度額	地域の実情に応じた額(実費)	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住 宅 の 規 模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着 工 時 期	災害発生の日から速やかに提供	
救 助 期 間	最長2年(建設型応急住宅と同様)	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能

主 な 留 意 事 項

- あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。
- 被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等(集会施設)を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。
- 「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」を改める。(令和元年10月公布)

28

(参考) 応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」及びその他適切な方法によるものに分類され、災害救助法に基づく応急救助の実施主体である都道府県が被災者に対して供与するものである。

応急仮設住宅については、**迅速な供与**ができるか、**コスト面の見合い**はどうか、**仕様の問題**等を勘案し、**地域の実情**に応じて被災者に供与されることが望ましい。

1. 建設型応急住宅

例：プレハブ・木造など

※ 給排水配管、電気等の接続をしたもの



2. 賃貸型応急住宅

(いわゆる、みなし仮設)

例：民間賃貸住宅



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与している。

3. その他

例：トレーラーハウス
コンテナハウスなど



29

住宅応急修理の概要

(8) 住宅の応急修理 「半壊・大規模半壊」

	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 595,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主な留意事項

- この制度の趣旨は、**日常生活に必要最小限度の部分**を**応急的に修理**することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。
- そのため、住家を一時的に失った者に提供される「**応急仮設住宅の供与**」との併給は**制度上想定されていない**。
- 全壊(焼)の場合は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、対象とならないが、修理することで居住することが可能な場合は、個別に対象とすることは可能である。(ただし、この場合、**応急仮設住宅の供与は不可**)
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等は**その所有者が実施すべきであり対象とはならない**。

37

(8)住宅の応急修理「一部損壊(準半壊)」(仮称)

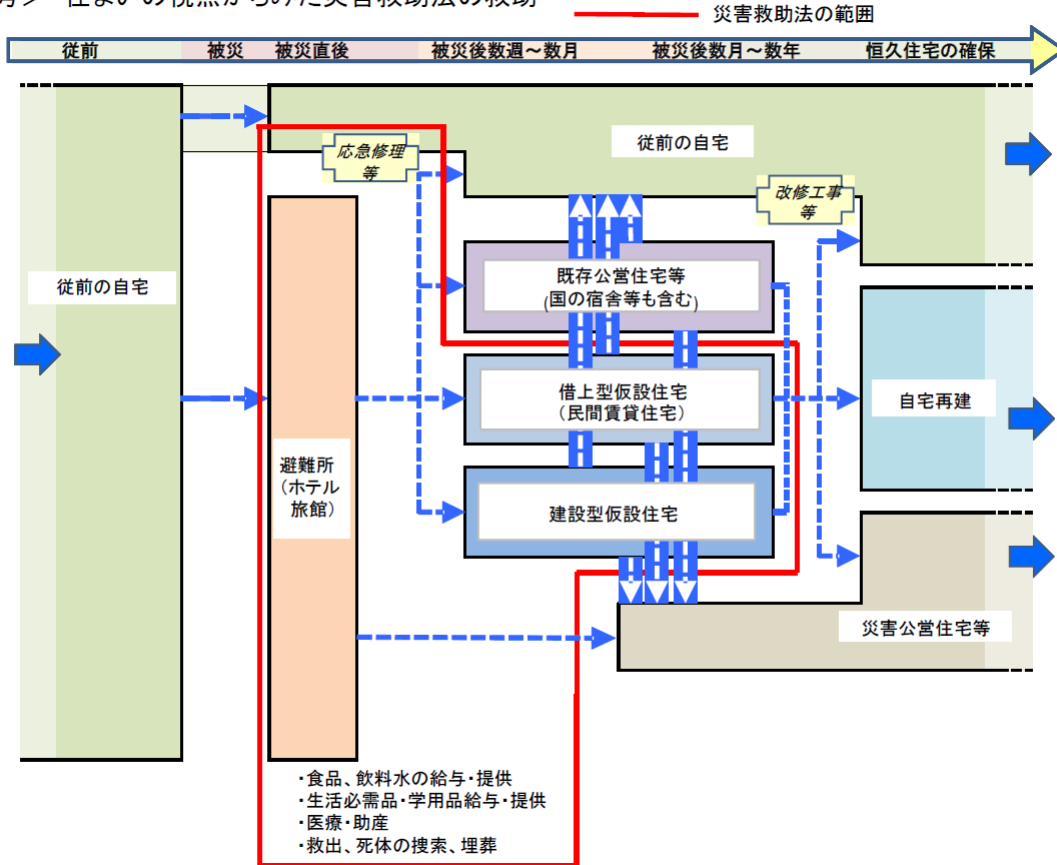
	一 般 基 準	備 考
対 象 者	災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない者	一部損壊(損害割合が10%以上20%未満)
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり 300,000円以内	・特別基準の設定はなし ・1世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救 助 期 間	災害発生の日から1か月以内に完了	

※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項

- 令和元年10月23日公布・施行(令和元年の災害から適用となる。)
(令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号を含む)
- この制度の趣旨は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊等と考え方は同じである。
- なお、一部損壊のうち、損害割合が10%未満の損傷については、対象とならない。
- 借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。

<参考> 住まいの視点からみた災害救助法の救助



43

3. 災害救助法の運用

③ 災害救助法と被災者生活再建支援法の運用の考え方について

住家被害状況	災害救助法	被災者生活再建支援法
全壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	<ul style="list-style-type: none"> 基礎支援金 100万円 ※半壊解体等含む 加算支援金 建設・購入200万円 補修100万円 賃貸50万円
大規模半壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	<ul style="list-style-type: none"> 基礎支援金 50万円
半壊	↑ ↑ ↑ ↑ ↑	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の応急修理 (59万5千円以内)
床上浸水	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品の給与 (被服・寝具等) 学用品の給与 障害物の除去 (13万7千9百円以内) 	<ul style="list-style-type: none"> ※併給不可 応急仮設住宅は元の住家に住めなくなった方に仮住まいを提供するものであり、元の住家で住むための支援との併給はない。
「一部損壊 (準半壊) (仮称)」	<p>(損害割合10%以上20%未満)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の応急修理 (30万円以内) 	
住家被害にかかわらず実施可能な救助	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の設置 炊き出し・飲料水 医療・助産 被災者の救出 死体の捜索・処理 埋葬 	

44

○災害救助事務取扱要領(令和元年10月応急修理制度拡充版):内閣府政策統括官(防災担当)
(応急仮設住宅の供与、応急修理制度に関連する事項の抜粋)

第2 実施体制等の整備に関する事項

1 平常時からの取組み

ウ 被災者の住まいの確保に向けて、建設型の応急仮設住宅における建設候補地の選定、地域の実情に応じた標準仕様の設定、事業者との協定の締結等や借上げ型の応急仮設住宅として活用する民間賃貸住宅の空き住戸の把握、関係団体等との協定の締結等に努めるとともに、協定の締結等を行った関係団体等と民間賃貸住宅の空き住戸の把握をするための情報連絡訓練、貸主・自治体・被災者が民間賃貸住宅を応急仮設住宅として契約するための契約締結事務など実施する机上訓練を行い、発災時の迅速な運用が図られるよう努めること。

オ 災害により半壊・半焼した住宅の応急修理については、発災後、修理業者のリスト等をホームページに掲載できるようリストの作成準備をしておくとともに、関係団体等や修理業者に対して、応急修理に必要な資料、修理の範囲、請求に必要な書類など説明資料や説明会を開催し周知を図ること。

4 市町村長に対する救助の委任(法第13条)

(1)救助の委任の留意点

エ 応急仮設住宅の供与については、建設用地や民間賃貸住宅の空き住戸の確保を含め、提供に当たってどういった役割分担をするか明確にさせていただくとともに、あらかじめ都道府県・市町村間で協議していただくことが望ましい。

6 事業者団体等との協定

(1)食料、生活必需品の調達、応急仮設住宅の建設、応急修理の実施等、事業者の協力を得ることが必要な救助については、あらかじめ事業者団体等と物資供給等に関して協定を締結しておくこと。また、高齢者、障害者等の救助に当たり特別な配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)に必要な生活必需品等の調達に係る協定も締結しておくこと。

(2)この協定では、応援要請又は協力の手続き、応援又は協力を受けるべき救助の内容及び方法、並びに費用負担のあり方等について明確にしておくこと。

8 救助の実施体制に関する事項

(2)応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅については、建設型のみならず、公営住宅や国家公務員宿舎等の一時使用を行うとともに、民間賃貸住宅の借上げ及び住宅の応急修理等を勘案し、総合的に対応すること。

ア 建設用地の確保・把握

(ア)応急仮設住宅の建設用地については、大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村と調整を図り、事前に公有地等のほか、その他の土地を含め、建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておくこと。

この場合、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅を借り上げて対応することも可能であるため、借り上げによる供与を想定している場合は、その対応による供給分も踏まえ、土地の選定に努めること。

また、事業者等と協力し事前点検を行い、土地の状況、周囲の環境(電気、上下水道などが選定した地域の近傍まできている)等を把握しておくこと。

(イ)大規模災害等、大量な応急仮設住宅の設置が必要な事態に備え、都道府県は市町村の協力を得て、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地を量的に選定し、確保しておくことが望ましいが、都市化の進んだ人口過密地域等において、量的な確保が困難な場合は、次によりあらかじめ建設用地としての可能性がある用地を把握しておくこと。

① 都道府県及び市町村は、建設可能な公有地を把握しておくこと。

② 都道府県及び市町村は管内の企業が所有する用地について協力の可能性を把握しておくこと。

③ 都道府県は都道府県内の市町村間による協力体制を確立しておくこと。

④ 都道府県は他の都道府県との災害援助協定の締結等による協力・連携体制を確立しておくこと。

(ウ)応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定すること。

(エ)応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、民有地についても、公租公課等の免除を前提に、無償で提供を受けられる土地を優先して予定すること。

イ 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療機関、学校、商店、交通、騒音等の立地条件についても配慮すること。

ウ 利用関係の明確化

建設用地として予定する用地を選定した場合は、当該用地の所有者等と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係についてあらかじめ協定を結ぶ等明確にしておくこと。

エ 建設事業者団体等との協定

(ア)応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、あらかじめ建設事業者団体等と建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

(イ)協定の締結に当たって、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、高齢者・障害者等の利用に配慮した仕様が誰にとっても利用しやすいことに着目し、通常の応急仮設住宅についても、できる限り物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様とするなどの配慮をするとともに、国土交通省による「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」(平成24年5月21日)等を参考に寒冷地や積雪地仕様等、地域の気候風土を考慮した仕様があらかじめ検討すること。

また同様に、標準的な応急仮設住宅を定める場合は、個々の身体状況や生活様式、単身・多人数の世帯構成等、多様な世帯の入居に対応できるように、できる限り複数の標準的な規模・仕様を設定すること。

オ 一般対策との連携体制

(ア)応急仮設住宅入居者に対して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるように関係部局・市町村等と連携が図れる体制を確立しておくこと。特に、民生委員、保健師の訪問等、積極的な需要等の把握に努め、被災者の心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder, PTSD)等に対応する中長期的な精神保健対策の実施についても留意すること。

(イ)大規模な応急仮設住宅団地を整備する場合は、入居者の日常生活の利便性を確保するため、商業施設の設置、路線バスの増発・新規開設等に配慮する必要があるので、関係部局等と連携が図れる体制を確立しておくこと。

カ 応急仮設住宅の手引き(マニュアル)の作成

応急仮設住宅の設置が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ応急仮設住宅設置の手引きを作成し、災害発生時の実務や事前準備(建設、用地の選定確保)等を明確にしておくこと。なお、応急仮設住宅については、「応急仮設住宅建設必携 中間とりまとめ」を配布しているので、作成する際の参考にされたい。

(3)その他の救助

エ 住宅の応急修理

発災後、速やかに住宅の応急修理を行うことは、避難生活の早期解消の観点からのみならず、被災者に対し生活再建の道筋を早期に提示する観点からも重要であることから、あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておくこと。

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

2 応急仮設住宅の供与

(1)趣旨

ア 災害が発生したときには、速やかに法による応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、建設型応急住宅の建設、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(賃貸型応急住宅)又はその他による供与によって実施すること。なお、民間賃貸住宅の借上げについては、優先的に借り上げられるよう、国土交通省及び厚生労働省による「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について」(平成24年4月27日)や「災害時における民間賃貸住宅の活用(手引書のとりまとめ)について」(平成24年12月4日)等を参考にあらかじめ民間賃貸住宅の空き住戸の把握や、関係団体等と協議・協定を行うことにより、円滑な実施を図ること。

イ 大規模災害時には、応急仮設住宅の早期設置のため、発災後当初は、一定の見込み戸数をもって一定戸数の早期発注・着工が重要となる。その後、被災住民への意向調査等によりニーズ把握を行い、追加で発注・着工することになるので、迅速な対応を図られたいこと。なお、ある程度の空きが生じることはやむを得ず、その場合は内閣府と協議により災害救助費等負担金の対象経費となること。

(2)対象者

法による応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に対して提供することを原則とする。なお、迅速な対応が必要であるが、災害による混乱時には十分な審査が困難であり、資産の被害や被災後の所得の変化等も勘案すると、一定額による厳格な所得制限等はなじまないし、また、実際に行っていないが、資力要件については制度の趣旨を十分に理解して運用すること。

ア 当該時点では住家に直接被害はないが、二次災害等により被害を受けるおそれがあるなど、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者と同等と見なす必要がある場合は、内閣府と連絡調整を図ること。

(注)地滑り又は火山噴火等により、市町村長の避難勧告等を受け、長期にわたり自らの住居

に居住できない者などが考えられる。

イ 特別な事情があり、その他の者に対して法による応急仮設住宅を提供する必要があるときには、事前に内閣総理大臣に協議すること。

ウ 就学・就労等の個人的な生活環境の変化による仮設住宅の住み替えは、応急的な救助の範囲を超えることから、原則として認められないところである。しかしながら、緊急やむを得ない場合については、次の点に留意のうえ、応急的な救助の実施主体である被災県において、個別に対応して差し支えない

(ア)家主の都合により賃貸契約の更新を拒否された場合

(イ)建設型応急住宅への集約等、行政側の都合による移転など本人の責めによらない場合

(ウ)配偶者からの暴力であるDV(ドメスティック・バイオレンス)被害等で同居を続けることにより、身体・生命に危険が及ぶ場合などの世帯分離の場合

(エ)エレベーターのない公営住宅等で、入居後の健康悪化により昇降が困難となった場合の低層階への転居などの場合

(オ)入居後の健康悪化(重篤な疾病に限る)により、医療機関近傍への転居が望ましいことが証される場合

(カ)前各号に掲げるほか、緊急やむを得ない場合については、事前に内閣総理大臣に協議すること。

エ「被災した住宅の応急修理」又は「障害物の除去」との併給は認められないこと。

(3)期間

ア 法による建設型応急住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、賃貸型応急住宅、又はその他による供与するものについては、災害発生の日から速やかに提供できるよう努めること。これにより難しいときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

イ 建設型応急住宅の供与期間の上限については、建築基準法上の応急仮設建築物に係る存続期間を踏まえ、原則2年としている(賃貸型応急住宅については建築基準法上の問題は生じないが、建設型応急住宅との均衡を図るため、供与期間の上限を同じく原則2年としている。)

その上で、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」(平成8年法律第85号。以下「法」という。)に基づき、政令により、法第2条第1項の特定非常災害として指定されていることを前提として、この供与期間を延長する必要がある場合は、内閣総理大臣に協議の上、同意を得た後に、供与期間の延長を行うことができる(賃貸型応急住宅についても同様とする。)

【参考1】具体的事例

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災及び熊本地震では、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」が適用され、建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長され、これに伴い、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間延長の特別基準の協議を行い、国の同意の上、供与期間を延長した。

【参考2】特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第2条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行ふことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅

の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

- 2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要が生じたときは、当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第8条 建築基準法第2条第35号の特定行政庁は、同法第85条第1項の非常災害又は同条第2項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第4項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に1年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(4) 基準額

ア 法による応急仮設住宅の1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、基準告示に定める規模及び額以内とする。

(ア) 建設型応急住宅1戸当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、1戸当たりの平均を示したものであり、全体の平均がこの範囲内であれば差し支えない。

- ① 個々の建設型応急住宅の建設に当たっては、1戸建て又は共同住宅形式のもの、共同生活の可能なものなど、多様なタイプのもを供与して差し支えない。

また、被災者の家族構成、心身の状況、立地条件等を勘案し、広さ、間取り及び仕様の異なるものを設置することも差し支えない。

- ② 迅速性が要求されることから画一的なものの整備に陥りやすいが、時間的な余裕があれば、個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等、様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供することがむしろ望ましい。

また、災害直後の心理的なケアを考慮し、デザイン、色彩等を工夫することにより、快適な生活環境を造ることも検討すること。

- ③ 大規模災害等で多くの建設型応急住宅を設置する場合、迅速性が要求されるため、同一敷地に同一規格のものを機械的に設置しがちであるが、長期化も想定されるので、できる限り設置後の街並みや地域社会づくりにも配慮し、安全性及び迅速性を損ねない範囲で、設置位置の工夫や、異なるタイプのもを組み合わせる等の方法を検討することが望ましい。

- ④ 大規模災害等の発生直後においては、個々の需要の把握は極めて困難であることから、当該地域の平均的な家族構成、心身の状況等を勘案し、応急仮設住宅の供与を希望する世帯を集計し、当面は、それにより、広さ、間取り及び仕様の異なるものの割合等を定めて建設を始めることが現実的方法と考えられる。

- ⑤ 市街地等で十分な建設用地が得られない場合には、省スペース化を図るため、炊事場、トイレ、風呂等を共用するタイプの設置も検討すること。

- ⑥ 大規模な建設型応急住宅の建設に当たっては、完成までに時間を要するため、ライフラインの施工業者と連携を図り、小規模単位での完成・引渡しを行い、入居時期を早めることを検討すること。
- ⑦ 高齢者・障害者等の利用に配慮した住宅の仕様はだれにとっても利用しやすいことから、通常の建設型応急住宅にあってもできる限り物理的障壁の除去された(バリアフリー)仕様とすること及び車椅子等に乗車したままでも日常生活が営めるよう工夫を施すことが望ましい。
- ⑧ 建設型応急住宅の建設に当たっては、相応の理由があるときを除き、規格、規模、構造、単価等の面で市町村間の格差が生じ、被災者に不公平感を与えないよう、都道府県は広域的な調整を行うこと。
- (イ) 法による建設型応急住宅の設置のため支出できる費用には、資材費、労務費、附帯設備費、輸送費、建築事務費、解体撤去費等を含むものである。また、賃貸型応急住宅、又はその他により供与するものである場合の支出できる費用には家賃、共益費、敷金、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料、火災保険料等、民間賃貸住宅等の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものを含むとして、地域の実情に応じた額とする。ただし、光熱水費、駐車場料及びペット飼育追加料等については自己負担を原則とする。
- ① 建築工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させた場合、当該従事者の実費弁償の額は、原則として法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に含むものとする。
- ② 高齢者、障害者等の安全や利便に配慮した構造・設備とするための費用、暑さ寒さ対策のための断熱材等の費用、敷地内の建物に附帯する屋内外各種設備の整備費用は一定程度の範囲で含まれている。
- なお、基準告示に定める建設型応急住宅の設置のために支出できる費用の算定に当たって想定されている費用は、次の費用である。
- a 酷暑地や極寒地を除く地域における暑さ寒さ対策のため躯体に使用する断熱材の費用
 - b 特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器(風呂用、台所可もあり)等の整備費用
 - c 建設型応急住宅の周辺の屋外及び屋内の給排水等の衛生設備、電気設備及びガス設備(ガス台含む)等の整備費用
 - d 段差解消を図るための手すり、スロープ等を一部に設置する費用
- ③ 敷地内の外灯、簡易舗装等の外構整備及び冷暖房機器等の建物に附帯する設備については、建設型応急住宅の附帯設備として認められるので、次により取り扱うこと。
- a 法による建設型応急住宅の設置のため支出できる費用の額以内で整備できる場合は整備して差し支えない。
 - b 基準告示に定める建設型応急住宅の設置のため支出できる費用の算定上、常時必要な設備と予定していないので、この費用の額以内で整備できないが、特に必要と認められる場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。
- ④ 建物に附帯しない器具・備品の類は、原則として建設型応急住宅の附帯設備の対象とならない(ガス台、電灯の傘等は附帯設備とされている。)ので、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等として取り扱うこと。

【参考】「建設型応急住宅の附帯設備」と「被服、寝具その他生活必需品」

- ・ 建設型応急住宅の一部となる附帯設備は、原則として設置工事を伴い、躯体に固定された(持ち運びできない)設備をいう。
- ・ 持ち運びできる器具等は原則として被服、寝具その他生活必需品の範囲に含まれると解される。
- ・ 建設型応急住宅の引き渡し時に整備済みの電球、電灯の傘、ガス台、消火器等の類は、特例的に法による応急仮設住宅の費用として差し支えない。

(注1) 法による建設型応急住宅は、通常の住宅と異なり、その性格から、何の準備もない者が、直ぐに入居して使用できるように、最低限の整備がなされているのが通常だからである。

(注2) 電球、電灯の傘、ガス台等について、被服、寝具その他生活必需品で対応することも勿論差し支えないが、この場合、同費用で建設型応急住宅にあらかじめ整備して入居させるか、入居後に直ちに給与又は貸与するように留意すること。

- ⑤ 建設型応急住宅の防災対策等を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となるため、具体的な整備に当たっては、それぞれの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施されたい。
- a 建設型応急住宅の野外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置
 - b 集会所、談話室へのAED(自動体外式除細動器)の設置(なお、設置に当たっては、必要な場合に活用できるよう、管理者等に定めるなど適切な管理を行うこと。)
 - c 各住戸、集会所及び談話室内への消防法令に定める煙感知器や非常ベルの設置
- ⑥ 法による建設型応急住宅の建設用地は公有地を原則とするほか、特に問題がないときの被災者の土地等、無償提供される土地を予定している。ただし、多くの建設型応急住宅の建設が必要な場合等においては民有地の借上げについても認められる。

イ 建築資材等をリースにより法による建設型応急住宅を設置するとき(以下、「リース方式」という。)は、次により取り扱うこと。

(ア)リース方式の場合は、次年度以降に費用負担が生じる可能性があるが、災害救助費が翌年度にわたる債務負担を想定していないことから、契約は単年度毎の契約とし、(イ)により年度毎に必要な経費を支出することが原則であるが、従来(ウ)により取り扱う事例も多い。

(イ)単年度契約とし、年度毎に必要な経費を支出する場合は、各年度の建設型応急住宅の設置のため支出できる費用の額、次年度以降の設置継続の要否及びその期間、次年度以降の予算措置、契約の方法等の問題があるので、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

(ウ)リース方式により法による建設型応急住宅を設置し、建築資材の2年間分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等を含め、前払として設置年度に支払った場合は、次の理由からその額を当該年度の費用として差し支えないこととしている。

なお、設置年度に前払いできる費用は、原則として契約時に払う2年間分以内の建築資材等のリース料及び解体時の解体撤去費(最低限必要な敷地復旧費を含む。)の範囲内に限る。

① 当該年度に支出したものであること。

② リース方式の場合、経費の大半が建設に伴う工事費であり、このほか、建築資材の2年間分のリース料及び解体撤去時の解体撤去費用等を含めて当初に一括払いの契約が行われているのが通例であること。

③ 入居者の精神的安定を図るため、一定期間の居住期間を確実に確保しておく必要があること。
(エ)リース方式による法による建設型応急住宅を(ウ)により取り扱い、2年末満で供与を中止する場合は、原則として次によること。

- ① 2年間の供与を想定して支出できる費用を定めていることから、原則として、契約に当たっては、極めて短期間のうちに途中解約した場合には返還金が生じる契約とすること。
- ② 概ね2年程度の供与が予定され、途中解約時に返還を求める契約より返還を求めない契約の方が割安となるなどの理由により、返還を求めない契約をする場合は、契約前に内閣府と十分に調整を図ること。この場合、交付決定時の交付条件が変わるので特に留意すること。
- ③ リース料に返還金が生じた場合、災害救助費負担金の確定時に精算することができる場合は、確定時に精算すること。確定後に返還金が生じた場合には、その返還金の一部を国庫に返還すること。

(5)留意点

ア 法による建設型応急住宅(リース方式によるものは除く)は、その設置後は補助事業により取得した都道府県の財産となり、都道府県によって維持・管理されることを原則とする。

(ア)補助事業により設置した建設型応急住宅は、設置後2年間は、内閣総理大臣の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

【参考】災害救助費負担金交付要綱

(財産の処分の制限)

第13条 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

2 適正化法第22条及び適正化法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表第1及び第2に定める期間並びに第4表に定める期間とする。

第4表

種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
建物	応急仮設住宅	附帯設備を含む。	2年

3 都道府県は、本事業によって取得した財産について、前項の規定により定められた期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(イ)財産処分の制限期間内は、内閣総理大臣の承認を得て処分することが必要であるが、通常、換価処分できるものは換価処分し、その収入は解体撤去等の処分のために必要となる経費に充て、なお残余があるときに負担率に応じた国庫返還金が課される。

(ウ)解体撤去等に要する費用等は、災害救助費で負担できる。ただし、救助が終了し、内閣総理大臣の定める処分制限期間経過後においては有償譲渡等を含め都道府県の定めるところであり、都道府県の判断により救助以外の目的で使用する場合においては、都道府県が負担する。

イ 建設型応急住宅の建設、賃貸型応急住宅の借上げのほか次によること。

(ア)個々に移動又は設置が可能な、いわゆるトレーラーハウス、モバイルハウス及びキャンピングカーなど、その他のものといった多様なタイプのものによる提供にあたっては次の点を考慮すること。

- ・建築基準法上の取扱いに準拠させた上で、仕様等が応急仮設住宅として適切かどうか都道府県において判断すること。
- ・給排水設備、電力等の接続工事、設置する敷地の整地工事などの付帯工事が必要となることが想定される。
- ・提供期間中、事業者によって維持管理及び補修等が行われる体制を確保すること。

(イ) 公有の倉庫等を、基準告示に定める建設型応急住宅設置のため支出できる費用を大幅に下回る額の範囲で改造等を行い、法による建設型応急住宅として供与することは、特例的に認めることもあるので内閣府と連絡調整を図ること。

(ウ) 公有の倉庫等を改造して法による建設型応急住宅として利用する場合は、改造後の居住性等を十分に勘案するとともに、供与期間終了後の退去等にも問題が生じないよう十分に配慮する必要があること。

(エ) 特に、被災者自身の所有する建物等を改造し、法による建設型応急住宅として供与することは制度の趣旨から原則として認められない。

ウ 法による建設型応急住宅の供与は、通常は行政を経由しない次のような経費を除き、無償で提供されるのが通例である。

なお、内閣総理大臣が定める処分制限期間内に何らかの収入があった場合は、その内容によって国庫負担相当額が返還となる場合もあるので、内閣府と事前に連絡調整を図ること。

また、内閣総理大臣が定める処分制限期間経過後は、例え有償で提供されるなどの場合であっても、原則として国庫への返還は必要ない。

(ア) 個人が負担すべき応急仮設住宅の維持及び管理に必要な経費

(イ) 入居者の自治会等が徴収する共益費等

エ 応急仮設住宅への入居決定に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。

ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない。

(イ) 入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者・障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮すること。

また、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。

(ウ) 応急仮設住宅は、入居者に対し一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去される、あるいは退去すべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておくこと。

オ 応急仮設住宅は、一時的居住の場ではあるが、一定期間はそこで生活が営まれるものであることから、次の点に留意の上、地域社会づくりにも配慮すること。

(ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮すること。

(イ) 大規模な建設型応急住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図ること。特に長期化が想定されるときには、これらの拠点として建設型応急住宅への集会施設の設置についても検討すること。

(ウ)建設型応急住宅の集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、都道府県又は市町村、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も可能である。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。

(エ)高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会等を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること。

カ 法による応急仮設住宅への入居後は、一般的に法による救助を必要とする状況は解消されたと考えられ、法による救助は行われぬのが通例であるので、次により、入居者が必要とする一般対策(災害復旧対策等を含む。)が十分に行き渡るよう配慮すること。

(ア)関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対し、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるよう配慮すること。

(イ)特に、大規模災害等の後には、心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder, PTSD)に対応するため、中長期的な精神保健対策の実施に留意すること。

(ウ)被災者によっては精神的な打撃のため要望等が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健師、その他各種行政相談員の訪問等により生活面や保健、医療面でのニーズの積極的な把握に努めること。

(エ)行政サービスの提供に当たっては、(ウ)のような事例に留意し、通常の場合以上に利用者の便宜を考え、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する等、関係部局の連携が図られるよう配慮すること。

(オ)大規模な建設型応急住宅団地には、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じ商業施設の設置、路線バスの増・新設等を行うこと。

キ 法による応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあることを認識し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援し、応急仮設住宅の早期解消に努めること。

(ア)恒久住宅需要の的確な把握

(イ)住宅再建に対する支援策の周知徹底

(ウ)公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知

(エ)高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等

(オ)その他住宅等に関する十分な情報の提供等

【参考】平成27年9月関東・東北豪雨災害においては、民間企業より住宅の短期の無償提供の申し出があった。

※なお、このような場合は、被災者に対し、申し出を受けることで自力再建を果たしたとみなすことから、災害救助法による応急仮設住宅の提供は受けられない旨、よく説明しておくこと。

ク 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、次により老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)を設置できる。

- (ア)福祉仮設住宅は、段差解消のためのスロープの整備及び手すりの設置等に配慮するほか、その他の設備・構造面においても、高齢者、障害者等の安全及び利便に配慮すること。
- (イ)福祉仮設住宅は、老人居宅介護等事業等による生活援助員等による支援や居住者の互助が図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、調理室、風呂、便所等の一部又は全部の共同利用を前提とした設備とすることができる。
- (ウ)福祉仮設住宅は、被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数として差し支えない。したがって、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備は勿論、老人居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋も設置戸数としては数えないこととして差し支えない。
- (エ)福祉仮設住宅の生活援助員は、必要に応じて老人居宅介護等事業等により配置することが予定されており、本法により配置することは予定していないので、次の点について担当部局と十分に連携を図る必要がある。

- ① 必要に応じて保健福祉施策により生活援助員を配置すること。
- ② その他、居住者が必要とする保健福祉サービス等が適切に提供される体制を整備すること。

ケ 建設型応急住宅の集会施設は、概ね50戸以上の建設型応急住宅を概ね一つの敷地内に設置した場合に、居住者の集会等に利用するため設置できること。

また、この場合、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情等があると認められるときは、内閣総理大臣と協議の上、10戸以上50戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できること。

- (ア)概ね一つの敷地内に設置した場合とは、同一敷地内のほか、近接する地域内に設置する場合も含む。
 - (イ)1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は内閣府と協議して個別に定めること。
 - (ウ)光熱水料等の維持管理費は都道府県が負担すること。ただし、市町村が各種サービスの提供に利用するため、その一部又は全部を負担すること、また、利用者の使用に当たっての実費徴収を妨げるものではない。
 - (エ)管理運営は原則として都道府県が行うこと。ただし、市町村又は建設型応急住宅入居者による自治会に委託することは差し支えない。
 - (オ)(ウ)及び(エ)のただし書きによる場合、関係者の協議により定めること。この際、都道府県は市町村等に過度の負担を課してはならない。
 - (カ)建設型応急住宅の集会施設は、次により、建設型応急住宅の一部として設置できることとしている。
 - ① 建設型応急住宅の集会施設は、マンション等の集合住宅の共用施設の如きものと考え、共同生活型の建設型応急住宅の共用設備と同様に、建設型応急住宅の一部として設けることができることとしたものである。
 - ② 建設型応急住宅の一部であるから、通常は基準告示に定める1戸当たりの規模及び設置のため支出できる費用の範囲で対応すべきであるが、50戸以上という比較的大規模な仮設住宅には、これを超えて別に設置できることとしたものである。
- コ 賃貸型応急住宅においては、被災者が様々な賃貸物件に居住していることから、これまで被災者のコミュニティ等に利用できる施設を設置していないのが実情である。このため、賃貸型応急住宅に入居中の被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域のコミュニティ等(集会施設)を次により設置できること。

- (ア)賃貸型応急住宅についても、集会施設を設置することを可能とすることとしたので、必要に応じて、地域の実情や高齢者・障害者等の利用にも配慮した、集会等に利用するための施設の設定を検討すること。
- (イ)集会施設は、地域の公民館やコミュニティセンター、既存の物件(商店街の空き店舗や古民家等)や民間賃貸住宅の借り上げにより設置すること。(新たな集会施設の建設は認めない。)
- (ウ)また、地域の実情に応じて、被災者を受け入れ易いよう駐車場が併設されている施設が望ましい。
- (エ)集会等に利用するための施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行われたい。(集会等に利用するための施設の光熱水料等の維持管理費や管理運営については、建設型応急住宅の取扱いと同等とする。)

(6)必要な書類

法による応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 応急仮設住宅台帳

ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書

エ 応急仮設住宅使用賃借契約書

オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類

9 被災した住宅の応急修理

(1)応急修理の実施

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、実施要領(別添3「(災害名)における住宅の応急修理実施要領(例)」参照)を定めるとともに、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図られたい。

【参考】住宅の応急修理制度の拡充「一部損壊(準半壊)」(仮称)の創設

令和元年8月の豪雨災害や台風第15号による災害により、極めて多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常の生活に著しい支障が生じたことから、応急修理制度を拡充し、恒久的制度として、一部損壊の住家のうち損害割合が10%以上の被害が生じたもの(以下「一部損壊(準半壊)」という。)について支援の対象とすることとした。

※ 損害割合10%以上20%未満の被害の住家に対し、リ災証明書の「被害の程度」欄には、少なくとも「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊(準半壊)」及び「一部損壊(10%未満)」の区分を記載すること。さらに、地方公共団体の独自支援策において必要とされる場合には、これら以外の区分を記載することも考えられる。

(2)期間

法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するよう努めることとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うこと。

【参考】平成19年(2007年)能登半島地震においては、被災地は、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており(半島振興法)、実際に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、同年3月25日から7月25日迄の期間の延長をあらかじめ特別基準として対応した。

(3)対象者

法による住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者(「半壊」及び「一部損壊(準半壊)」)又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(「大規模半壊」)に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行うものである。

また、実施に当たっては、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であって、かつ、応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げを含む)を利用しない場合が対象となる。その趣旨は、法に基づく応急修理は、住家が半壊等の被害を受け、そのままでは住むことはできないが、その破損箇所を手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるようにするものであるのに対し、応急仮設住宅の供与は、住宅が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、仮の住まいとして提供されるものであるため、その対象が異なるためである。

ア 法による住宅の応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないので、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象とする。

ただし、被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

イ 住家が半壊、半焼又は一部損壊(準半壊)の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、法による住宅の応急修理の対象とはならない。

ウ 災害のため住家が半壊、半焼又は一部損壊(準半壊)の被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」(別紙様式2)を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。資力要件については、制度の趣旨を十分理解して運用すること。

※ 平成28年5月までは前年(又は前前年)の世帯収入について確認を求めていたが、この要件が撤廃となり、所得証明書等により資力を把握すれば応急修理を実施できることとなった。(大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、資力要件を問わない。)また、更なる弾力運用を図るため、「資力に関する申出書」(別紙様式2)を提出するだけでよいこととし令和元年10月には、事務連絡を発出して、その取扱いについて改めて明確化を図ったところである。

エ 法による住宅の応急修理は、直接災害により住家に被害を受けたもののみを対象とすることを原則としているが、これは災害以外の理由によるものは、その原因者による賠償等で対応されるのが原則であるからである。

したがって、地震等により引き起こされた火災や地滑り等の二次災害、消火活動の破壊消防による損壊等は対象となり、その他、真にやむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施できることとされている。

オ 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、法による住宅の応急修理の対象とはならないものであること。

ただし、全壊等であっても修理すれば居住することが可能なら、内閣総理大臣と協議のうえ、住宅の応急修理の対象とすることが可能となっている。

カ 借家等の取扱いについては次によること。

(ア)借家等は、通常はその所有者が修理を行うものである。

(イ)借家等の所有者は、自らの資力をもって応急修理をできるだけ相当額の貯金又は不動産がなく、応急修理をできるだけの一時的な借金ができないとは考えにくい、住宅の修理は前述のとおり住宅の再建又は住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行わず、また、居住者の資力をもってしては修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。この場合、住宅所有者に行うものではないことから、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない。

(ウ)1人の者が複数の借家等を所有する場合、通常は所有者に修理する資力がないとは考え難いが、現に所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理し難い場合は、そこに生活する世帯が複数であれば、それぞれの世帯単位(ただし、2世帯以上で通常の1戸の住宅に居住していた場合は、原則として1戸とすること。)に、その支出できる費用の額以内で行って差し支えない。

(4)基準額

法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

ア 法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、大工、左官等の工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のために支出できる費用の額に含まれるものである。

イ 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

(5)留意点

ア 応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(ア)基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。

- ① 災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ② 内装に関するものは原則として対象外とする。
ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解される。また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④ 家電製品は対象外である。

【参考】住宅の応急修理にかかる工事例

- ・ 壊れた屋根の補修(瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む)
- ・ 傾いた柱の家起こし(筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る)
- ・ 破損した柱梁等の構造部材の取替・壊れた床の補修(床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。)
- ・ 壊れた外壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする)
- ・ 壊れた基礎の補修(無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む)
- ・ 壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む)
- ・ 壊れた給排気設備の取替
- ・ 上下水道配管の水漏れ部分の補修(配管理め込み部分の壁等のタイルの補修を含む)
- ・ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む)
- ・ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替(便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む)

イ 手続きの流れ

(ア) 災害発生前にあらかじめ行っておくこと

- ① 都道府県又は事務委任を受ける市町村(以下、「都道府県等」という。)が、応急修理(全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等)について、業者に周知する。
- ② 都道府県等が業者指定を行う。必要に応じて追加削除等の指定業者リストの管理を行うこと。

(イ) 災害発生後の手続き

都道府県等は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1及び図2のとおり。

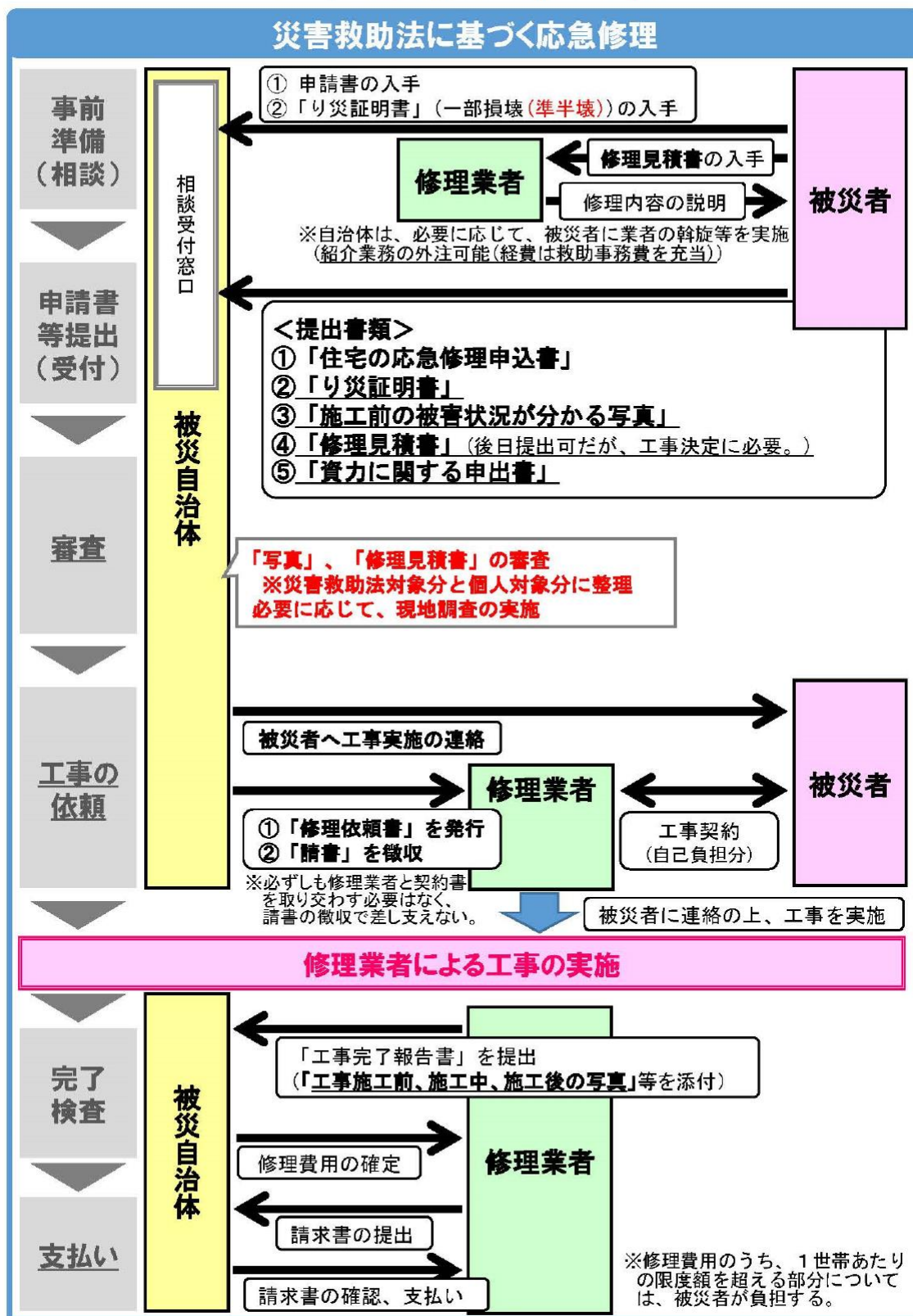
住宅の応急修理に係る県と市町村の事務分担

実施項目	千葉県業務	市町村業務
① 県・市町村の担当責任者の確定（土木、住宅、建築部局への協力要請含む。）	○	○
② 内閣府への特別協議の実施	○	×
③ 被害認定調査の実施		
④ リ災証明書の発行		
⑤ 修理業者への業務内容説明		
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 （障害物の除去等と同一の相談窓口でも可）		
⑦ 被災者からの申込様式の作成		
⑧ 県・市町村の申込受領に関する様式等の作成		
⑨ 被災者からの申込受付、受領、審査 （被災住家の状況の確認（写真等で確認も可）） （被災者への十分な説明）		
⑩ 修理見積書の確認		
⑪ 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴収		
⑫ 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明		
⑬ 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了検査の実施		
⑭ 修理業者からの請求書の提出の確認		
⑮ 修理業者に対する負担行為・支払い		

※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

※ 県・市町村の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



(6) 必要な書類

法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 住宅の応急修理記録簿
- (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- (エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類

別紙 1

住宅の応急修理にかかる工事例

1 典型的な応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- (5) 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 大雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（× 洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - × 壊れていない便器の取り替え
 - × 古くなった壁紙の貼り替え
 - × 古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、下記の取扱とする。
 - ・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とする。
 - ・ 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - (例) × 壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - × 畳や壁紙のみの補修
 - 屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取り替え
- (3) 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例) ○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) 家電製品は対象外である。

<参考> 災害救助法による住宅の応急修理に関する Q&A

事 務 連 絡
令和元年 11 月 22 日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、
群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
新潟県、山梨県、長野県、静岡県
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

災害救助法による住宅の応急修理に関する Q & A
の送付について

今般、台風第 15 号を契機として、災害救助法に基づく住宅の応急修理について、一部損壊の住宅のうち、日常生活に支障を来す程度の被害が生じた住宅についても支援の対象としたところ。

具体的には、例えば、従前は、一室が使用できない場合でも、別に部屋が使用できる状態であれば救助は不要という考え方であったが、近年災害が頻発し、一部損壊であっても日常生活に支障が生じるケースが極めて多数発生したことや、生活水準が向上したことにより、従前の考え方が社会通念上必ずしも常識的な考え方とは言えない状況になってきたとの理由から、今回、「一部損壊（準半壊）」（仮称）まで応急修理の対象を拡大することとしたところである。

上記に加え、応急修理の範囲（屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所）について各自治体における取扱いがそれぞれ異なる事例が見受けられたところ、これを踏まえ、内閣府において、「住宅の応急修理に関する Q & A」を整理したので別紙のとおり周知する。

貴職におかれては御了知されるとともに、管内市町村に対し周知を図られるようお願いしたい。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
被災者行政担当

内閣府政策統括官（防災担当）

令和元年 11 月 21 日現在

災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する Q & A
(市町村職員・被災者向け)

	質 問	回 答
1	住宅の応急修理とはどのような制度なのか。	<p>災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊（準半壊）（仮称）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接業者に支払う制度です。</p> <p>【基準額（消費税込み）】 半壊・大規模半壊：595,000 円以内 一部損壊（準半壊）：300,000 円以内</p>
2	住宅の応急修理費用を貰って自分で業者に発注することは可能か。	<p>修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。</p> <p>ただし、上記 1 の金額を超える修理を行う場合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただく必要があります。</p>
3	住宅の応急修理の範囲はどこまでか。	<p>住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な部分です。</p> <p>なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象外です。</p>
4	応急仮設住宅に入居した場合、住宅の応急修理はできるのか。	<p>住宅の応急修理は、応急仮設住宅に入居することなく、何とか自宅で日常生活を継続できるようにするための制度です。このため、応急仮設住宅と住宅の応急修理の併給はできません。</p>
5	災害救助法に基づく住宅の応急修理と被災者生活再建支援法の支援金は併給してもよいか。	<p>併給は可能です。</p> <p>住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊など支援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支援金も合わせて活用することができます。</p> <p>なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記 2 と同じく自己負担分の契約が必要となります。</p>
6	公営住宅、市営住宅、国家公務員宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅への避難をしても住宅の応急修理は可能か。	<p>在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急修理の実施は可能です。</p> <p>また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難していた場合でも、応急修理の実施が可能です。</p> <p>ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前提となります。</p>

	質 問	回 答
7	駐車場や倉庫も応急修理の対象としてよいか。	住宅の修理が対象となります。 駐車場や倉庫は対象外です。
7 -2	家電製品は応急修理の対象となるのか。	家電製品は応急修理の対象外となります。 エアコンの室外機も応急修理の対象外です。
8	住宅の応急修理の申込みはいつまでに行わないといけないのか。	修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れることもあります。期限は設けておりません。 なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速やかな完了に努めていただきますようお願いします。
8 -2	住宅の応急修理の完了期限が1ヶ月とされているが、延長は可能か。	内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は1ヶ月となっておりますが、この期間での救助の適切な実施が困難な場合には特別基準により期間の延長が可能です。 その上で、被災者の最後の一人が応急修理を完了するまでは延長を継続する必要があります。
9	被災者の所得に関係なく対象となるのか。	世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断することとしています。 ※ 平成28年5月までは前年（又は前々年）の世帯収入について確認を求めていたが、この要件は撤廃している。
10	住宅の応急修理に必要な書類は何ですか。	申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 ① 住宅の応急修理申込書（様式1号） ② リ災証明書 ③ 施工前の被害状況が分かる写真 ④ 修理見積書（様式3号） （後日、提出可だが、工事決定までに必要） ⑤ 資力に関する申出書（様式2号） 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加される場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口を確認してください。 また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要になりますので留意願います。
11	大規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）かどうかは、どのように確認するのか。	リ災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認します。 また、リ災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害状況が分かる写真などで代用し、リ災証明書が交付を受けた段階で提出いただければ結構です。

質 問	回 答
12 単身赴任等により住民票を移動せず居住していた住宅が被災した場合、住宅の応急修理の対象となるか。	今後も引き続き被災した住宅に住み続ける場合には、複数月分の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資料により居住の実態が判断できれば問題ありません。
13 全壊した住宅は応急修理の対象とされないのか。	全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能なら、応急修理の対象とすることが可能です。
14 1階が店舗や事務所として利用している併用住宅は住宅の応急修理の対象となるか。	住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とするため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。
15 住民票は一つだが、例えば「母屋」と「離れ」のように別居している世帯の場合、「母屋」と「離れ」それぞれで修理を受けることはできるか。	世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、それぞれで応急修理は可能です。
16 複数階建て共同住宅の共用部分は修理対象となるか。共用部分が利用できないと上層階に行くことができない。	① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りなどにより入居者の正式な同意（同意書）が得られれば、入居世帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する資料が必要となります。
17 D I Yの材料費は、住宅の応急修理の対象となるか。	D I Yは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外となります。
18 仕様がグレードアップになる工事は対象となるか。	例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対象として差し支えありません。
19 屋外設置型給湯器は応急修理の対象となるか。	浸水等により破損した給湯器（配管、貯湯タンク、室外機）は対象となります。
20 床上浸水により汚泥が堆積し、洗い流しても悪臭が取れない、カビが発生するなど、そのままでは生活できない場合、破損はなくても修理の対象となるか。	汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、応急修理の対象として差し支えありません。 また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。

質 問		回 答
21	住居内の土石や木竹の除去は応急修理の対象となるのか。	住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しません。 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でその旨相談願います。
22	応急修理に伴い廃棄する廃材の処分費等は、応急修理制度の対象となるか。	応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急修理制度の対象となります。 また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もありますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。
23	床の修繕に合わせて畳敷きをフローリングに変更してもよいか。	当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えありません。 ただし、床暖房などの追加設備（グレードアップ）は自己負担となりますので留意願います。
23-2	畳の交換は対象となるのか。	床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 畳だけの交換は対象となりません。 また、床と併せて交換を行う畳の枚数に上限設定はありません。
24	床板を修理するうえで、床下断熱材は対象となるか	浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、その交換については応急修理の対象として差し支えありません。
25	浸水した部分の床壁の修繕は対象となるか。(断熱材、石膏ボード張替など)	一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、交換の対象として差し支えありません。 その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替えの対象となります。
26	内部建具（ドア、ふすま、障子）は対象となるか。	損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合などについては応急修理の対象として差し支えありません。 なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象にはなりません。
27	破損した内壁（土壁）は対象としてよいか。	珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとポロポロになってしまう可能性が高いため、対象として差し支えありません。
28	エアコンの室外機は修理の対象となるか。	エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりません。

質 問	回 答
29 従前、井戸水を使用していたが、災害後、井戸が濁って、飲めなくなった。住宅の前に水道管が通っており、敷地内の配管を行えば給水が可能であるため配管を行いたいが、この工事は応急修理の対象となるのか。	新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範囲とはならないため、対象とはなりません。 上水道事業を所管する担当窓口にご相談願います。
30 浸水被害により、浄化槽ブロワーが故障した。ブロワーの交換は応急修理の対象となるか。	浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありません。
31 台所の流し台（キッチン）を交換することは応急修理の対象となるか。 また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。	損傷した流し台（キッチン）は住宅の基本設備であり、交換は応急修理の対象として差し支えありません。 IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。 ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らかなグレードアップは応急修理の対象外となります。
32 ガスコンロは対象となるか。	ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布していることから応急修理の対象外となります。
33 便器が使用できない状態になった。応急修理の対象となるか。	応急修理の対象として差し支えありません。（暖房便座は可。） ただし、温水洗浄便座（ウォシュレット等）は応急修理の対象外となります。
34 浴槽に汚泥や石が入り、破損又はひびが入っている。応急修理の対象となるか。	修理・交換の対象として差し支えありません。
35 各住戸に設置している防災行政無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。	応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。
36 59万5千円以内あるいは30万円以内であれば、修理を複数業者へ依頼することは可能か。	修理を工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。
37 住宅の修理の見積を依頼したら、100万円の見積書が提示された。応急修理の限度額を超える場合は、どのように申し込んだらよいか。	被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書（様式第2号）を作成し、各市町村窓口へ提出してください。 なお、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については、申請者と業者で別途契約をしていただく必要があります。 修理総額 100.0万円の場合 応急修理 59.5万円以内 （応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。） 自己負担 40.5万円以上

質 問		回 答
38	<p>応急修理業者は指定業者から選択しなければいけないのか。</p> <p>自分の家を建ててくれた業者又は大工に施工してもらってはいけないのか。</p>	<p>応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは可能です。</p> <p>ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただくようお願いしてください。</p> <p>(ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されている業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。)</p>
39	<p>応急修理の申請時に提出する「り災証明書」、「住民票」は、コピーでよいのか。</p>	<p>コピーで差し支えありません。</p>
40	<p>見積書に添付する被害状況を示す資料として図面の添付は必要か。</p> <p>数量を示すために図面は必要か。</p>	<p>工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただければ問題ありません。</p> <p>図面の添付は必要ありません。</p> <p>また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。</p>
41	<p>住宅の応急修理に定める申請書等の様式を加筆・修正してもよいのか。</p>	<p>地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いませんが、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないことが原則となります。</p>
42	<p>修理業者が通常使用している見積書に変更してもよいのか。</p>	<p>住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。</p> <p>内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付いただくことは差し支えありません。</p>

(別添 4)

令和元年度災害救助基準

令和元年 10 月 23 日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	

別冊資料③ 災害時の住まいづくりに関する支援制度の概要

≪被災者支援に関する各種制度（内閣府）≫

【出典】「被災者支援に関する各種制度の概要」, 内閣府, 令和元年11月1日現在

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/pdf/kakusyuseido_tsuujou.pdf

住まいの確保・再建のための支援 ～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

住まいの被害状況に応じて

※全壊、大規模半壊、半壊等被害程度を証明するものとして「罹災証明書」があります。
p.25をご覧ください。



制度の名称 **被災者生活再建支援制度**

支援の種類 給付

●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。
●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。
(世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。)

■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

	住宅の被害程度	
	全壊等	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。

●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。

詳しくは、内閣府の防災情報のページ
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>
「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。

制度の内容

活用できる方

●住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。

（※）下記の世帯を含みます。

- 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
- 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。

※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が10世帯以上全壊した災害等です。

お問い合わせ 都道府県、市町村

住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）																
支援の種類	貸付（融資）																
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません*。 ※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <th colspan="2"></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="font-weight: bold;">基本 融資額</td> <td>建設資金</td> <td>1,680万円</td> <td rowspan="3">35年</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金</td> <td>970万円</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td>450万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特例加算額</td> <td>520万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（建設資金 2,200万円、土地取得資金 970万円、整地資金 450万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html） 又は下記のお問い合わせ先 にご確認ください。</p>			融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本 融資額	建設資金	1,680万円	35年	土地取得資金	970万円	整地資金	450万円	特例加算額		520万円	
		融資限度額（※1）	返済期間（※2）														
基本 融資額	建設資金	1,680万円	35年														
	土地取得資金	970万円															
	整地資金	450万円															
特例加算額		520万円															
活用できる方	ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。																
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850																

制度の名称	災害復興住宅融資（新築住宅購入、中古住宅購入）								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、中古住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません*。 <li style="padding-left: 20px;">※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">融資限度額（※1）</th> <th style="width: 35%;">返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>2,650万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>520万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、融資限度額（3,170万円）又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p style="margin-top: 10px;">（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	2,650万円	35年	特例加算額	520万円
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）							
基本融資額	2,650万円	35年							
特例加算額	520万円								
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。								
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850								

制度の名称	災害復興住宅融資（補修）									
支援の種類	貸付（融資）									
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。 ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 ●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">融資限度額（※1）</th> <th style="width: 35%;">返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本融資額</td> <td>740万円</td> <td rowspan="3">20年</td> </tr> <tr> <td>整地資金</td> <td rowspan="2">450万円</td> </tr> <tr> <td>引方移転資金</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	基本融資額	740万円	20年	整地資金	450万円	引方移転資金
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）								
基本融資額	740万円	20年								
整地資金	450万円									
引方移転資金										
活用できる方	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。									
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850									

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<p>●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <p>●概要は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ） <p>※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利</p> <ol style="list-style-type: none"> 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※ （参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
活用できる方	<p>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
貸付限度額	250万円（目安）								
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%								
据置期間	貸付けの日から6月以内								
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）								
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 								
お問い合わせ	都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会								

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金の住宅資金								
支援の種類	貸付（融資）								
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>200万円以内</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>6か月</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>7年</td> </tr> </table>	貸付限度額	200万円以内	貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%	据置期間	6か月	償還期間	7年
貸付限度額	200万円以内								
貸付利率	連帯保証人がいる場合：無利子 連帯保証人がいない場合：年1.0%								
据置期間	6か月								
償還期間	7年								
活用できる方	●住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。								
お問い合わせ	都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所								

制度の名称	公営住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。 ●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 <p>住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかなる方</p> <p>※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。</p>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	特定優良賃貸住宅等への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 <p>災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（48万7千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあつては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）</p>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	地域優良賃貸住宅への入居
支援の種類	現物支給・現物貸与
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができます。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●以下の要件を満たす方が対象です。 <p>災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定めるものであって、その所得が38万7千円以下のもの。</p>
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	障害物の除去（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている方に対して、障害物を除去します。 ●障害物の除去は、都道府県又は市町村が業者等に委託して実施します。 ●障害物の除去の費用は、市町村内において行った1世帯当たりの平均が13万7,900円以内（令和元年10月基準）です。ただし、この費用の額以内で対応できない場合は、事前に都道府県から国へ協議を行うことができます。

活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあって、自らの資力では当該障害物を除去できない方が対象です。なお、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものを除去する場合も対象となります。 ●雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされる場合にも対象となります。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法に基づく住宅の応急修理は、住宅が半壊（半焼）若しくは、これに準ずる程度の損傷として一部損壊のうち損害割合が10%以上20%未満の住家被害を受け、自ら修理する資力がない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。 ●応急修理は、市町村が業者に委託して実施します。 ●修理限度額は令和元年10月基準において1世帯あたり、 <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内 ② 一部損壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内 ●同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ① 災証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び一部損壊（準半壊）」と記載されている方 ② 応急仮設住宅に入居していない方
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	宅地防災工事融資				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容 (独立行政法人住宅金融支援機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>1,190万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </table> <p>※ その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	融資限度額	1,190万円	償還期間	20年以内
融資限度額	1,190万円				
償還期間	20年以内				
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。 				
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850				

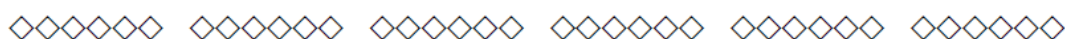
制度の名称	地すべり等関連住宅融資															
支援の種類	貸付（融資）															
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援 機構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。 ●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。 															
	地すべり 関連住宅	地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。														
	土砂災害 関連住宅	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。														
	密集市街地 関連住宅	密集市街地における防災街区の整備に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。														
	<ul style="list-style-type: none"> ●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。 															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">融資限度額</th> <th rowspan="2">返済期間</th> </tr> <tr> <th>移転資金 又は 建設資金</th> <th>土地取得資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設</td> <td>1,680万円</td> <td>970万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>購入</td> <td colspan="2">2,650万円</td> </tr> </tbody> </table>				融資限度額		返済期間	移転資金 又は 建設資金	土地取得資金	建設	1,680万円	970万円	35年	購入	2,650万円	
	融資限度額		返済期間													
	移転資金 又は 建設資金	土地取得資金														
建設	1,680万円	970万円	35年													
購入	2,650万円															
	<ul style="list-style-type: none"> ※ いずれの場合も、特例加算額 520 万円の利用が可能。 ※ その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/jisuberi/index.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。 															
活用できる方	●関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。															
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353 沖縄振興開発金融公庫 098-941-1850															

制度の名称	住宅の耐震化事業
支援の種類	助成・補助
制度の内容	●住宅の耐震性の向上等を図る事業です。
活用できる方	●住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修及び建替え等を行う方が対象です。 ※都道府県・市町村において、助成・補助する制度が設けられている場合のみ対象となります。
お問い合わせ	都道府県、市町村

制度の名称	長期優良住宅化リフォーム推進事業												
支援の種類	補助												
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助します。 ●補助率は1/3で、補助限度額は以下の通りです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リフォーム後の住宅の性能</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合</td> <td>100万円/戸(150万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>長期優良住宅(増改築)の認定を取得した場合</td> <td>200万円/戸(250万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合</td> <td>250万円/戸(300万円/戸)</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は、三世帯同居対応改修工事を実施する場合</p>		リフォーム後の住宅の性能	補助限度額	①	長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸(150万円/戸)	②	長期優良住宅(増改築)の認定を取得した場合	200万円/戸(250万円/戸)	③	②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円/戸(300万円/戸)
	リフォーム後の住宅の性能	補助限度額											
①	長期優良住宅(増改築)認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円/戸(150万円/戸)											
②	長期優良住宅(増改築)の認定を取得した場合	200万円/戸(250万円/戸)											
③	②のうち、更に省エネルギー性能を高めた場合	250万円/戸(300万円/戸)											
活用できる方	●本事業の要件を満たすリフォームを行う方 ※補助の申請は、本事業に登録されたリフォーム工事の施工業者または買取再販事業者												
お問い合わせ	長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室 TEL 03-5229-7568 URL http://www.choki-r-shien.com/h31/index.html												

制度の名称	地域型住宅グリーン化事業						
支援の種類	補助						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー性能や耐久性等に優れた木造住宅の建設及び省エネ改修に対して補助を行っております。 ●補助対象及び補助限度額は下記の通りです。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>長寿命型</td> <td>長期優良住宅の建設に要する費用(補助限度額:110万円)</td> </tr> <tr> <td>高度省エネ型</td> <td>認定低炭素住宅または性能向上計画認定住宅の建設に要する費用(補助限度額:110万円) ゼロ・エネルギー住宅の建設に要する費用(補助限度額:140万円)</td> </tr> <tr> <td>省エネ改修型</td> <td>外壁・窓等の改修、省エネ設備の設置による省エネ改修に要する費用(補助額:50万円)</td> </tr> </tbody> </table>	長寿命型	長期優良住宅の建設に要する費用(補助限度額:110万円)	高度省エネ型	認定低炭素住宅または性能向上計画認定住宅の建設に要する費用(補助限度額:110万円) ゼロ・エネルギー住宅の建設に要する費用(補助限度額:140万円)	省エネ改修型	外壁・窓等の改修、省エネ設備の設置による省エネ改修に要する費用(補助額:50万円)
長寿命型	長期優良住宅の建設に要する費用(補助限度額:110万円)						
高度省エネ型	認定低炭素住宅または性能向上計画認定住宅の建設に要する費用(補助限度額:110万円) ゼロ・エネルギー住宅の建設に要する費用(補助限度額:140万円)						
省エネ改修型	外壁・窓等の改修、省エネ設備の設置による省エネ改修に要する費用(補助額:50万円)						
活用できる方	●本事業の要件を満たす木造住宅の建設または省エネ改修を行う方 ※補助の申請は、本事業に参加している施工業者						
お問い合わせ	地域型住宅グリーン化事業評価事務局 TEL 03-3560-2886 URL https://chiiki-grn.kennetserve.jp/ (お近くの参加工務店を検索できます。)						

制度の名称	リフォーム税制
支援の種類	税制特例措置
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●国税の控除 所得税について、工事内容に応じて20万円～60万円程度の控除を受けることができます。 ●地方税の減額 固定資産税について、工事内容に応じて一定割合（1/3～2/3）の減額を受けることができます。 ※詳細については、国土交通省ホームページの「住宅のリフォームに利用可能な税制特例」（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html）又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。
活用できる方	●耐震リフォーム、省エネリフォーム、バリアフリーリフォーム、長期優良住宅化リフォーム等を行い、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	国税の控除：税務署 地方税の減額：市区町村



(参考) 罹災証明書

罹災証明書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2の規定に基づき、市町村が住家等の被害等の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する書面」であり、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものです。

罹災証明書により証明される被害程度としては、「住家全壊」、「住家半壊」等があり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）等に基づきそれらの判定が行われます。

■被害認定基準

住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
住家大規模半壊	「住家半壊」の基準のうち、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもとする。

詳細については、市町村にお問い合わせください。

別冊資料④ 災害公営住宅制度の概要

【災害公営住宅とは】

- ・災害公営住宅は、地方公共団体が、災害により滅失した住宅に居住していた者で、自力での住宅再建が難しい者に賃貸するために、公営住宅法に基づき建設等をするものである。
- ・災害公営住宅の供給は、一般災害、激甚災害（激甚法に基づく）毎に、以下に示す対象市町村等の要件に基づき実施される。滅失住宅の戸数については、地方整備局等による災害査定が実施される。
- ・災害公営住宅の補助対象となる戸数の限度については、当該災害の被災地全体の滅失住宅戸数の3割又は5割未満となる。したがって、災害公営住宅の整備を行う際には、当該事業主体の地域内の滅失戸数のみでは判断できない場合も生じるため地方整備局等への相談が必要である。

【一般公営住宅と災害公営住宅の制度の比較】

		一般公営住宅	災害公営住宅		
			一般災害	激甚災害(激甚法)	
対象市町村の要件			次の①～③の市町村等： ①滅失住宅の戸数が被災地全域で500戸以上の区域、 ②一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上、 ③滅失住宅の戸数の割合が当該市町村の住宅戸数の1割以上	次の①又は②の市町村： ①「滅失」住宅の戸数が100戸以上、 ②「滅失」住宅の戸数の割合が当該市町村の住宅戸数の1割以上	
補助対象の戸数上限			当該災害の被災地全体の滅失住宅戸数の3割未満	当該災害の被災地全体の滅失住宅戸数の5割未満	
入居対象	入居者資格	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	当該災害により、「滅失」した住宅に居住していた者について、収入要件なし	
	入居者制限	なし	災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者 ^{※1}	災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者 ^{※1}	
補助率	整備	建設・買取	国：原則50% 地方：原則50%	国：2/3 地方：1/3 引き上げ	国：3/4 地方：1/4
		借上 (共同施設整備費のみ対象)	国：2/3×原則50% 地方：2/3×原則50% 民間：1/3	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5
	家賃低廉化	20年間 ^{※2} 原則50%	20年間 ^{※2} 2/3	20年間 ^{※2} 2/3 (当初5年間3/4)	

※1：用地取得を伴わない場合は10年間

※2：災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。

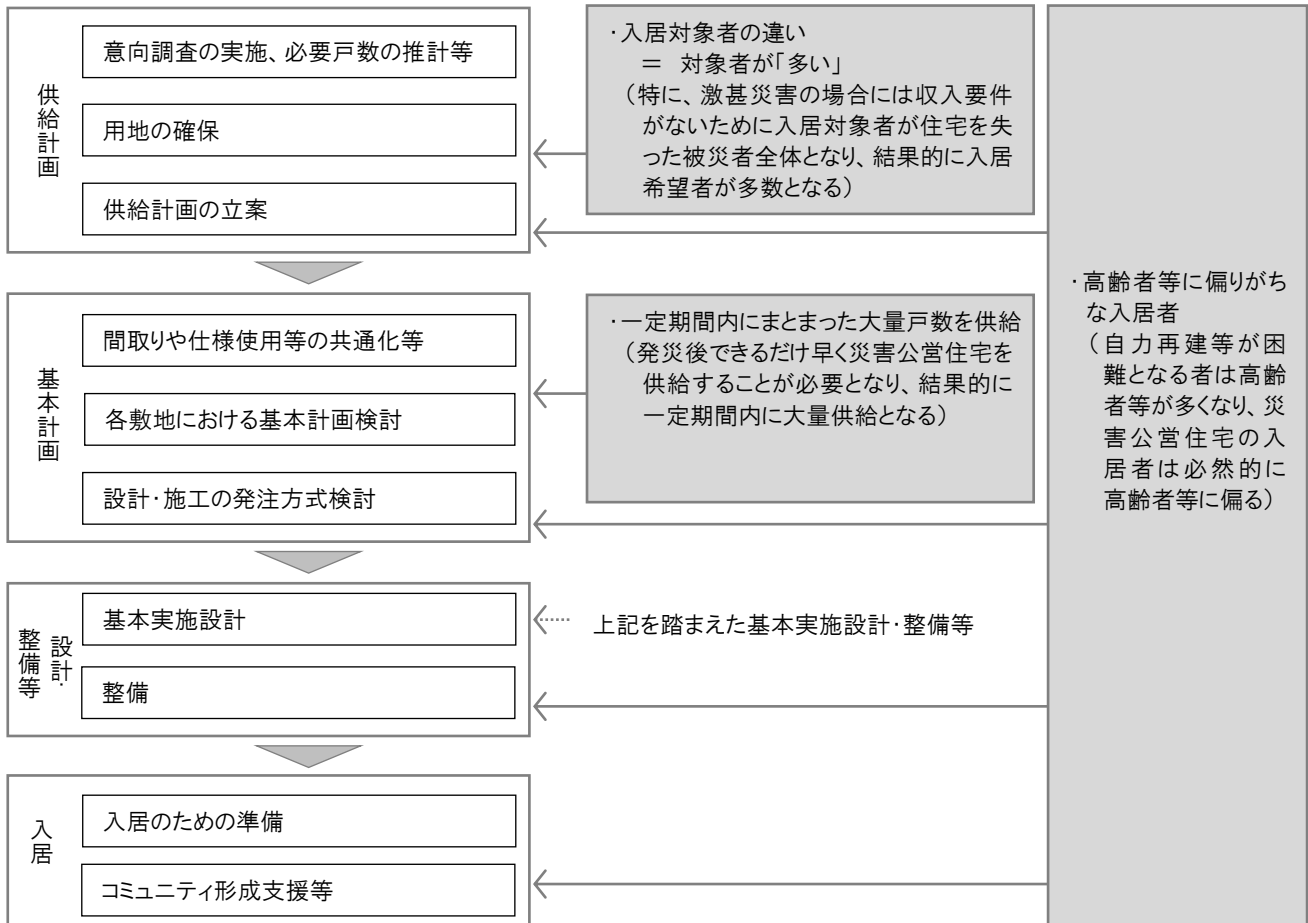
資料：大規模災害における災害公営住宅供給の基本的な考え方と取組事例（案） 平成30年3月 国土交通省住宅局

【災害公営住宅と一般公営住宅との相違点】

- ・災害公営住宅と一般公営住宅との相違点として、供給計画段階では入居対象者が違うこと（対象者が多い）、基本計画段階ではまとまった大量戸数の供給となることがあげられ、入居者像は高齢者等に偏りがちとなる。
- ・供給計画段階では、災害公営住宅の対象者数に応じた供給フレームを検討することが必要となるので、被災者再建意向調査などを複数回繰り返すなどによって、無理・無駄のない災害公営住宅の供給を目指すことが求められる。
- ・基本計画段階では、できるだけ早期に、地域特性などを踏まえつつ必要なエリアで一定量（通常にはない大量数）の災害公営住宅を供給するために、あらかじめ平時に検討・準備できるような体制づくりや手順（整備指針等の作成）、計画・設計方針（基本性能や間取り等）、発注準備（発注方式や発注先となる受け皿の準備等）などを検討することが求められる。
- ・また、災害公営住宅の入居者は災害弱者となりやすい高齢者等の入居に偏ることが想定されるので、計画・設計・整備及び維持管理の各段階においてコミュニティ形成や見守り支援等の十分な配慮が必要である。

■災害公営住宅の供給の流れと一般公営住宅との違い

＜一般公営住宅との違い＞



資料：大規模災害における災害公営住宅供給の基本的な考え方と取組事例（案） 平成 30 年 3 月 国土交通省住宅局

【災害公営住宅の供給に係るコミュニティ配慮の検討要素（例）】

テーマ	活用可能な技術・計画要素	
●これまでの住み慣れた環境やコミュニティを継承する	震災前のコミュニティの継承	特定入居や集落単位で募集する
		親子世代が近居・隣居できる募集方法を取り入れる
	仮設住宅から連続したコミュニティの継承	小規模散在型の住宅を整備する
		グループ単位で募集する
●団地や地域住民のつながりをつくる	入居者同士が交流する機会の創出	仮設住宅に近接した場所に住宅を整備する
		仮設住宅を転用し住宅を整備する
	入居者と地域住民が交流する機会の創出	
●コミュニティ形成・多世代交流に配慮した団地・住宅を計画する	交流できる空間の形成	共用空間(コモンスペース)を工夫する
		屋外空間を活用する
	地域の生活拠点・交流拠点の形成	集会所を地域に開く
		地域包括ケアの拠点をつくる
●高齢者等の心をケアする	高齢者が安心して住める住宅の整備	高齢者に配慮した住宅仕様とする
		高齢者を見守る
	子育て世帯が安心して子供を育てながら共働きできる環境の整備	子育てに配慮した住宅仕様とする
●子育て世帯を支援する	子育て世帯が安心して子供を育てながら共働きできる環境の整備	子育て支援サービスの拠点をつくる

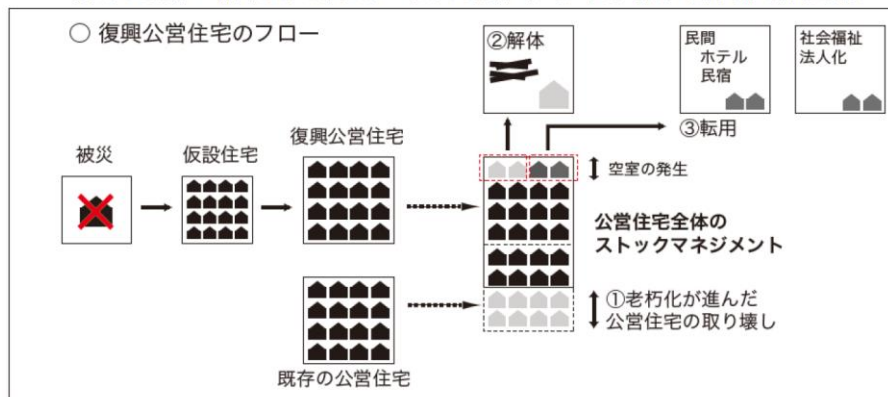
【将来的なストックマネジメントへの意識】

- ・大規模災害の場合には、大量の災害公営住宅を整備することになり、これまで自治体が管理してきた公営住宅ストック量の数倍のストック量に跳ね上がることも想定される。
- ・このため、災害公営住宅だけでなく既存の公営住宅ストックを含めた公営住宅全体でのストックマネジメントが求められる。既存の老朽化した公営住宅の用途廃止などを考慮し、新規の災害公営住宅整備を検討するなど地域分布や住戸型別配分なども含めた検討が望ましい。
- ・適切かつ計画的に公営住宅を維持管理していくためには、災害公営住宅整備後に既存公営住宅分も含めて中長期的な視点に基づく「公営住宅長寿命化計画」を策定または見直しを行うことが必要である。
- ・また、公営住宅ストック量の増大に伴い公営住宅の維持管理に係る業務量が増えることから、管理負担の軽減や民間ノウハウの導入を図るために官民連携手法（民間事業者等への指定管理等）について検討する。

■災害公営住宅（復興公営住宅）のストックマネジメントへの配慮 【東】 釜石市

- ・釜石市では、釜石市復興公営住宅設計ガイドラインにおいて、住宅ストックマネジメントに留意した設計のポイントとして、以下の4点を掲げている。

- ①公営住宅総量のコントロール（復興公営住宅と既存公営住宅を合わせた全体総量コントロール）
- ②解体を見据えた生産システム（将来的な除却の可能性を勘案した木材利用し解体を見据えた生産システムを検討）
- ③転用容易な平面計画・工法（将来的なグループホーム等の福祉住宅、民宿やホテル等の観光資源化）
- ④払下げを見据えた計画（住民や民間企業への払下げを見据え、戸建て住宅の採用や転用可能な計画を検討）



※ 参考資料
釜石市「釜石市復興公営住宅設計ガイドライン」,2013.3

資料：大規模災害における災害公営住宅供給の基本的な考え方と取組事例（案） 平成30年3月 国土交通省住宅局

<仮設期における被災者の住まいの支援について>

別冊資料⑤ 平成30年7月豪雨に係る応急仮設住宅について（内閣府事務連絡）

事 務 連 絡
平成30年7月17日

岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、
島根県、岡山県、広島県、山口県、
愛媛県、高知県、福岡県
災害救助担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

平成30年7月豪雨に係る応急仮設住宅について

今般の平成30年7月豪雨において、避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から以下の点につき御了知願いたい。

また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了知されたい。

ただし、応急修理を併せて利用することはできないことに留意すること。

- ① 住宅の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方
- ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方
- ③ 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての再利用ができず、自らの住居に居住できない方

2. 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）の対象経費

借上型仮設住宅を提供する場合の対象経費は、家賃の他、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、管理費、入居時鍵等交換費などが対象となるので、ご留意願いたい。

ただし、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。

3. 借地料

災害救助法による応急仮設住宅は、公有地等を予定しているところであるが、土地の利便性や、速やかな用地確保の観点から民有地を活用したことに伴う土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の借料の範囲内で災害救助法の国庫負担の対象となるので、必要に応じ協議されたい。

4. 造成費及び土地の原状回復費

応急仮設住宅の建設用地における土地の造成費（権利調査、測量、造成設計、盛り土、切り土など）及び応急仮設住宅を解体撤去する際の用地の原状回復費については、災害救助法の国庫負担の対象となるので、必要に応じご相談願いたい。

特に、民有地の借用を予定している場合、このことを土地の所有者に説明することにより、円滑な用地確保を図っていただきたい。

5. 防火対策等

応急仮設住宅の防火対策等を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となるため、具体的な整備に当たっては、それぞれの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施されたい。

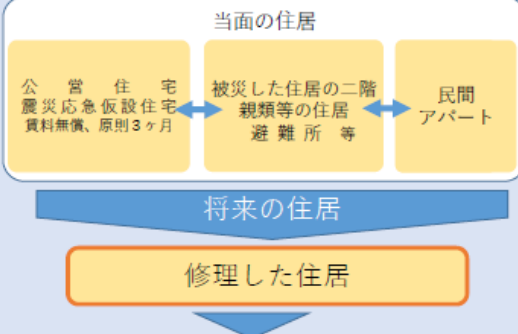
- ① 応急仮設住宅の野外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置
- ② 集会所、談話室への AED（自動体外式除細動器）の設置（なお、設置に当たっては、必要な場合に活用できるよう、管理者等を定めるなど適切な管理を行うこと。）
- ③ 各住戸、集会所及び談話室内への非常ベルの設置

被害の程度が「全壊」と証明された方用

被災した住居を...

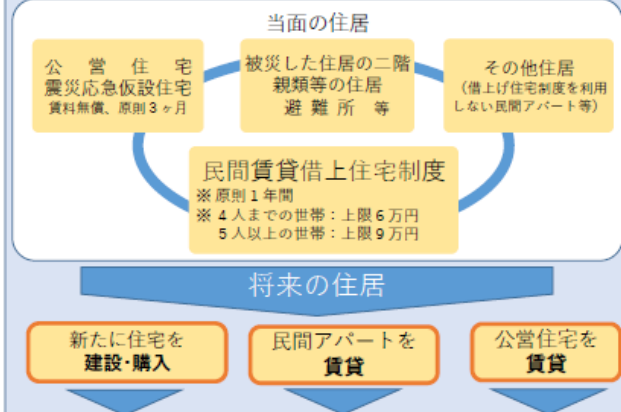
①【修理して住む】

住宅応急修理制度の利用が可能
(最大59.5万円支援)



②【修理しない】

※住宅応急修理制度は
利用できません



被災者生活再建支援金

【申請期限】
・基礎支援金
令和2年11月11日
・加算支援金
令和4年11月11日

200万円を支給
(単身世帯は150万円)

基礎支援金 100万円	加算支援金(※) 100万円
----------------	-------------------

※加算支援金は住宅応急修理制度とは別に、自ら契約して修理している場合に該当します。

300万円を支給
(単身世帯は225万円)

基礎支援金 100万円	加算支援金 200万円
----------------	----------------

150万円を支給
(単身世帯は112.5万円)

基礎支援金 100万円	加算支援金 50万円
----------------	---------------

100万円を支給
(単身世帯は75万円)

基礎支援金 100万円

【加算支援金について】
一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(補修)する場合は、
・賃借時に50万円(単身世帯には37.5万円)
・建設・購入(補修)時に差額の150(50)万円(単身世帯は112.5(37.5)万円を支給します。

【お問い合わせ】
各市町村の窓口へ
ご相談ください

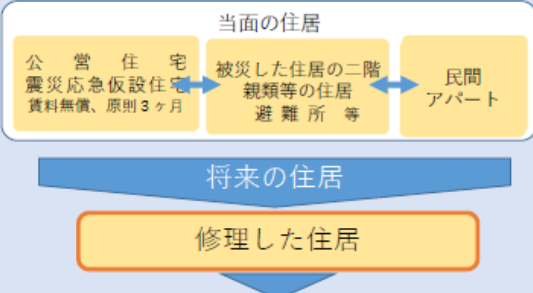
被害の程度が「大規模半壊」と証明された方用

被災した住居を...

①【修理して住む】

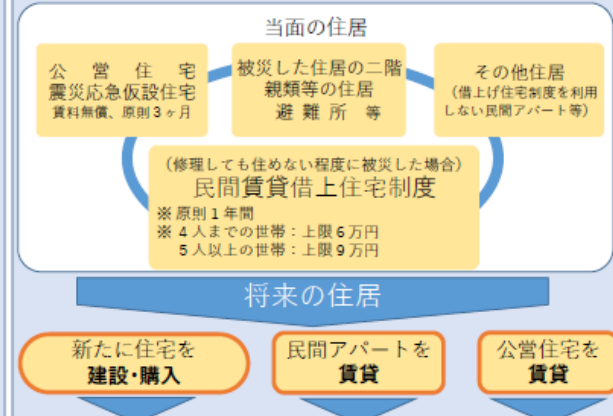
住宅応急修理制度の利用が可能
(最大59.5万円支援)

※民間賃貸借上住宅制度は利用できません。(応急修理制度を利用せず、被災した住居が修理等で一時的に居住できない場合、借上げ住宅制度を利用できる場合があります。)



②【修理しない】

※住宅応急修理制度は
利用できません



被災者生活再建支援金

【申請期限】
・基礎支援金
令和2年11月11日
・加算支援金
令和4年11月11日

150万円を支給
(単身世帯は112.5万円)

基礎支援金 50万円	加算支援金(※1) 100万円
---------------	--------------------

※1 加算支援金は住宅応急修理制度とは別に、自ら契約して修理している場合に該当します。

250万円を支給
(単身世帯は187.5万円)

基礎支援金 50万円	加算支援金 200万円
---------------	----------------

100万円を支給
(単身世帯は75万円)

基礎支援金 50万円	加算支援金 50万円
---------------	---------------

50万円を支給
(単身世帯は37.5万円)

基礎支援金 50万円

【加算支援金について】
一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(補修)する場合は、
・賃借時に50万円(単身世帯には37.5万円)
・建設・購入(補修)時に差額の150(50)万円(単身世帯は112.5(37.5)万円)を支給します。

【お問い合わせ】
各市町村の窓口へ
ご相談ください

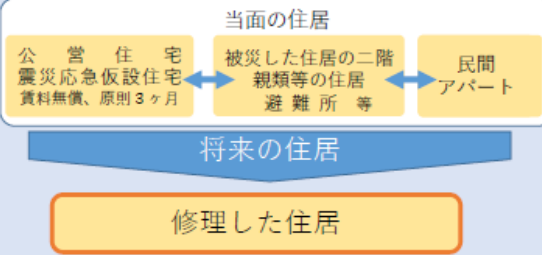
被害の程度が「半壊」と証明された方用

被災した住居を…

① 【修理して住む】

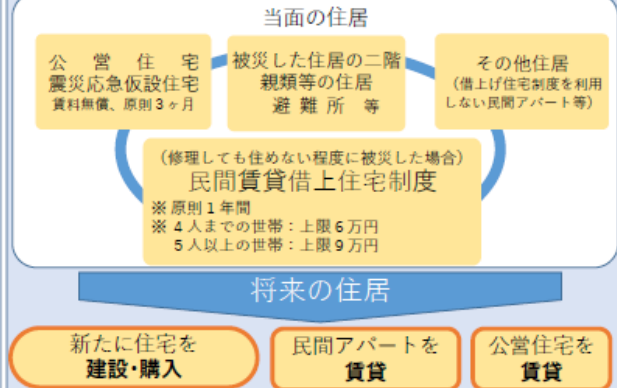
住宅応急修理制度の利用が可能
(最大59.5万円支援)

※民間賃貸借上住宅制度は利用できません。(応急修理制度を利用せず、被災した住居が修理等で一時的に居住できない場合、借上げ住宅制度を利用できる場合があります。)



② 【修理しない】

※住宅応急修理制度は利用できません



被災者生活支援特別給付金

県分
1世帯当たり
10万円 + 市町村分
独自の支援制度
(見舞金を含む)
(給付額は各市町村が設定)

※被災者生活再建支援法に基づく支援金は対象外となります。

【お問い合わせ】
各市町村の窓口へご相談ください

県分
1世帯当たり
10万円 + 市町村分
独自の支援制度
(見舞金を含む)
(給付額は各市町村が設定)

※被災者生活再建支援金の交付を受ける方は、被災者生活支援特別給付金の対象外となります。

※被災者生活再建支援法に基づく支援金は対象外となりますが、やむを得ない事由で解体した場合は「全壊」と同様に取扱います。(被害の程度が「全壊」と証明された方用のチラシをご参照ください。)

被害の程度が「一部損壊（準半壊）」又は「一部損壊」と証明された方用

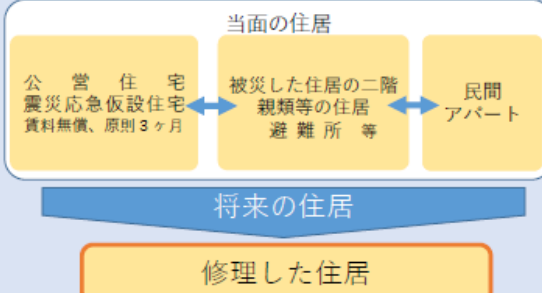
被災した住居を…

① 【修理して住む】

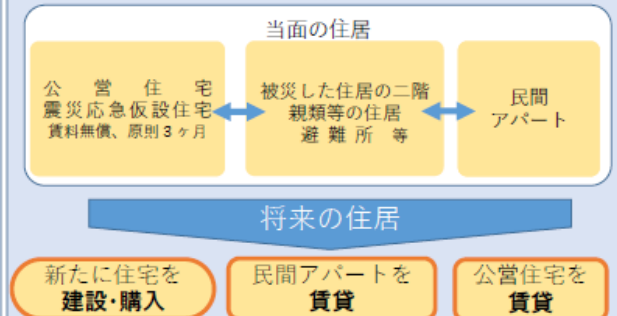
【一部損壊（準半壊）】
⇒ 住宅応急修理制度の利用が可能
(最大30万円支援)

【一部損壊】
⇒ 住宅応急修理制度は利用できません

※民間賃貸借上住宅制度は利用できません



② 【修理しない】



被災者生活支援特別給付金

県分
1世帯当たり
10万円 + 市町村分
独自の支援制度
(見舞金を含む)
(給付額は各市町村が設定)

※住家の被害認定調査で床上浸水が確認された方に限ります。

※被災者生活再建支援法に基づく支援金は対象外となります。

【お問い合わせ】
各市町村の窓口へご相談ください

県分
1世帯当たり
10万円 + 市町村分
独自の支援制度
(見舞金を含む)
(給付額は各市町村が設定)

※住家の被害認定調査で床上浸水が確認された方に限ります。

※被災者生活再建支援法に基づく支援金は対象外となります。

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年11月11日現在

災害時の住家被害の程度 (損害割合)		全壊 (60%以上)	大規模半壊 (40%以上60%未満)	半壊 (20%以上40%未満)	一部損壊(準半壊) (10%以上20%未満)	一部損壊 (10%未満)
住宅補修・再建等支援メニュー	応急修理	対象：当面の日常生活が営み得ない、自らの資金をもってでは応急修理ができない方				対象外
	被災者生活再建支援	最大59.5万円分				最大30万円分
基礎支援金		100万円 (単身世帯) 7.5万円	50万円 (単身世帯) 37.5万円			
加算支援金		新たに住宅を建設・購入 200万円 (単身世帯 150万円)	元の住宅を補修 100万円 (単身世帯 75万円)	賃借(民間) 50万円 (単身世帯 37.5万円)		

【加算支援金について】
一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(補修)場合は、
・賃借時に50万円(単身世帯には37.5万円)
・建設・購入(補修)時に差額の150(50)万円(単身世帯は112.5(37.5)万円)を支給します。

【お問い合わせ】
各市町村の窓口へご相談ください。

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

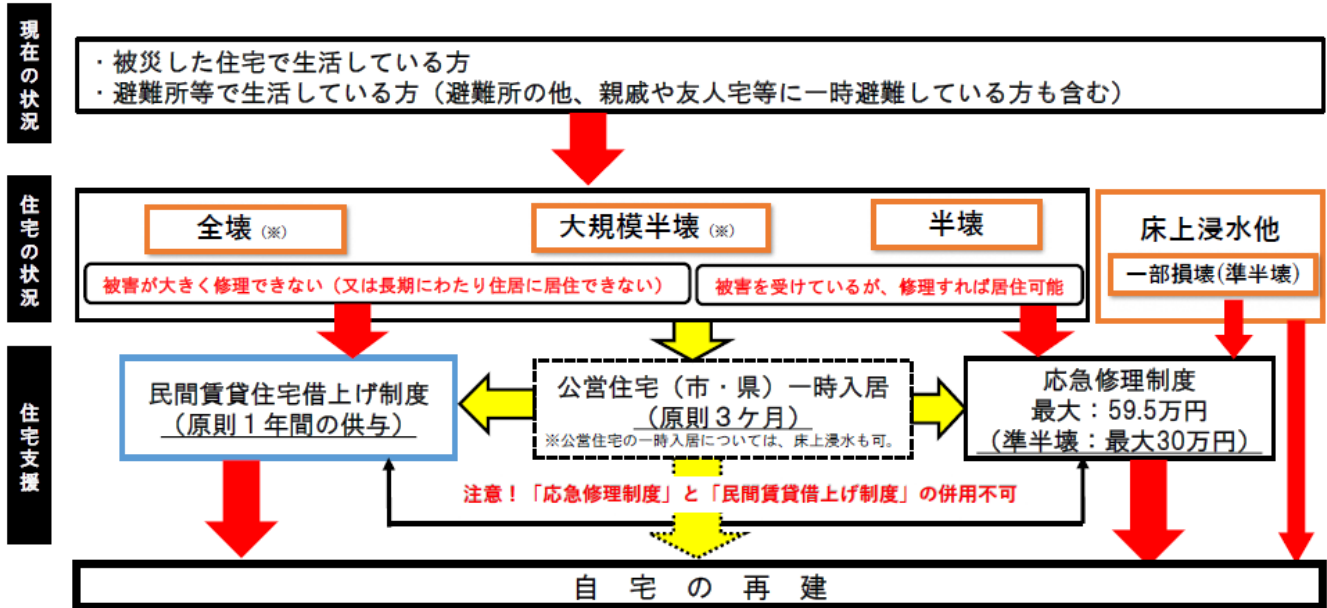
令和元年11月11日現在

災害時の住家被害の程度		全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊(準半壊)、床上浸水他
住居の提供支援メニュー	公営住宅	対象：自らの資金で住宅を得ることができない、継続的な居住が困難な方			
	民間賃貸住宅借上げ	【使用料】 ・住宅・駐車場の使用料は免除 ・退去の際の修繕費用は免除(使用者の故意または過失による毀損等は除く) ・光熱水費、公益費、リース料、自治会費は使用者の負担			
民間賃貸住宅借上げ		【対象者】 ①住宅確保ができない ②応急修理制度を利用していない	【対象者】 ①住宅として利用・居住できない(※1) ②住宅確保ができない ③応急修理制度を利用していない	1ヶ月以上住居に居住できないと市町村長が認める場合 ・二次災害により住宅に被害が起る恐れがある ・ライフラインが途絶 ・地滑り等により避難指示を受けている 等	
民間賃貸住宅借上げ		【借上げ対象住宅とは】 ・県が借り上げ、提供することに貸主が同意した住宅 ・①昭和56年以降建設された住宅 ②耐震診断、耐震改修等で安全性が確認された住宅 ・家賃が6万円以下/1ヶ月(対象世帯が5名(乳幼児除く)以上は9万円以下/1ヶ月)			
民間賃貸住宅借上げ		【費用について】(入居者負担) ・光熱水費/管理費*/共益費*/駐車場費*/自治会費 一家賃+※の合計額(駐車場は1台分)が家賃上限額を超えない場合は、県が負担。 ・入居者の故意または過失による損壊に対する修繕費用(県負担) ・家賃/礼金(家賃の1ヶ月分を限度)/仲介料(家賃の0.55ヶ月分を限度)/退去修繕負担(家賃の2ヶ月分)/入居時鍵交換費用 なお、損害保険料(家財保険は除く)は県が一括加入			
民間賃貸住宅借上げ		※1 流入した土砂や流木等を除去し、床、壁、衛生設備等を修理し、清掃、消毒等を行えば居住できるような場合は対象となりません。			

【お問い合わせ】
各市町村の窓口へご相談ください。

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年11月11日現在



※「全壊」「大規模半壊」については、「被災者生活再建支援制度」も該当します。

【お問い合わせ】
各市町村の窓口へご相談ください。

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年11月11日現在

			災害救助法		被災者生活再建支援法	県が管理する住宅等への一時避難（3か月）	
損壊の種類	住宅の損害割合	浸水深等	新たに県が借り上げる応急仮設住宅（民間借上住宅）	住宅の応急修理制度	被災者生活再建支援制度	既存の建設型仮設住宅	県営住宅、災害公営住宅
全壊	50%以上	住家流出又は床上1.8m以上の浸水	対象	（原則対象外）	対象	住宅に被害を受け、避難を余儀なくされている方	対象
大規模半壊	40%以上	床上1m以上1.8m未満の浸水		対象 （595,000円以内）	対象		対象
半壊	20%以上	床上1m未満の浸水	水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方は対象	対象 （595,000円以内）	半壊によりやむを得ず住宅を解体した世帯は対象 （解体しない半壊住宅は対象外）		対象 （床上浸水していれば対象）
一部損壊	10%以上 20%未満 10%未満	（第2次調査の部位別判定。各部位の損傷程度等による。）		対象 （300,000円以内）			
応急修理との併用			併用不可。 （応急修理制度は、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住居に引き続き住んでいただくことを目的としているため。）		大規模半壊の場合で、応急修理制度で修理していない部分を補修した場合は、上記制度の加算支援金の対象。	併用可	併用可。 ただし、今後、県営住宅等への入居が応急仮設住宅の供与と整理された場合は、併用不可。

※県が新たに借り上げる応急仮設住宅については、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれのある、ライフラインが途絶しているなど、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村が認める方も対象。


※被災者生活再建支援法では、半壊住宅をやむを得ず解体した場合に加え、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合も対象。

<避難所アンケート調査>

今後の予定について（アンケート）


豪雨により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
 倉敷市立の小・中学校では、9月3日から、2学期をスタートすることとしており、倉敷市では、学校再開に向けた、教育施設における避難所の統合・閉鎖を検討しております。
 その中で倉敷市では、被災された皆様が、一刻も早く、元の穏やかな生活を取り戻されますよう、教育施設ではない避難所を開設し、安心して再建のご準備を整えられるようご案内を行いたいと考えております。
 つきましては、避難所におられる皆様のご意見をお聞きしたいと考えており、各ご家庭に対してアンケート調査を行うこととしました。
 お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

問1 現時点（予定）における見通しを教えてください。

（いずれか1つに○を付けてください）

1	9月2日までに避難所から居を移す予定	予定日（ 月 日）
2	9月末までには避難所から居を移す予定	予定日（ 月 日）
3	応急修理により自宅の修繕を行う予定だが、帰宅できる日が不明 （)	
4	みなし型仮設住宅への入居等は決まっているが、入居できる日が不明 （)	
5	建設型仮設住宅への入居等は決まっているが、入居できる日が不明 （)	
6	いずれ居を移したいと思うが現時点では未定 ア みなし型仮設住宅を探している。 イ 建設型仮設住宅の建設（再抽選）を待っている ウ その他（)	
7	その他（)	

問2 問1で1以外に○をされた方について、避難所の移動についての考えをお聞かせください。

（番号に○を付けてください。複数回答可能。）

1. 船穂公民館 <u>2F</u> を希望する
2. 船穂公民館 <u>1F</u> を希望する（高齢者、乳幼児がいる世帯等が優先されます）
3. その他 （)
移動希望日：1. 8月30日（木） 2. 8月31日（金） 3. 9月1日（土） 4. 9月2日（日） 5. その他（)

世帯主氏名	世帯人数	人	駐車台数	台
-------	------	---	------	---

－アンケートはこれで終了です。ご協力ありがとうございました。－

8月25日（土）朝10:00までに体育館入口の避難所本部にご提出ください。

※ご記入いただいた情報は、避難所運営に関して市機関においてのみ使用し、厳重に管理します

住まいの再建に関するアンケート調査（倉敷市）

調査へのご協力をお願い

この度の平成30年7月豪雨災害で被害に遭われた皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

この調査は、住まいの再建（※）に向けた支援策等を検討するため、現時点での被災者の皆様のご意向をお伺いするものです。

ご負担をお掛けして誠に申し訳ございませんが、ご協力いただきますよう、なにとぞよろしくお願い致します。

※「住まいの再建」とは、安定的・継続的な住まいを確保することを指します。

ご記入にあたってのお願い

- ご回答は、調査票に直接ご記入ください。
回答を選択する設問は、あてはまる四角（）に✓印を入れてください。
なお、✓印の数は、設問ごとに「1つ」を基本とし、「3つまで」「すべて」といった指定がある場合はそれに従ってご記入ください。
- 封筒の宛名の方がご記入できない場合、ご家族の方がご記入ください。
- 各設問で、「その他」を選択した場合は、カッコ（ ）の記入欄に具体的な内容をご記入ください。
- ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて
平成31年1月10日（木）までにご投かんください（切手は不要です）。
- ご回答に際しては、参考資料「住宅再建への支援制度等について」をご確認ください。
- 不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

倉敷市 建設局 建築部 住宅課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL:(086)426-3531 FAX:(086)427-3536

調 査 票

◆あなたの世帯についてお伺いします

問1：世帯主の年齢を記入してください。

歳

問2：世帯で最も若い方の年齢を記入してください。

歳

問3：世帯の人数を記入してください。

人

問4：被災時に住んでいた地区を選んでください。

- 川辺 岡田 辻田 市場 有井 上二万 下二万
 箭田 尾崎 妹 服部 その他()

問5：被災時に住んでいた自宅の種類、築年数などについて、それぞれあてはまるものを選んでください。

<input type="checkbox"/> 持ち家	→	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅(マンション等)	→ 築年数 →	<input type="checkbox"/> 10年未満
		<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅(アパート等)		<input type="checkbox"/> 10～20年
<input type="checkbox"/> 借家	→	<input type="checkbox"/> 市営住宅	→ 居住年数 →	<input type="checkbox"/> 20～30年
		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 30～50年
				<input type="checkbox"/> 50年以上

問6：ご自宅の被害分類を選んでください。

- 全壊 大規模半壊 半壊 一部損壊 その他()

問7：水害に対する損害保険に加入していましたか。

- 加入していた 加入していなかった わからない

問8：被災したご自宅をどのようにするつもりかを選んでください。

- 修繕中・修繕予定 解体予定・解体済み 方針が未定・わからない

◆現在のお住まいについてお伺いします

問9：現在のお住まい(避難先)の種類を選んでください。

- 被災前と同じ住宅 建設型仮設住宅 借上型(みなし)仮設住宅
 賃貸住宅(借上型以外) 市営住宅等一時入居 避難所
 親族の家 知人・友人の家 その他()

問 10：現在のお住まい（避難先）の地域・地区を選んでください。

● 敷市真備町					
<input type="checkbox"/> 川辺	<input type="checkbox"/> 岡田	<input type="checkbox"/> 辻田	<input type="checkbox"/> 市場	<input type="checkbox"/> 有井	<input type="checkbox"/> 上二万
<input type="checkbox"/> 下二万	<input type="checkbox"/> 箭田	<input type="checkbox"/> 尾崎	<input type="checkbox"/> 妹	<input type="checkbox"/> 服部	
● 倉 市内の地区（真備地区以外）					
<input type="checkbox"/> 倉敷	<input type="checkbox"/> 児島	<input type="checkbox"/> 玉島	<input type="checkbox"/> 水島	<input type="checkbox"/> 船穂	
● 倉 市外					
<input type="checkbox"/> 岡山市	<input type="checkbox"/> 総社市	<input type="checkbox"/> その他()			

問 11：現在のお住まい（仮設住宅等に入居中の方を除く。）から仮設住宅へ移る希望はありますか。

<input type="checkbox"/> 建設型仮設住宅へ移りたい	<input type="checkbox"/> 借上型(みなし)仮設住宅へ移りたい	<input type="checkbox"/> 希望しない
---------------------------------------	--------------------------------------------	--------------------------------

◆今後の住まいの再建についてお伺いします

問：12 住まいの再建の見通し・希望について、**最も近いものを1つ**選んでください。

<input type="checkbox"/> 自宅を建て替えて住む	<input type="checkbox"/> 自宅を修繕して住む
<input type="checkbox"/> 別の場所で新築・購入して住む	<input type="checkbox"/> 住んでいた借家に戻る
<input type="checkbox"/> 新たに民間賃貸住宅を借りる	<input type="checkbox"/> 市営住宅(災害公営住宅※)に入居したい
<input type="checkbox"/> 親族の家で同居する	<input type="checkbox"/> 福祉施設等に入居したい
<input type="checkbox"/> わからない・検討中	<input type="checkbox"/> その他()

※倉敷市では、自力で住まいの再建が困難な被災者のための災害公営住宅の整備を検討しています。詳細は、参考資料「住宅再建への支援制度等について」をご確認ください。

問 13：今後居住する予定・もしくは居住を希望する地域・地区を**1つ**選んでください。

● 敷市真備町					
<input type="checkbox"/> 川辺	<input type="checkbox"/> 岡田	<input type="checkbox"/> 辻田	<input type="checkbox"/> 市場	<input type="checkbox"/> 有井	<input type="checkbox"/> 上二万
<input type="checkbox"/> 下二万	<input type="checkbox"/> 箭田	<input type="checkbox"/> 尾崎	<input type="checkbox"/> 妹	<input type="checkbox"/> 服部	
● 倉 市内の地区（真備地区以外）					
<input type="checkbox"/> 倉敷	<input type="checkbox"/> 児島	<input type="checkbox"/> 玉島	<input type="checkbox"/> 水島	<input type="checkbox"/> 船穂	
● 倉 市外					
<input type="checkbox"/> 岡山市	<input type="checkbox"/> 総社市	<input type="checkbox"/> その他()			

問 14：居住する場所を選ぶ上で重視することについて、**3つまで**選んでください。

<input type="checkbox"/> 住み慣れた地区内	<input type="checkbox"/> 被災前のコミュニティのつながり
<input type="checkbox"/> 子・孫の学校に近いこと	<input type="checkbox"/> 職場に近いこと
<input type="checkbox"/> 店舗、病院などが近いこと	<input type="checkbox"/> 駅に近いこと
<input type="checkbox"/> 避難場所に近いこと	<input type="checkbox"/> 昼間でも静かな環境
<input type="checkbox"/> 幹線道路までの道路幅など車の利便性	<input type="checkbox"/> その他 ()

(裏面へ続きます。)

問 15：住まいの再建に向けて、課題だと思うことをすべて選んでください。

<input type="checkbox"/> 被災家屋の片付け・清掃が進んでいないこと	<input type="checkbox"/> 建替え・修繕の工事業者の不足
<input type="checkbox"/> 住宅の建替え・修繕のための資金の不足	<input type="checkbox"/> 被災家屋の住宅ローンが残っていること
<input type="checkbox"/> 銀行等から融資を受けるのが難しいこと	<input type="checkbox"/> 住宅を建てるのに適当な土地がないこと
<input type="checkbox"/> 適当な借家がないこと	<input type="checkbox"/> 借家の家賃、敷金等の支払いが難しいこと
<input type="checkbox"/> 将来、自宅を引き継ぐ者がいないこと	<input type="checkbox"/> 堤防強化、小田川の付替えなどの進み具合
<input type="checkbox"/> 公費解体の時期が見通せないこと	<input type="checkbox"/> 公共事業に伴う移転が必要なこと
<input type="checkbox"/> その他	

◆住まいの支援制度についてお伺いします

※ 各支援制度の詳細は、参考資料「住宅再建への支援制度等について」をご確認ください。

問 16：倉敷市では、被災した自宅の修繕、建替え等のために金融機関から融資を受ける場合に、300万円までの借入金にかかる7年間分の利子を給付する「住宅災害復旧等資金利子補給金制度」を実施しています。この制度の活用についてあてはまるものを選んでください。

<input type="checkbox"/> 既に活用している	<input type="checkbox"/> 活用を検討している	<input type="checkbox"/> 活用の意向は無い
-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------

問 17：高齢者世帯が自宅の修繕、建替え等をする場合に、金融機関から融資を受け、本人又は配偶者が存命中は月々の利子のみを支払い、死亡時にその自宅及び敷地の売却により元金を一括返済する仕組みを「リバースモーゲージ」といいます。この仕組みの活用意向についてあてはまるものを選んでください。

<input type="checkbox"/> 活用を検討している	<input type="checkbox"/> 興味がある	<input type="checkbox"/> 活用の意向は無い
------------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------

問 18：住まいの再建に関して、ご意見・ご要望などがありましたら、自由にご記入ください。

--

● 差し支えなければ、被災時のご住所と世帯主のお名前をご記入ください。
(取得した個人情報、本調査の目的以外に使用することはありません。)

被災時のご住所	倉敷市真備町_____
世帯主のお名前	

● 調査票は、同封の返信用封筒に入れて、平成31年1月10日(木)までにご投かんください。

ご協力ありがとうございました。

～平成30年7月豪雨～
今後の住まい等のご予定について
(調査へのご協力のお願い)

令和元年6月 倉敷市・岡山県

平成30年7月豪雨により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

一日も早い皆様の生活の再建を支援するため、引き続き取組を進めてまいります。

つきましては、現時点での住まいのご意向を伺うとともに、皆様への支援や災害公営住宅を適切に整備していくため、アンケート調査にご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い致します。

記

1 対象世帯

平成30年7月豪雨に伴い、建設型仮設住宅・借上型(みなし)仮設住宅に、6月1日時点で入居している世帯

2 調査票

別紙「今後の住まい等のご予定に関する調査票」

3 回答方法

令和元年6月24日(月)までに、同封の返信用封筒にてご返送ください。

お問い合わせ先

倉敷市 建設局建築部 住宅課 被災者住宅支援室
電話 086-426-3531

岡山県 保健福祉部 被災者生活支援室
電話 086-226-7876

■お答えいただいた内容は、被災された方々への支援を行うため、個人情報保護条例等範囲で、現居住地の自治体及び支援関係機関と共有する場合があります。

災害公営住宅の入居を検討されている方へ

○家賃について

- ・建設型仮設住宅・借上型（みなし）仮設住宅と異なり、災害公営住宅は「家賃」を支払う必要があります。
- ・災害公営住宅の家賃は、入居世帯の収入や住宅の広さ等によって異なります。
- ・収入が一定の基準以上の方は、入居3年経過後からは、民間並みの家賃に上がることや、退去していただかなければならない場合があります。
- ・家賃のほか、毎月の共益費や光熱費、退去時の原状回復費用等の負担が必要となります。

○入居資格について

- ・災害公営住宅に入居できる方は、災害により住宅を失った方で自力での住宅再建が困難な方です。
- ・被災者生活再建支援金の加算支援金を受領した場合は入居できません。

○その他

- ・犬、ねこ等の動物（ペット）は飼育できません。
- ・駐車場は1戸につき1台となります。

【家賃の例】

区分	入居世帯の収入 (月収※1)	月額家賃の例(円)			3年経過後
		1DK(40㎡)	2DK(50㎡)	3DK(60㎡)	
1	0円～104,000円	15,200	18,900	22,700	家賃変動なし
2	104,001円～123,000円	17,500	21,800	26,200	
3	123,001円～139,000円	20,100	25,000	30,000	
4	139,001円～158,000円	22,600	28,200	33,800	
5	158,001円～186,000円	25,900	32,200	38,700	月収が158,000円を超える世帯は、「収入超過世帯」となり、段階的に民間並みの家賃に上がっていきます。 ※2
6	186,001円～214,000円	29,800	37,200	44,600	
7	214,001円～259,000円	34,900	43,500	52,300	
8	259,001円～	40,300	50,200	60,300	

※1・・・入居者全員の年間総所得から扶養控除等の額を差し引いた後、12か月で割った額。

※2・・・入居者の年齢構成や障がい者手帳の交付状況によっては月収が214,000円を超える世帯が「収入超過世帯」となります。詳しくはお問い合わせください。

問1 世帯の状況についてお伺いします。

(1) 人数は何人ですか。()に人数を入れてください。

()人

(2) 年齢は何歳の方が何人いますか。平成31年4月1日現在で該当する()に人数を入れてください。

ア 未就学児 ()人	イ 小・中学生 ()人
ウ 15歳～19歳 ()人	エ 20歳～64歳 ()人
オ 65歳～74歳 ()人	カ 75歳以上 ()人

問2 今後の住まいについてお伺いします。

(1) 居住する場所を選ぶ上で最も重視することを1つ選んで○をつけてください。

ア 住み慣れた地区内	イ 被災前のコミュニティのつながり
ウ 子・孫の学校に近いこと	エ 職場に近いこと
オ 店舗、病院などが近いこと	カ 駅に近いこと
キ 避難場所に近いこと	ク 昼間でも静かな環境
ケ 幹線道路までの道路幅など車の利便性	コ 高台

(2) 今後居住する予定・もしくは居住を希望する地域・地区を1つ選んで○をつけてください。

- 倉敷市真備町
 - ア 川辺 イ 岡田 ウ 辻田 エ 市場
 - オ 有井 カ 上二万 キ 下二万 ク 箭田
 - ケ 尾崎 コ 妹 サ 服部
- 倉敷市内の地区（真備地区以外）
 - シ 倉敷 ス 児島 セ 玉島 ソ 水島 タ 船穂
- 倉敷市外の場合は市町村名をご記入ください。
 - チ ()

(3) 今後の住まいの見通し・希望について、次の「ア～コ」で最も近いものを1つ選んでください。

- ア 自宅を建て替える・購入する
- イ 自宅を修繕して住む
- ウ 借上型（みなし）仮設住宅としての期間終了後も個人で再契約して住みたい
- エ 新たに民間賃貸住宅を借りたい
- オ 既存の市営住宅に住みたい（団地名）
- カ 親族の家に同居したい
- キ 福祉施設などに入所したい
- ク その他（）
- ケ 災害公営住宅に住みたい → 問3（5ページ）へお進みください
- コ 検討中 →（7）（4ページ）へお進みください

(4) (3) で「ア～ク」を選択された方のみ、今後の住まいへの転居予定・希望時期を記載してください。

- ア 年 月頃
- イ 現時点ではわからない

(5) (3) で「ア～ク」を選択された方のみ、今後の見通しの予定について、1つ選んで○をつけてください。

- ア 予定どおり進むと思っている
（または予定どおりに進んでいる）
- イ 課題がある

問3 現在の世帯の収入状況についてお伺いします。

(1) 平成30年1月～12月までの世帯収入の合計を次の「ア～ク」より1つ選んでください。

ア 100万円未満	イ 100万円～200万円未満
ウ 200万円～300万円未満	エ 300万円～400万円未満
オ 400万円～500万円未満	カ 500万円～600万円未満
キ 600万円～700万円未満	ク 700万円以上

(2) 主な収入状況を次の「ア～エ」より1つ選んでください。

ア 給与収入	イ 事業収入
ウ 年金収入	エ その他 ()

(3) 被災前と比較して世帯収入がどれくらい変化したか、次の「ア～ウ」より1つ選んでください。

ア ほぼ変わらない
イ 増えた
ウ 減った (次の(i)、(ii)についていずれかを○で囲んでください)
(i) 被災前の半分以下になりましたか
ア はい イ いいえ
(ii) 現在の状況はいかがですか
ア 今は被災前に戻っている イ まだ被災前に戻っていない

以下、災害公営住宅に入居を希望される方は、整備戸数を決定する重要な資料になりますので、必ずご回答ください。

問4 災害公営住宅についてお伺いします。

(1) 災害公営住宅へ入居を希望している人数および年齢を全員分記入してください。

人数：()人

年齢：()才()才()才()才()才

(2) 災害公営住宅に関して、ご意見・ご要望などがありましたらご記入ください。

<記入欄>

問5 リバースモーゲージについてお伺いします。

このたび、倉敷市では住宅金融支援機構（旧 住宅金融公庫）と連携し、60歳以上の方を対象にリバースモーゲージ型の融資を利用し住宅再建を行う場合、生涯通常金利が2分の1となる新しい制度「被災高齢者向け住宅再建支援事業」を創設しました。

（同封のチラシをご参照ください。）

(1) この「リバースモーゲージ型融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）」の活用のご意向についてあてはまるものを選んでください。

- | | |
|-------------|-------------|
| ア 既に申し込みをした | イ 活用を検討している |
| ウ 興味がある | エ 活用の意向は無い |

ご協力ありがとうございました。

別冊資料⑧ 避難者の仮設住宅入居等へのニーズ及び仮設住宅の建設候補地の調査について
(愛媛県)

30保第417号
30建第676号
平成30年7月10日

各市町 応急仮設住宅担当課長 様

愛媛県保健福祉課長
愛媛県建築住宅課長

避難者の仮設住宅入居等へのニーズ及び
仮設住宅の建設候補地の調査について

このことについて、別紙様式を参考に被災者の方へのヒアリングを実施の上、
応急仮設住宅への入居希望等がありましたら、平成30年7月13日(金)まで
に下記担当者までご連絡ください。

併せて、「応急仮設住宅の建設候補地の状況調査票」を送付しますので、仮設
住宅を建設するための候補地について、ご回答ください。

なお、民間賃貸住宅について、応急借上げ住宅制度の開始以前に被災者が自
ら物件を探し、借主となって賃貸借契約を行った場合は、原則、応急借上げ住
宅としてみなされません。

おって、災害救助法による「応急仮設住宅の供与」については、「被災した住
宅の応急修理」又は「障害物の除去」との併給は認められないこと念のため申
し添えます。

【担当者】

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局

応急仮設住宅入居希望調書

住 所			
世帯主氏名		入居予定人数	人
避 難 先 (住所、氏名・ 施設名等)		電話番号 (避難先又は 携帯電話)	
被害状況	全壊・床上浸水のため居住できない状態・その他 ()		
希望する 応急仮設住宅	建設型 ・ 借上げ型 (民間又は公営) ・ どちらでも		
建設型の 入居希望地区 (地区名)	第 1 希望		
	第 2 希望		
	第 3 希望		
借上げ型の 入居希望地区 (市町名)	第 1 希望		
	第 2 希望		
	第 3 希望		
駐車場の要否	要 ・ 否		
入居に当たっての要 望事項等			
今後の住宅計画 (いずれかに○印)	1 自宅再建希望	どこに、いつ頃までに	
	2 公営住宅入居希望		
	3 その他		
特記事項	(以下は入力しないでください)		
課税データ			
世帯データ			

※応急仮設住宅への入居を希望された場合、「被災住宅に対する修繕」又は「障害物の除去」との併給は出来ません

被災した住宅の応急修理希望調査

住 所			
世帯主氏名		入居予定人数	人
避 難 先 (住所、氏名・ 施設名等		電話番号 (避難先又は 携帯電話)	
被害状況	半壊 ・ 床上浸水 (修繕により居住できる) ・ その他 ()		
特記事項	(以下は記入しないでください)		
課税データ			
世帯データ			

※ 「被災した住宅の応急修理」と 「応急仮設住宅への入居」 は併給できません。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

平成30年4月1日現在

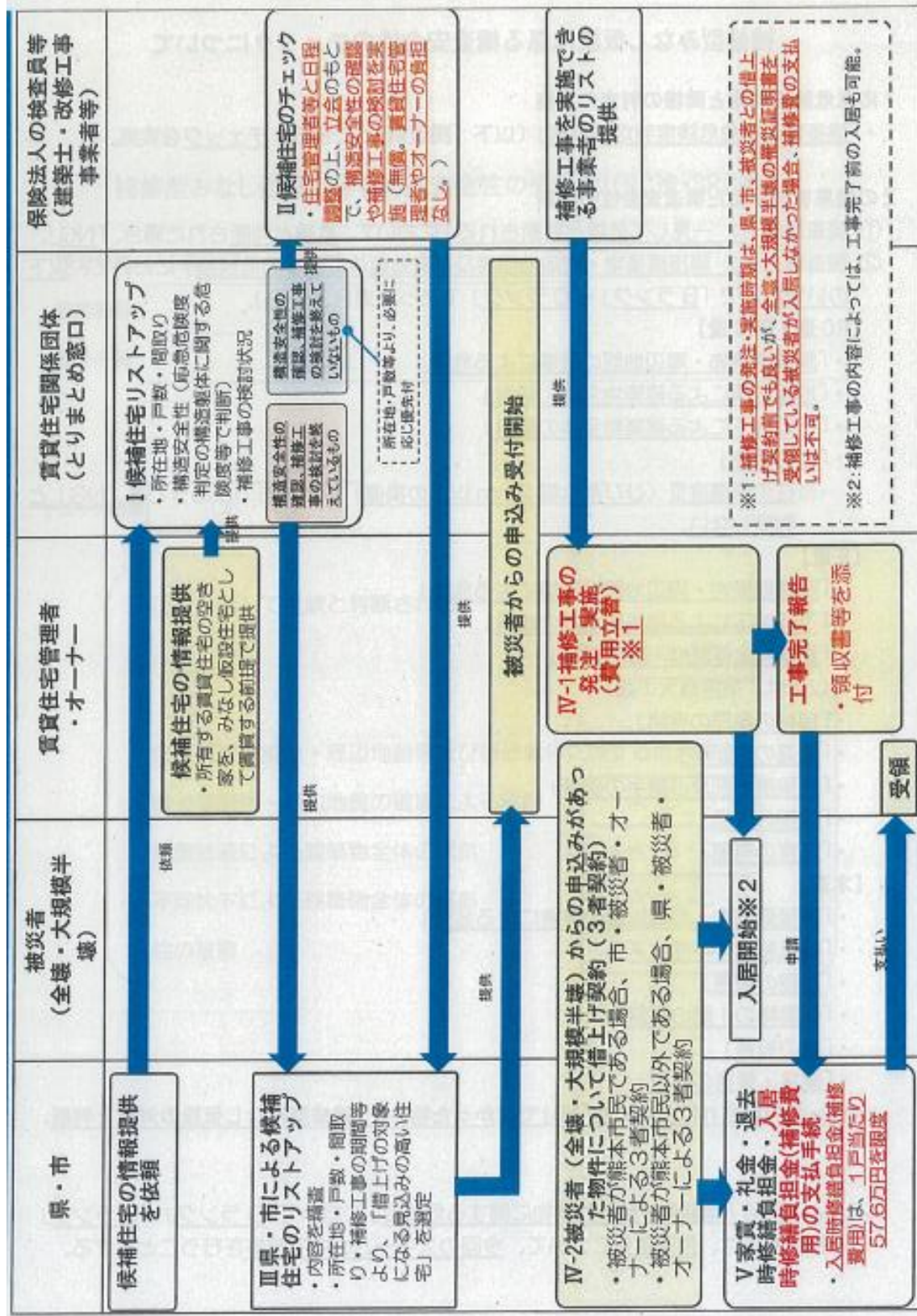
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり 5,610,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,610,000円以内であればよい。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 最高2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 速やかに借り上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 135,400円以内	災害発生の日から 10日以内	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

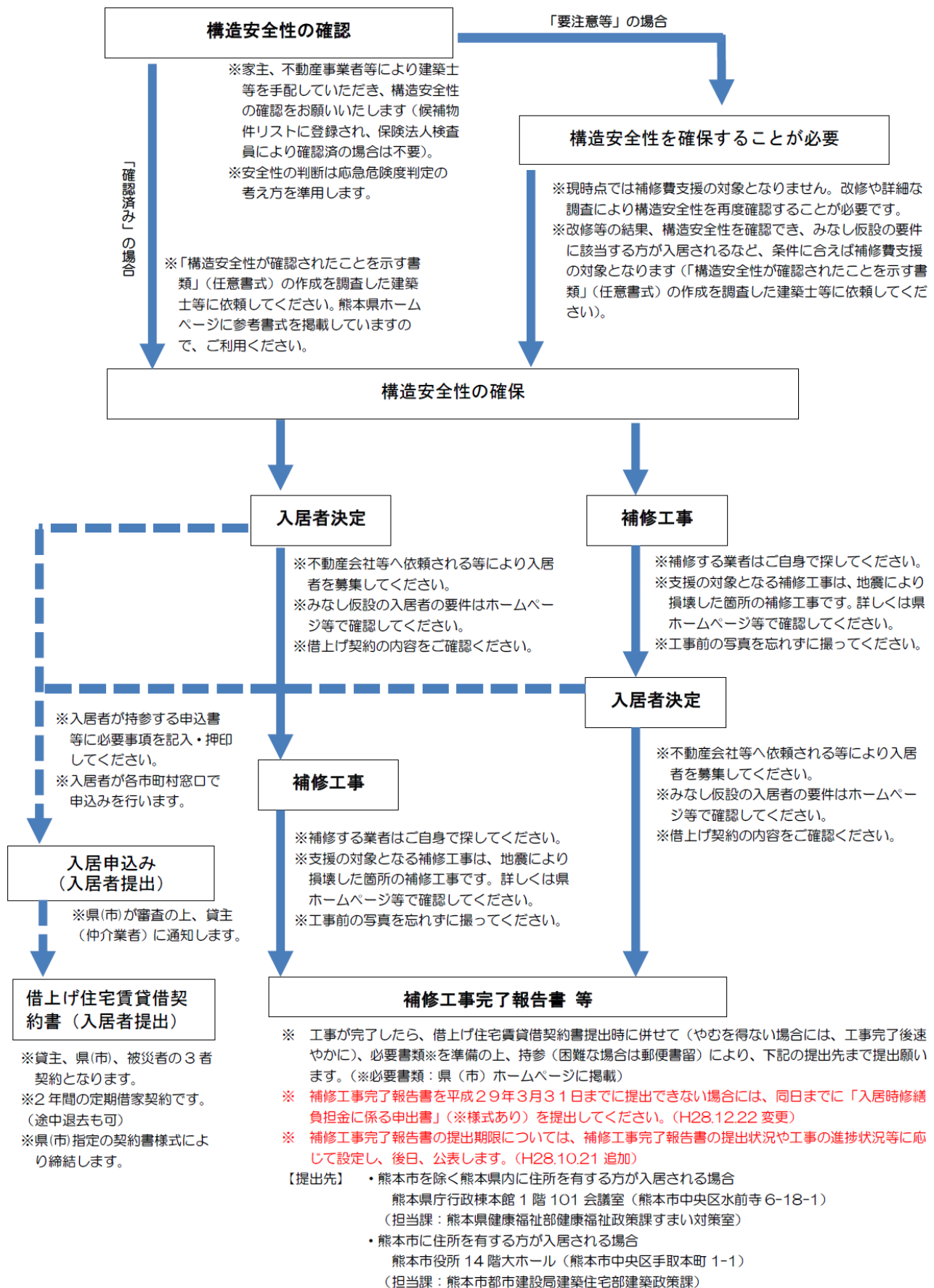
<賃貸型応急住宅の取組みについて>

別冊資料⑨ 補修型みなし仮設住宅の概要（熊本県）

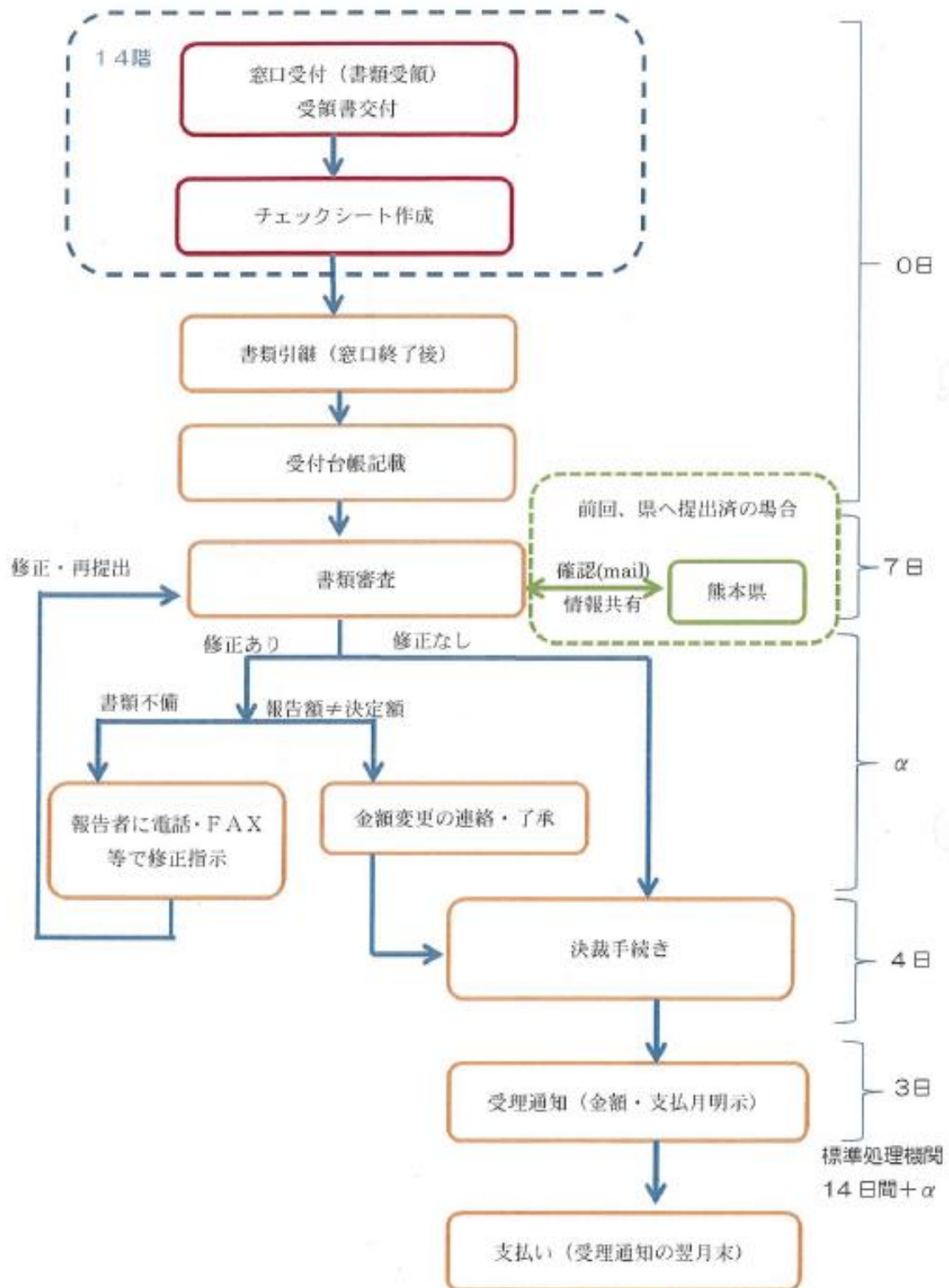
補修の上「みなし仮設住宅」として提供する場合の手続きの流れについて



< 「補修型みなし仮設住宅」の流れ（貸主または管理会社の方へ） >



補修工事完了報告書の処理の流れ（概略）



補修工事完了報告書

※提出先以外の宛名を———で消してください

熊本県知事 蒲島 郁夫（宛）

熊本市長 大西 一史（宛）

熊本県（熊本市）借上げ住宅の入居時修繕負担金に係る補修工事の完了について、下記のとおり報告します。なお、査定により補助対象外の内容が含まれる場合は、入居時修繕負担金の報告額から決定額が変更となることを承諾します。

平成 年 月 日

工事発注者等

（貸主又は管理者等）

住 所

氏 名

印

TEL

FAX

E-mail

記

1 対象建物情報（今回報告分）

名 称

部屋番号

所在地

入居者

入居日

平成 年 月 日

2 補修工事の実施期間

平成

年

月

日

～

平成

年

月

日

3 構造安全性の確認（いずれかに✓を記入してください。）

国土交通省委託 保険法人検査員による調査

一級建築士、二級建築士若しくは木造建築士等による調査

その他（ ）

4 前回の報告日（同じ建物で既に報告がある場合は記載してください。）

（ 号室）平成 年 月 日（ 熊本市・県 ）に報告

5 入居時修繕負担金額

円

（別添内訳Kの金額）

※この欄は査定の上金額が変更となる場合に記載しますので、報告時には記載しないでください

入居時修繕負担金額決定額

円

※提出先以外の宛名を———で消してください

熊本県知事 蒲島 郁夫 宛
熊本市長 大西 一史 宛

誓 約 書

私（当社）は、

- 1 平成28年熊本地震における災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与に当り、関係法令を遵守します。
- 2 下記の者に該当しません。
- 3 応急仮設住宅の修理請負を依頼する場合、請負人が下記に該当する者であることを知りながら、契約を締結しません。
- 4 下記に該当する者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

- 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

平成 年 月 日

（工事発注者等）住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

入居時修繕負担金の内訳

支援対象となる補修工事の内容として、該当するもの**全てに☑チェックして下さい。**

住戸内	工事種別		工事内容	
		壊れた床の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた戸、窓の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた内壁・天井の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた給排気設備の取替	<input type="checkbox"/>	
		上下水道配管の水漏れ部分の補修	<input type="checkbox"/>	
		電気、ガス、電話等の配管・配線の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替	<input type="checkbox"/>	
		その他（キッチン流し台、温水器やエアコン等）	<input type="checkbox"/>	
A	今回の住戸内工事金額（税込）	<small>※複数住戸を一括で工事し、戸毎の内訳が困難な場合は、総額を記載</small>	円	
B	今回の住戸内工事に含まれる戸数	<small>※複数住戸を一括で工事し、戸毎の内訳が困難な場合は、当該工事を行った戸数を記載</small>	戸	
C	一戸当りの住戸内工事金額（A/B）		円	
D	今回申請する住戸内工事金額（C又は57万6千円の低い方）		円	
E	共用部工事費の最大申請可能額（57万6千円-D）		円	

住戸内	工事種別		工事内容	
		壊れた床の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた外壁の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた屋根の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた戸、窓の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた内壁・天井の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた階段の補修	<input type="checkbox"/>	
		壊れた給排気設備の取替	<input type="checkbox"/>	
		上下水道配管の水漏れ部分の補修	<input type="checkbox"/>	
		電気、ガス、電話等の配管の配線の補修	<input type="checkbox"/>	
	その他（共用部における上記以外の箇所や設備の補修で、入居のために必要なもの）	<input type="checkbox"/>		
F	共用部の総工事金額（税込）		円	
G	既に申請済みの共用部工事金額		円	
H	共用部工事金額の未申請分（F-G）		円	
I	今回申請する共用部工事金額（E又はHの低い方）		円	
J	共用部工事金額の総申請額（G+I）（次回申請時にG欄に記入する金額）		円	
K	入居時修繕負担金（D+I）		円	

※①工事写真（補修前・後）、②状況報告書、③「送金伝票の写しや領収書等の補修工事費の支払いを証する書類」、④工事費の内訳がわかるもの、⑤構造安全性が確認されたことを示す書類（保険法人の検査員による調査の場合は不要）を添付すること。

工事写真

↓共用部の場合は記入不要です。

部屋番号		枚目／総枚数		枚
------	--	--------	--	---

↑撮影箇所がわかるよう平面図に写真番号を表示してください。

改修工事を実施したことがわかるように撮影した工事前及び工事後の写真を貼り付けてください。

施行箇所 右欄のいずれかの施行箇所に☑をしてください。	<input type="checkbox"/> 住戸内 <input type="checkbox"/> 共用部	施行箇所を記入してください。
--------------------------------	--------------------------------------------------------------	----------------

工事前の写真	
(撮影日：平成 年 月 日)	
<h2>工事前の写真</h2> <p>現像またはプリントアウトしたものを のりで貼り付けるか、 エクセルのデータ上 画像データを貼り付けてください。</p>	

工事後の写真	
(撮影日：平成 年 月 日)	
<h2>工事後の写真</h2> <p>現像またはプリントアウトしたものを のりで貼り付けるか、 エクセルのデータ上 画像データを貼り付けてください。</p>	

物件名： _____ (部屋番号) _____

物件住所： _____

補修型みなし応急仮設住宅の補修工事にかかる状況報告書（住戸内工事）

上記物件をみなし応急仮設住宅として提供するにあたり補修工事を行いましたので、報告します。
 なお、下記工事については、平成28年熊本地震に起因するものに相違ありません。

(凡例)

○破損箇所○

玄：玄関 廊：廊下 階：階段 居：居室 便：便所 浴：浴室 台：台所 洗：洗面所

○破損状況○

1：ひび割れ等 2：家具の倒壊等による損傷 3：雨漏りによる染み等 4：建具・器具のゆがみ・破損など
 5：家具、設備の破損等 6：その他

※下表の破損箇所、破損状況については上記の凡例の記号を参考にしてください

工事種別	箇所・状況										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
例) 床の補修	破損状況				1、2			2	3		
	状況説明	地震時に転倒した家具により床が破損した。(居・台) 瓦破損に伴う雨漏れによる床フローリングの腐れ(洗)									
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
床の補修	破損状況										
	状況説明										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
戸、窓の補修	破損状況										
	状況説明										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
内壁、天井の補修	破損状況										
	状況説明										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
給排気設備の取替	破損状況										
	状況説明										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
上下水道配管の水漏れ部分の補修	破損状況										
	状況説明										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
電気、ガス、電話等の配管・配線の補修	破損状況										
	状況説明										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
便器、浴槽等の衛生設備の取替	破損状況										
	状況説明										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	
その他(キッチン流し台、温水器やエアコン等)	破損状況										
	状況説明										
	破損箇所	玄	廊	階	居	便	浴	台	洗	その他：	

※地震による被害と判断できない場合には補修費支払の対象外となることがあります

平成 年 月 日

報告者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

物件名： _____ (部屋番号) _____

物件住所： _____

補修型みなし応急仮設住宅の補修工事にかかる状況報告書（共用部）

上記物件をみなし応急仮設住宅として提供するにあたり補修工事を行いましたので、報告します。
なお、下記工事については、平成28年熊本地震に起因するものに相違ありません。

（凡例）

○破損状況

1：ひび割れ 2：雨漏りによる染み等 3：建具・器具等のゆがみ・破損など 4：設備の破損等 5：その他

※下表の破損状況については、上記の凡例の記号を記載してください。

工事種別	破損状況・対応		
(例) 屋根の補修	破損状況	5	地震により破損した瓦の補修 (被災状況と対応について概略を記載)
床の補修	破損状況		
外壁の補修	破損状況		
屋根の補修	破損状況		
戸、窓の補修	破損状況		
内壁・天井の補修	破損状況		
階段の補修	破損状況		
給排気設備の取替え	破損状況		
上下水道配管の水 漏れ部分の補修	破損状況		
電気、ガス、電話等 の配管の配線の補修	破損状況		
その他（共用部における上記以外の箇所や 設備の補修で、入居のために必要なもの）	破損状況		

※地震による被害と判断できない場合には補修費支払の対象外となることがあります。

平成 年 月 日

報告者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

平成 年 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫（宛）
熊本市長 大西 一史（宛）

補修型みなし仮設住宅の構造安全性の確認について

下記物件について、補修型みなし仮設住宅として提供するにあたり、平成 年 月 日に実施した調査の結果、構造安全性を確認しましたので報告します。

記

物件情報

所在地：

物件名：

所有者・管理会社：
（該当する方に○）

所見欄：

（ ）

※構造安全性は応急危険度判定の考え方を準用し、「隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度」で「要注意」・「危険」がないこと等により判断。

報告者

資格：（ 級）建築士（ ）登録第 号

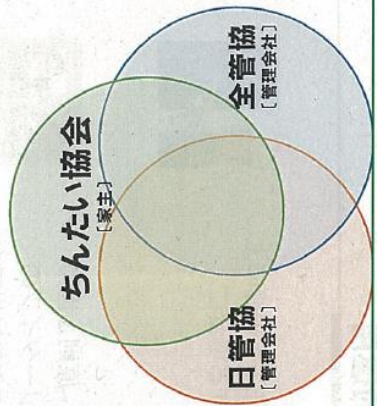
氏名： ⑩

目次

1. (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会について	1
2. 関係団体紹介	2
3. 過去の災害における借上型仮設住宅の提供戸数	3
4. 熊本地震における弾力的運用	4
5. 借上型仮設住宅の家賃区分	5
6. 借上型仮設住宅の必要経費	6
7. 自治体による独自の支援	7
8. 災害別の主な対応方法	8
9. 借上型仮設住宅提供のための手順書	9
10. 熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み	10～

2. 関係団体紹介

関係団体名	会員数	設立	管理戸数
(公財)日本賃貸住宅管理協会 (日管協)	約1,500社	平成7年4月	約600万戸
全国賃貸管理ビジネス協会 (全管協)	約1,700社	平成3年8月	約350万戸



家主の団体である
ちんたい協会を筆頭に
賃貸住宅の管理会社団体で
ある日管協・全管協の3団体
で連携し、災害支援活動に
取り組んでおります！



平成30年度中部ブロック
災害時住宅支援に係る連絡調整会議 勉強会

民間賃貸住宅を活用した
借上型仮設住宅について

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 [略称:ちんたい協会]
2019年3月

1. (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会について

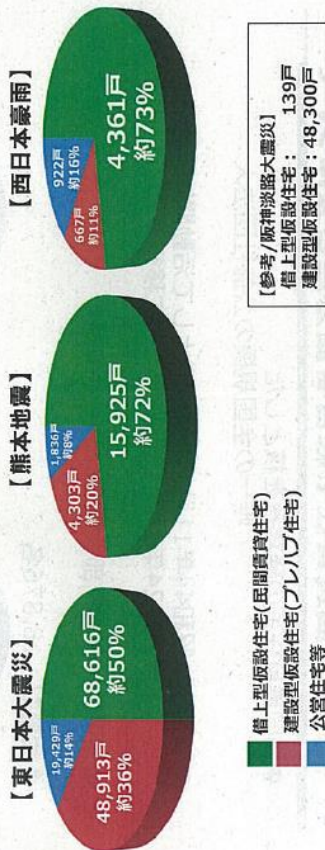
- 民間賃貸住宅の経営者を核とした
唯一の全国規模の公益社団法人
- 設立 : 昭和44年11月、社団法人として活動開始
平成24年4月、公益社団法人に移行
- 支部数 : 108支部
- 会員数 : 18,876名



3. 過去の災害における借上型仮設住宅の提供戸数

東日本大震災で借上型仮設住宅が本格導入

当会が平成19年より提言していた、民間賃貸住宅を活用した借上型仮設住宅が、東日本大震災以降、災害時における被災者の住まいの確保策として主流になっており、国の検討会においてもその有効性が評価されている。



4. 熊本地震における弾力的運用

◆ 補修型みなし仮設住宅

一部損壊を受けた民間賃貸住宅を補修の上、応急借上げ住宅として提供する場合に、補修費が支援される制度



◆ 世帯分離型みなし仮設住宅

みなし仮設住宅の申込みは、原則1世帯1住居であったが、ファミリータイプの物件が枯渇し、入居先が決まらない世帯も多かったため、1R・1K・1DK・1LDKの物件を複数使用して入居できる仕組みを導入



※この他、物件数確保のためには旧耐震物件の活用も有効

5. 借上型仮設住宅の家賃区分

◆ 東日本大震災における宮城県の家賃上限

間取り	入居世帯人数	月額賃料(上限)
1K・1R	1人(単身)	52,000円まで
1DK	2人	62,000円まで
2K	2人	65,000円まで
1LDK・2DK	2~3人	68,000円まで
2LDK	2~4人	88,000円まで
3K・3DK	4人	77,000円まで
3LDK~	4人以上	89,000円まで

◆ 熊本地震以降の世帯人数による家賃区分(一例)

熊本地震：「4人以下」「5人以上」の2区分
西日本豪雨(岡山)：「2人以下」「3~4人」「5人以上」の3区分
西日本豪雨(広島)：「1人」「2人」「3~4人」「5人以上」の4区分

間取りと世帯人数で細かく区分することは作業上の混乱を招き、入居可能な物件の不足にも繋がるため望ましくない

6. 借上型仮設住宅の必要経費

◆ 西日本豪雨、北海道胆振東部地震における内閣府事務連絡(抜粋)

民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(以下「借上型仮設住宅」という。)の対象経費

借上げ型仮設住宅を提供する場合の対象経費は、家賃の他、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、管理費、入居時鍵交換費などが対象となるので、ご留意願いたい。

ただし、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。

岡山県や北海道では共益費・管理費、鍵交換費も公費負担となり、今後の借上型仮設住宅の要件の基準になる見込み

7.自治体による独自の支援(一例)

◆大阪北部地震における大阪府の支援

住家被害	全壊	半壊	一部損壊
	14	327	44,166

一部損壊が多い被害状況であったため、災害救助法では対象外となる一部損壊も特例として借上型仮設住宅の対象とした。

◆西日本豪雨における広島県・広島市の支援

一部損壊、床上浸水等も借上型仮設住宅の対象とした。また、電化製品(冷蔵庫、洗濯機、テレビ等)を被災者の希望に合わせて現物支給。

◆西日本豪雨における総社市(岡山県)の支援

家屋の損壊程度が仮設住宅の入居基準に満たない世帯向けに家賃助成金。

◆その他

電化製品など生活に必要な物品の購入費用等として見舞金を支給する事例あり。

9.借上型仮設住宅提供のための手順書

ちんたい協会では、内閣府政策統括官(防災担当)及び国土交通省監修のもと、被災自治体が借上型仮設住宅を活用する場合に円滑に導入できるようにするための必要な手順や留意事項をとりまとめ「被災者の仮住まい確保に向けた「みなし(借上型)仮設住宅」の手順」を作成。



本日お手元に配布しておりますので、借上型仮設住宅に係るマニュアル作成等にご活用ください

8.災害別の主な対応方法

災害(都道府県)	借上げ戸数	主な対応方法
熊本地震	15,925	コールセンター設置+店舗で探す方式 対象者を把握済みの為、協定締結団体ごとに担当地域を振り分け、自治体職員と共に対象者に斡旋
大阪北部地震		複数の避難所等において3日間相談窓口を設置。 その後は各市役所等一時受付を行い、店舗で探す方式(協力店リストあり)
西日本豪雨(広島県)	759	複数の避難所及び倉敷市役所で3日間相談窓口を設置+店舗で探す方式。その後、避難所生活が長引いている被災者のリフレッシュを兼ねた大型客船泊泊イベントにおいて相談窓口を設置。
西日本豪雨(岡山県)	3,386	HPに協定締結団体の電話番号を掲載し、電話で相談対応
西日本豪雨(愛媛県)	193	2カ所で3日間相談窓口を設置+店舗で探す方式
北海道胆振東部地震(札幌市)		対象者を把握済みの為、該当エリアの物件リストを協定締結団体から提出してもらいマッチング
北海道胆振東部地震(東広島市)	173	賃貸住宅がほとんどない地域のため、わずかな空き室を借り上げて提供
北海道胆振東部地震(上記以外)		

10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

1) 伴走型住まい確保支援事業(熊本市発注)

【目的】

心身仮設住宅入居者等のうち、住まいの再建支援が必要な世帯について、各世帯の状況に応じた物件のマッチングや入居手続きに関する支援、関係機関への繋ぎ等、各世帯に寄り添った支援を実施することで、住宅の供与期間(2年)が終了する前に自立を促す。

【業務内容】

- (1) 調査業務(アンケート、電話、訪問、課題整理・分析等)
- (2) 支援業務(民間賃貸住宅、公営住宅、サ高住、有料老人ホーム等の情報提供や案内、繋ぎ等)
(自宅再建希望世帯への情報提供、斡旋、マッチング等)
(地域支援センターとの連携、その他住宅被災者を含めた総合的な支援)

【業務状況】

- ◇市営住宅意向調査：1,051世帯 ◇市外避難者対応：780世帯 ◇再建意向確認：9,206世帯
- ◇地域説明会・交流会(区役所等)：33回(平日・土日) ◇個別相談対応：1,484件
- ◇業者紹介：1,402件→対応：220件 ◇各区分所出張相談窓口(来庁困難者)：5区×月1回
- ◇個別支援会議(ケース検討会)：関係機関

10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

2) 住まいの再建相談支援事業 (熊本県)

【目的】

高齢仮設住宅の入居者等のうち、住まいの再建支援が必要な世帯について、各世帯の状況に応じた再建方法の検討支援、関係機関への繋ぎ等、入居者等に寄り添った支援を実施することで、高齢仮設住宅の住み期間中の住まいの再建を図る。

【業務内容】

- (1) 相談窓口、訪問相談 その他住まいの再建に資する支援業務
- (2) 関係機関との連携、県への報告

【対象世帯】

高齢仮設住宅(建設型・借上型)等の入居者のうち、住まいの再建支援が必要な世帯(被災時に熊本市以外の市町村に居住していた者)

【業務状況】

- ◇定期相談窓口：益城町、大津町、西原村、御船町
- ◇相談窓口対称：332件
- ◇戸別訪問：855件
- ◇不動産会社送客：225件

10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

民間賃貸住宅一般契約移行の課題

【みなし仮設に継続入居】

- ◇支払いが可能な額よりも高額家賃のみなし仮設に居住(特に高齢者)
- ◇保証人不在で一般契約移行が出来ない(特に高齢者)
- ◇家賃以外の滞納や近隣トラブル等でオーナー、管理会社が継続契約意向なし

【他の賃貸住宅に転居】

- ◇保証人不在で一般契約が出来ない(特に高齢者)
- ◇高齢や障害等の理由でオーナー、管理会社が契約意向なし

【ベツト飼育】

- ◇ベツト飼育不可の賃貸住宅が大半
- ◇ベツト飼育可能物件は、小型犬1匹もしくは、猫1匹が大半
中型・大型、複数(多頭)飼育や混合(犬猫)飼育が可能な民間賃貸物件は皆無

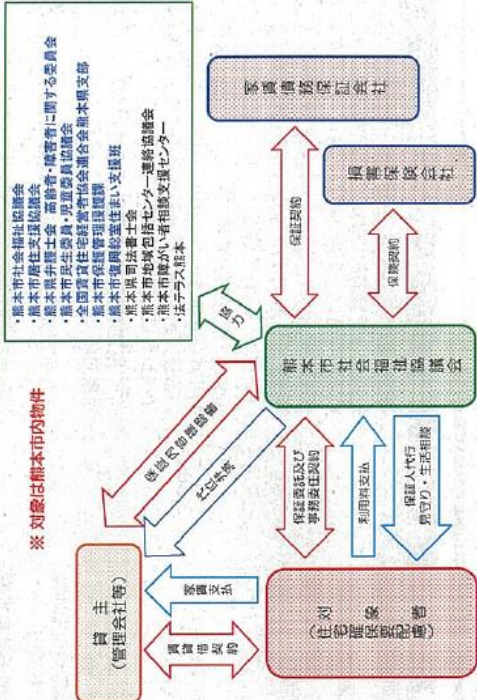
10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

3) 住まいの再建に向けた4つの支援策 (熊本県、熊本市)



10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

住宅確保要配慮者支援事業 (熊本市社会福祉協議会)



10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）

【目的】

住宅確保要配慮者の賃貸借契約を支援するために、熊本市社会福祉協議会と行政や関係団体が連携し、住宅確保の支援を行うとともに、熊本市社協が保証人（緊急連絡先）となり、被災者等の速やかな自立再建を支援する。

【社会福祉協議会が担う役割】

- 入居者の緊急連絡先
- 関係団体との連携による住宅確保の相談支援
- 就労相談支援
- 入居中の見守りや生活相談支援
- 滞り家賃保証（家賃債務保証）
- 事故発生戸室及び隣接戸室の家賃補償（損害保険）
- 賠償執行、家財等の片づけや遺産の整理、手続き代行（死後事務委任契約）

関係機関等（名字順）	熊本市社会福祉協議会 熊本市居住支援協議会 熊本市県庁生活委員会 熊本市民生委員・児童委員協議会 熊本市民生委員・児童委員協議会熊本市本部 全国賃貸住宅経営者協会連合会熊本市本部 熊本市税務管理センター 熊本市税務局 熊本市地産地消センター 熊本市障がい者相談支援センター びんがらセンター
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

加入料（2年間）	2万円（2年毎）
家賃債務保証料	月額賃料の50%（最低保証料2万円）、更新（年額1万円）
利用料（月額）	2千円（年払い、分割払い可）

15

10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）

＜損害保険＞

1. 家賃、原状回復費用、その他諸費用の補償

家賃補償（事故発生時）	12ヶ月（月額家賃の80%）
家賃補償（事故発生時）	12ヶ月（月額家賃の80%）
原状回復費用	12万円
事故対応費用	30万円

2. 家財、火災等の賠償責任補償

借家人賠償責任	2,000万円（自己負担額0円）
借家人賠償責任	1億円（自己負担額0円）
修理費用	100万円（自己負担額3,000円）
類焼被害	1億円
家財	100万円（自己負担額なし）

3. 保険料（年額）

RC造、S造	4,980円
木造	10,440円

※入居者が支払う利用料（月額2千円）から社会福祉協議会が負担する

17

10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）

＜家賃債務保証＞

1. 家賃債務保証内容

審査通過	社会福祉協議会の決定でほぼ100%通過
反社チェック	社会福祉協議会
保証項目	家賃、共益費、駐車場、町会費、水道光熱費
保証期間	12ヶ月
残置物処理費用	賃料の2ヶ月分
原状回復費用	賃料の2ヶ月分
早期解約違約金	入居1年未満は月額賃料等の2ヶ月分

2. 保証料

初回	月額賃料等の50%（最低保証料2万円）
更新	一律1万円

※社会福祉協議会が家賃債務保証会社と契約し、代位弁済する

16

10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）

＜相談実績＞

対象者	平成29年						平成30年						総計					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		6月	7月	8月	9月	10月
被災者	27	19	11	7	4	2	3	2	4	9	9	7	18	9	1	5	11	148
高齢者	87	90	14	11	9	7	10	8	6	9	11	8	4	10	7	9	4	244
障害者	39	7	5	9	2	1	1	2	3	5	9	6	3	4	2		3	101
ひとり親	1																	5
生活保護	30	12	15	5	3	4	6	3	2	5	7	6	8	4	8	5	2	125
ホームレス	2																	10
生活困窮	6	2	2	3	1	1	2	1	1	3	2	1	2	1	1	2	1	31
入所入居	16	1																31
その他	12	20	8	3	15	20	12	5	8	10	2	6	3	5	11	5	10	155
合計	219	91	56	40	35	35	34	23	26	42	42	40	40	35	31	26	35	850

＜契約実績＞

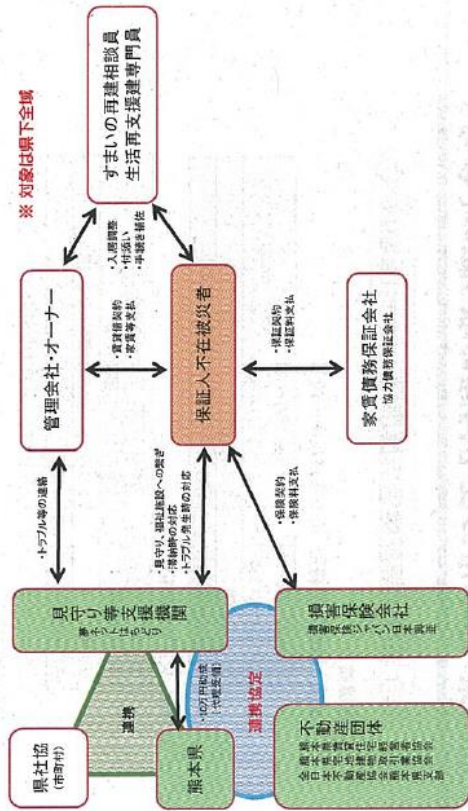
総数：32件

（男：10 女：22）（単身：29 その他：3）（保護：20 一般：12）
（75歳以上：7 65歳～74歳：7 50歳～64歳：11 50歳未満：7）

18

10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

保証人不在被災者支援事業（熊本県）



10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

保証人不在被災者支援事業（熊本県）

【協定機関の役割】

- 1) 一般社団法人夢ネットはちどり
民間賃貸住宅に入居した保証人不在被災者の見守りを行いながら、家賃滞納、孤独死、近所トラブル等の未然防止及び発生時の対応、健康状態の変化による医療福祉機関等との調整等を行います。
- 2) 熊本県賃貸住宅経営者協会
一般社団法人熊本県地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会熊本本部
所屬会員に働きかけ、保証人不在被災者へ民間賃貸住宅の物件の提供を行います。
保証人不在被災者に係る事故等により民間賃貸住宅に生じた損害を補てんする保険メニューを提供します。
- 3) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保証人不在被災者に係る事故等により民間賃貸住宅に生じた損害を補てんする保険メニューを提供します。
- 4) 熊本県
関係機関との全体調整や必要に応じて一般社団法人夢ネットはちどりの助言や指導を行います。

<見守り業務>
1 滞りの見守り
2 社会福祉施設等への緊急
3 家賃滞納時の催促
4 死亡した場合の対応
5 緊急時等の対応
6 その他必要な支援

10.熊本県・熊本市の住宅再建の取り組み[参考]

保証人不在被災者支援事業（熊本県）

【目的】

民間賃貸住宅への入居希望の被災者が、保証人不在で入居できないという課題に
対して、関係機関と連携協定を締結して支援体制を整え、保証人不在でも入居でき
るよう支援する

【対象者】

応急仮設住宅の入居者等のうち、民間賃貸
住宅の入居を希望し、保証人がいない者

連携協定機関
① 一般社団法人夢ネットはちどり
② 熊本県賃貸住宅経営者協会
③ 一般社団法人熊本県地建物取引業協会
④ 公益社団法人全日本不動産協会熊本本部
⑤ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
⑥ 熊本県

【対象地域】

県下全域

家賃債務保証（各社による）

初回	家賃の50% （原価5万円） 一律1万円
更新	同上

【入居者費用】

- ① 家賃等（実額）
 - ② 家賃債務保証料（実額）
 - ③ 見守り料（月々4,240円 ※県からの補助金で支払額を低額に）
- 見守り料（損害保険料含む）
入居者負担 月間 4,240円
償補助成 一律10万円

今後の課題

新たな住宅セーフティネット制度の普及、登録促進は当然のこととしても、保証人不在や高齢者
等の孤独死等の懸念から民間賃貸住宅への入居が難しい状況が想定されます。
熊本県社会福祉協議会と熊本県の制度において、今後は以下の課題が想定されます。

◇住宅確保要配慮者支援事業（熊本県）

- 居住支援法人の指定を受け国土交通省の補助金を活用しているが利用希望者が多く、
今年度は既に30件の枠が満杯で次年度以降の拡充、継続が不透明
- ・ 次年度以降の補助金の確保
 - ・ 今後の事業予算確保
 - ・ 専門職員の確保及びスキルアップ
 - ・ 県下他市町村での事業化と協働体制構築
 - ・ 居住支援法人など居住支援団体等との連携

◇保証人不在被災者支援事業（熊本県）

- 対象者は被災者限定であり、制限措置のため、数年で終了予定
・ 被災者以外も対象とした一般住宅政策としての県の支援制度創設
・ 見守りを行う支援機関の体制・能力の充実と協定先の追加
・ 低額所得世帯の利用が困難
・ 利用料滞納リスク対策

ご清聴ありがとうございました。

公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会 (略称:ちんたい協会)

1) 伴走型住まい確保支援事業 (熊本市発注)

【目的】

応急仮設住宅入居者等のうち、住まいの再建支援が必要な世帯について、各世帯の状況に応じた物件のマッチングや入居手続きに関する支援、関係機関への繋ぎ等、各世帯に寄り添った支援を実施することで、住宅の供与期間(2年)が終了する前に自立を図る。

【業務内容】

- (1) 調査業務 (アンケート、電話、訪問、課題整理・分析等)
- (2) 支援業務 (民間賃貸住宅、公営住宅、サ高住、有料老人ホーム等の情報提供や案内、繋ぎ等)
(自宅再建希望世帯への情報提供、斡旋、マッチング等)
(地域支え合いセンターとの連携、その他住宅被災者を含めた総合的な支援)

【業務状況】

◇市営住宅意向調査: 1,051世帯 ◇市外避難者対応: 780世帯 ◇再建意向確認: 9,206世帯
◇地域説明会・交流会(区役所等): 33回(平日・土日) ◇個別相談対応: 1,484件
◇業者紹介: 1,402件一対面: 220件 ◇各区役所出張相談窓口(栄子困難者): 5区×月1回
◇個別支援会議(ケース検討会): 関係部署

1

<p>災害発生</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>	<p>1) 住まいの意向調査</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>	<p>2) 住まいの現状と</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>
<p>7) 相談窓口・コールセンター等の設置</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>	<p>6) 住まいの現状と</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>	<p>5) 住まいの現状と</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>
<p>8) 申込書中・決定利用者の実施</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>	<p>9) 家賃等の送金対応等</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>	<p>11) 入居後の取り置き</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p> <p>被災者支援の観点から、被災者への支援を行う。</p>

2) 住まいの再建相談支援事業 (熊本県)

【目的】

応急仮設住宅の入居者等のうち、住まいの再建支援が必要な世帯について、各世帯の状況に応じた再建方法の検討支援、関係機関への繋ぎ等、入居者等に寄り添った支援を実施することで、応急仮設住宅の供与期間中の住まいの再建を図る。

【業務内容】

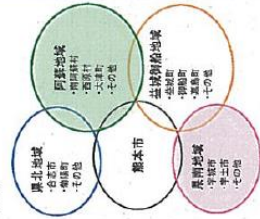
- (1) 相談窓口、訪問相談 その他住まいの再建に資する支援業務
- (2) 関係機関との連携、県への報告

【対象世帯】

応急仮設住宅(建設型・借上型)等の入居者のうち、住まいの再建支援が必要な世帯(都府県時に熊本市以外の市町村に居住していた者)

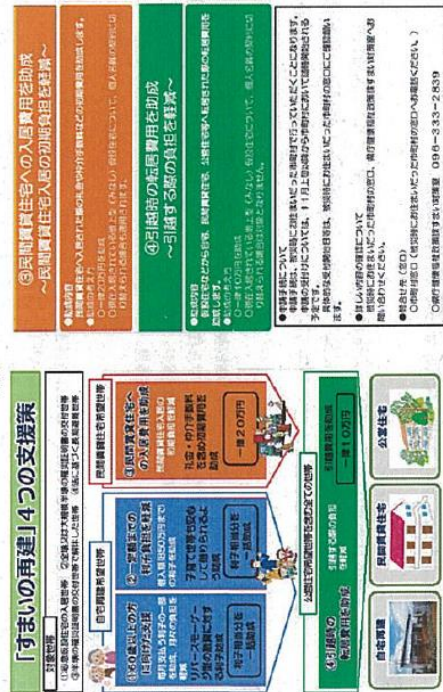
【業務状況】

◇定期相談窓口: 益城町、大津町、西原村、御船町
◇相談窓口対応: 332件 ◇戸別訪問: 855件
◇不動産会社送客: 225件



2

3) 住まいの再建に向けた4つの支援策（熊本県、熊本市）



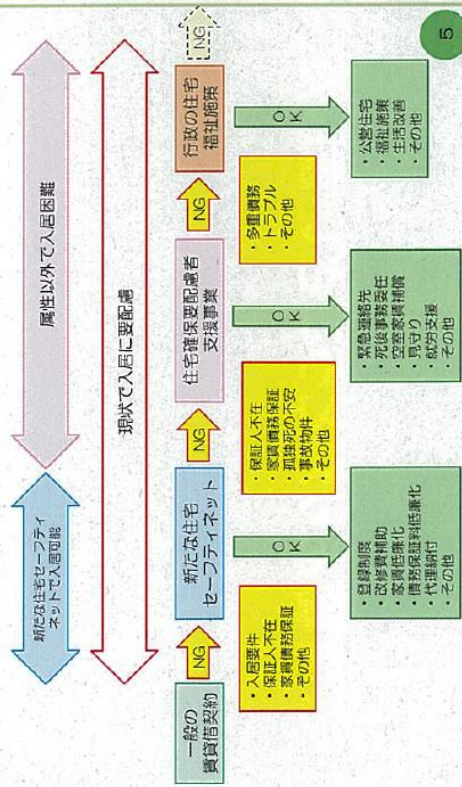
3

2. 民間賃貸住宅一般契約移行の課題

- 【みなし仮設に継続入居】**
- ◇支払いが可能な額よりも高額家賃のみなし仮設に居住（特に高齢者）
 - ◇保証人不在で一般契約移行が出来ない（特に高齢者）
 - ◇家賃以外の滞りや滞りトラブル等でオーナー、管理会社が継続契約意向なし
- 【他の賃貸住宅に転居】**
- ◇保証人不在で一般契約が出来ない（特に高齢者）
 - ◇高齢や障害等の理由でオーナー、管理会社が契約意向なし
- 【ペット飼育】**
- ◇ペット飼育不可の賃貸住宅が大半
 - ◇ペット飼育可能物件は、小型犬1匹もしくは、猫1匹が大半
 - ◇中型・大型、複数（多頭）飼育や混合（犬猫）飼育が可能な民間賃貸物件は皆無

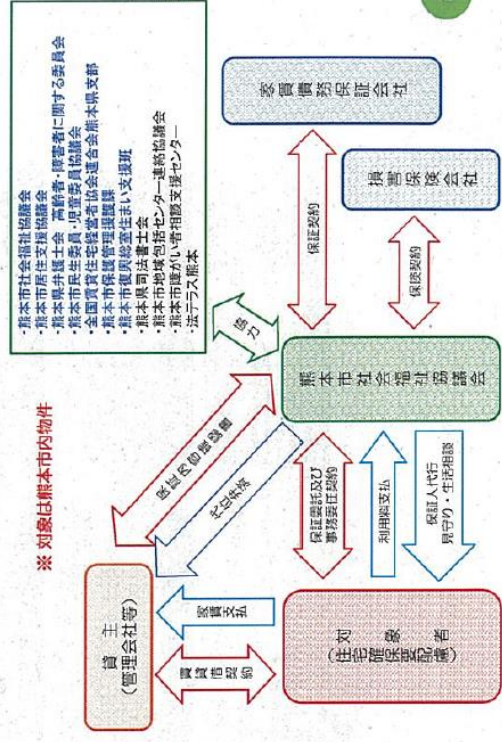
4

3. 保証人不在者への支援



5

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）



6

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）

【目的】

住宅確保要配慮者の賃貸借契約を支援するために、熊本市社会福祉協議会と行政や関係団体が連携し、住宅確保の支援を行うとともに、熊本市社協が保証人（緊急連絡先）となり、被災者等の速やかな自立再建を支援する。

【社会福祉協議会が担う役割】

- 入居者の緊急連絡先
- 関係団体との連携による住宅確保の相談支援
- 就労相談支援
- 入居中の見守りや生活相談支援
- 滞り家賃保証（家賃債務保証）
- 退去時の原状回復（家賃債務保証及び損害保険）
- 事故発生戸室及び隣接戸室の家賃補償（損害保険）
- 滞り執行、家賃等の片づけや遺産の整理、手続き代行（死後事務委任契約）

関係機関等（熊字は支援調整会議メンバー）

- 熊本市社会福祉協議会
- 熊本市居住支援協議会
- 熊本県弁護士会 高齢者・障害者に関する委員会
- 熊本市民生委員・児童委員協議会
- 全国賃貸住宅経営者協会連合会熊本県支部
- 熊本市保護管理協議会
- 熊本県司法書士会
- 熊本市地域包括センター-連絡協議会
- 熊本市障がい者相談支援センター
- 茨つラス熊本

加入料（2年間）	2万円（2年毎）
家賃債務保証料	月額料金の5.0%（最低保証料2万円）、更新（年額1万円）
利用料（月額）	2千円（年払い、分割払い可）

7

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）

《家賃債務保証》

1. 家賃債務保証内容

審査通過	社会福祉協議会の決定でほぼ100%通過
反社チェック	社会福祉協議会
保証項目	家賃、共益費、駐車場、町会費、水道光熱費
保証期間	12ヶ月
残置物処理費用	賃料の2ヶ月分
原状回復費用	賃料の2ヶ月分
早期解約違約金	入居1年未満は月額賃料等の2ヶ月分

2. 保証料

初 回	月額賃料等の50%（最低保証料2万円）
更 新	一律1万円

※社会福祉協議会が家賃債務保証会社と契約し、代位弁済する

8

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）

《損害保険》

1. 家賃、原状回復費用、その他諸費用の補償

家賃補償（事故戸室）	12ヶ月（月額家賃の80%）
家賃補償（事故隣戸）	12ヶ月（月額家賃の80%）
原状回復費用	12万円
事故対応費用	30万円

2. 家財、火災等の賠償責任補償

借家人賠償責任	2,000万円（自己負担額0円）
個人賠償責任	1億円（自己負担額0円）
修理費用	100万円（自己負担額3,000円）
類焼被害	1億円
家財	100万円（自己負担額なし）

3. 保険料（年額）

RC造、S造	4,980円
木造	10,440円

※入居者が支払う利用料（月額2千円）から社会福祉協議会が負担する

9

住宅確保要配慮者支援事業（熊本市社会福祉協議会）

《相談実績》

担当者	平成29年												平成30年												計
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月								
沼田啓	27	19	11	7	4	2	3	2	4	9	9	7	18	9	1	5	11	148							
高崎祐	87	30	14	11	9	7	10	8	6	9	11	8	4	10	7	9	4	244							
藤崎浩	39	7	5	9	2	1	1	2	3	5	9	6	3	4	2			101							
ひとり原	1			1						1		2						5							
生野保彌	30	12	15	5	3	4	6	3	2	5	7	6	8	4	8	5	2	125							
ホープレス	2			1	1			2	1		1		1		1		1	10							
生野悠輝	6	2	2	3	1	1	2	1	1	3	2	1	2	1	1	1	2	31							
入所入野	16		1					1		1	2	3	2	2	1	1	2	31							
その他	12	20	8	3	15	20	12	5	8	10	2	6	3	5	11	5	10	185							
合 計	219	91	56	40	35	35	34	23	26	42	42	40	40	35	31	26	35	850							

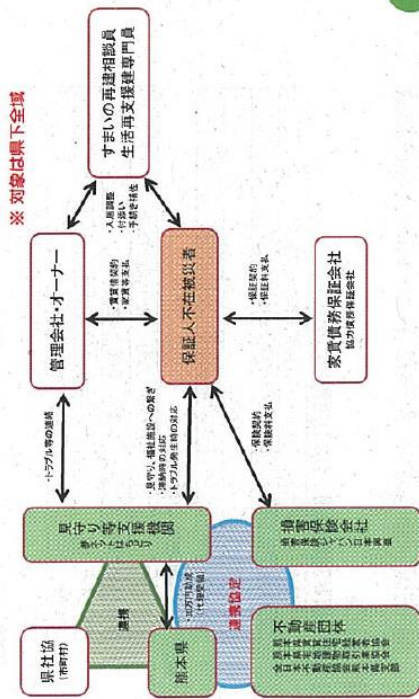
《契約実績》

総数：32件

（男：10 女：22）（単身：29 その他：3）（保：20 一般：12）
（75歳以上：7 65歳～74歳：7 50歳～64歳：11 50歳未満：7）

10

保証人不在被災者支援事業（熊本県）



11

保証人不在被災者支援事業（熊本県）

【目的】

民間賃貸住宅への入居希望の被災者が、保証人不在で入居できないという課題に
対して、関係機関と連携協定を締結して支援体制を整え、保証人不在でも入居でき
るよう支援する

【対象者】

応急仮設住宅の入居者等のうち、民間賃貸
住宅の入居を希望し、保証人がいない者

連携協定機関
① 一般社団法人夢ネットはちどり
② 熊本県賃貸住宅協会
③ 一般社団法人熊本県地建物取引業協会
④ 一般社団法人全日本不動産協会熊本本部
⑤ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
⑥ 熊本県

【対象地域】

県下全域

【入居者費用】

- ①家賃等（実額）
- ②家賃債務保証料（実額）
- ③見守り料（月々4,240円 ※県からの補助金で支払額を低額に）

家賃債務保証（各社による）	
初回	家賃の50% （家賃3万円） 一律1万円
更新	
見守り料（県費保障料含む）	
入居者負担	月額 4,240円
補助助成	月額1万円

12

保証人不在被災者支援事業（熊本県）

【協定機関の役割】

- 1) 一般社団法人夢ネットはちどり
民間賃貸住宅に入居した保証人不在被災者の見守りを行
いながら、家賃滞納、孤独死、近所トラブル等の未
然防止及び発生時の対応、健康状態の変化による医療・
福祉機関等との調整等
を行います。
- 2) 熊本県賃貸住宅経営者協会
一般社団法人熊本県地建物取引業協会
公営住宅協会熊本本部
所属会員に働きかけ、保証人不在被災者へ民間賃貸住宅の物件の提供を行います。
3) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保証人不在被災者に係る事故等により民間賃貸住宅に生じた損害を補てんする保険メニ
ュを提供します。
4) 熊本県
関係機関との全体調整や必要に応じて一般社団法人夢ネットはちどりへの助言や指導を
行います。

＜見守り等業務＞
1 普段の見守り
2 社会福祉施設等への緊急
3 家賃滞納時の催促
4 死亡した場合の対応
5 緊急時等の対応
6 その他必要な支援

13

4. 今後の課題

新たな住宅セーフティネット制度の普及、登録促進は当然のこととしても、保証人不在や
高齢者等の孤独死等の懸念から民間賃貸住宅への入居が難しい状況が想定されます。
熊本県社会福祉協議会と熊本県の制度において、今後は以下の課題が想定されます。

◇住宅確保要配慮者支援事業（熊本県）

- 居住支援法人の指定を受け国土交通省の補助金を活用しているが利用希望者が多く、今年
度は既に30件の枠が満杯で次年度以降の拡大、継続が不透明
- ・次年度以降の補助金の確保
- ・今後の事業予算確保
- ・専門職員の確保及びスキルアップ
- ・県下他市町村での事業化と協力体制構築
- ・居住支援法人など居住支援団体等との連携

◇保証人不在被災者支援事業（熊本県）

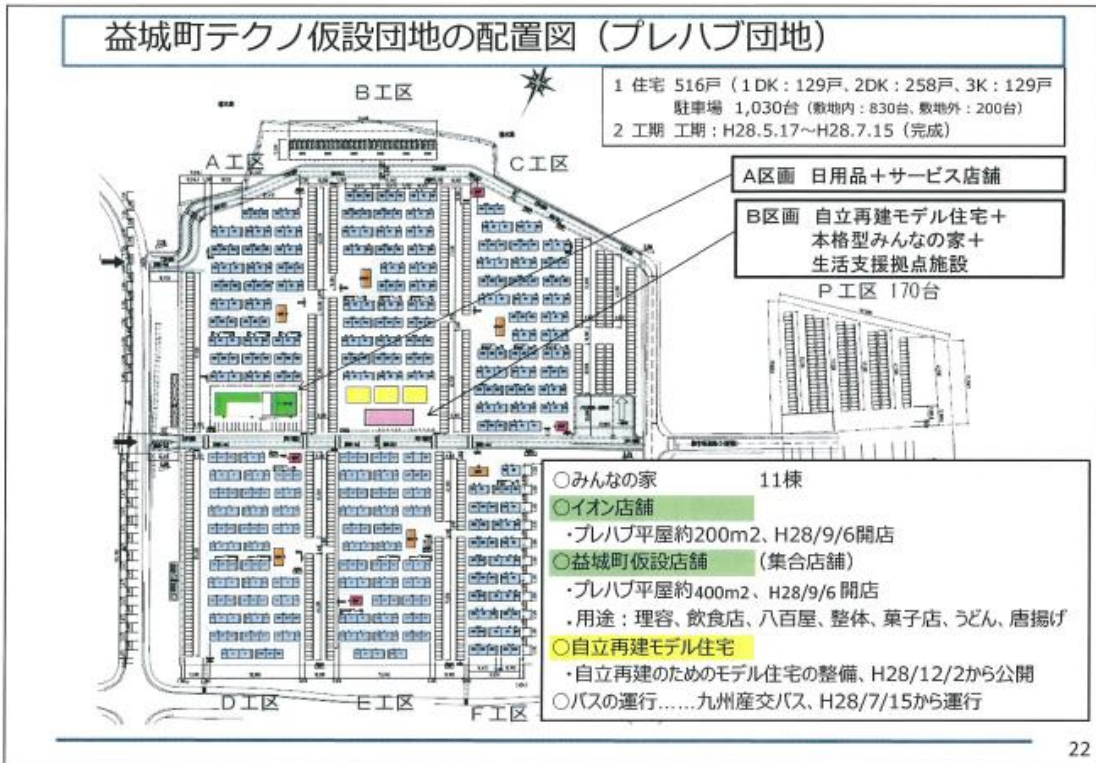
- 対象者は被災者限定であり、期限措置のため、数年で終了予定
- ・被災者以外も対象とした一般住宅政策としての県の支援制度創設
- ・見守りを行う支援機関の体制・能力の充実と協定先の追加
- ・低額所得世帯の利用が困難
- ・利用料滞納リスク対策

14

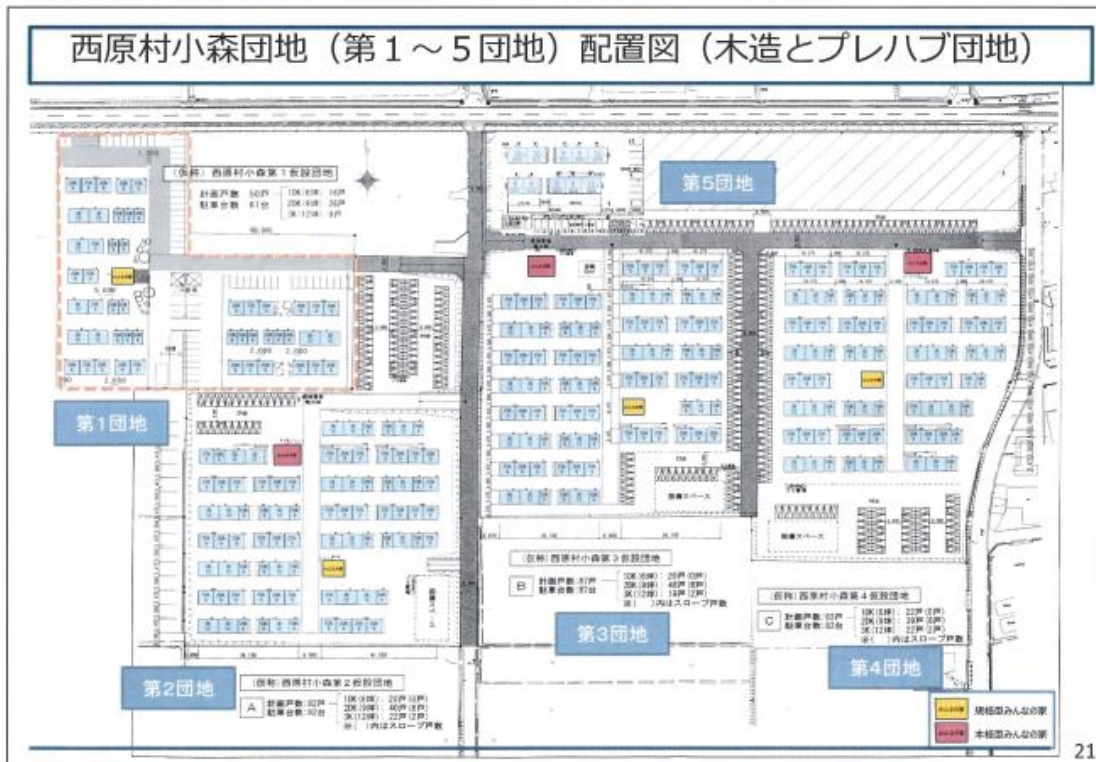
<建設型応急住宅の新しい取組みについて>

別冊資料⑪ 建設型応急住宅の敷地計画や住戸計画の工夫例（熊本県）

■益城町テクノ仮設団地 配置図（プレハブ団地）



■西原村小森団地（第1～5団地）配置図（木造・プレハブ団地）



■南阿蘇村下野山田仮設団地 配置図（木造団地 68 戸）

南阿蘇村下野山田仮設団地の配置図（木造団地 68 戸）



23

■御船町甘木団地（庭先仮設） 配置図（木造団地 8 戸）

御船町甘木団地（庭先仮設）配置図（木造仮設8戸）



公有地が確保できない場合の特殊事例(農家の敷地内に建設)

24

■住戸の計画（プレハブ）

住戸の計画（プレハブ） 熊本の気候等を考慮・スピード感

熊本の気候等を考慮した仕様・高齢者等に配慮・基礎は従来通りの木杭

木材使用量推計 約1280m³

（外部）

- 1) 県産木材の使用（袖壁、濡れ縁、スロープ）
- 2) 多雨な地域性を考慮し雨樋の設置
- 3) コミュニケーションに配慮し、南側に掃出し窓と濡れ縁を設置
- 4) 玄関部分にスロープの設置（約1割の住戸）

（内部）

- 5) 県産木材の使用（台所の床や腰壁など）
- 6) 県産畳表の使用（全戸に畳の部屋を設置）
- 7) 壁、天井、窓の断熱性の向上（断熱材、二重サッシ）
- 8) 住戸間に隣の音が聞こえにくい遮音壁や二重サッシの設置
- 9) 風通しのために玄関に網戸を設置。
- 10) 住戸内の段差解消（浴室除く。）
- 11) 玄関・トイレ・浴室に手すりを設置
- 12) エアコン、給湯器（追焚き機能付き）を設置



浴室やトイレの手すり設置の状況



スロープが設置された住宅



県産木材と県産畳表を使用した温かみのある和室



コミュニケーションが育まれる掃出し窓と縁側

26

■住戸の計画（木造）

住戸の計画（木造） 熊本の気候等を考慮・RC基礎

熊本の気候等を考慮した仕様・高齢者等に配慮・鉄筋コンクリート基礎の採用

（外部）

- 1) 県産木材の使用（袖壁、濡れ縁、スロープ）
- 2) 多雨な地域性を考慮し雨樋の設置
- 3) コミュニケーションに配慮し、南側に掃出し窓と濡れ縁を設置
- 4) 玄関部分にスロープの設置（約1割の住戸）

（内部）

- 5) 県産木材の使用
- 6) 県産畳表の使用（全戸に畳の部屋を設置）
- 7) 壁、天井、窓の断熱性の向上（断熱材、ペアガラス）
- 8) 住戸間に隣の音が聞こえにくい遮音壁の設置
- 9) 住戸内の段差解消（浴室除く。）
- 10) 玄関・トイレ・浴室に手すりを設置
- 11) エアコン、給湯器（追焚き機能付き）を設置

木造
683戸

延べ面積
約2万m²

木材利用量
約5500m³



■玄関・トイレ・浴室の手すり



■台所の床に県産木材を使用



■県産木材や県産畳表を使用



■玄関スロープや玄関の木の袖壁



■掃出し窓、濡れ縁

25

公営住宅との複合団地の事例

宇土市境目団地



災害公営住宅(東側道路から)



【混合整備の効果】

- ・被災者に住宅の選択肢を提供（木造仮設（将来的には市単独住宅へと譲渡）、既設公営住宅、新設災害公営住宅（木造仮設住宅））
- ・団地内の他住戸に移転する場合の移転負担の軽減
- ・地域や団地内でのコミュニティミックス



■既存公営住宅(左)と木造仮設住宅(右)



■災害公営住宅



■木造仮設住宅



■プレハブ仮設住宅



過酷な避難生活の早期解消によって、
災害関連死や健康被害の軽減を。



ムービングハウス

移動式木造住宅の
応急仮設住宅への利用と社会的備蓄



防災・家バンク

一般社団法人 日本ムービングハウス協会

応急仮設住宅

建設型

プレハブや木造の仮設住宅を現地で施工

借り上げ型 (みなし仮設)

既存の公営住宅や民間賃貸住宅の空室を自治体が借り上げて被災者に提供

移動型

既に完成した移動可能な住宅を被災地に輸送し設置

■安全性・居住性

ムービングハウスは、もともと一般の住宅として開発・使用されています。したがって一般の住宅と同等の耐震性、断熱性、気密性、防音性などの性能を備えています。窓やドアにはトリプルガラス製サッシを使用。またコンクリート基礎に固定すれば、建築基準法に基づく建築物として確認申請を受けて、恒久的な住宅として使用できます。

約30㎡のユニットを縦横上下に連結し積み木のように組み合わせることで、地域の実情や家族構成に応じて、柔軟に間取りや広さを構成することができます。

このムービングハウスを仮設住宅として使用する。つまり、被災者のために応急的に仮設住宅を建設するのではなく、最初から高い住宅性能を備えた「一般住宅」を仮設住宅として提供するという、発想の転換です。これによって、入居者の安全と健康を向上させることが期待できます。

基礎に繋結して、一般の住宅（移住体験住宅）として使用中のムービングハウス。



スケルトン・インフィルなので、用途に合わせたさまざまなプラン展開が可能。



■経済性、再利用・省エネ・環境負荷低減

ムービングハウスは恒久的な住宅ですが、プレハブなど建設型の応急仮設住宅と比べて、供給コストが割高になることはありません。災害救助法に基づく実績では、建設型応急仮設住宅と比べて、倉敷市では2分の1、北海道胆振東部地震では3分の1程度の費用で供給されました（※）。

さらに耐用年数は100年以上。応急仮設住宅としての役目を終えた後は、解体せずにそのまま別の場所に移動して別の用途に使用することができます。簡易宿泊所などに利用しながら次の災害に備えたり、被災地内の別の場所に移動して復興公営住宅や被災者の自宅再建（恒久住宅）に活用することもできます。再利用できるということは、つまり、解体に伴う廃棄物が発生しないということ。また、高気密・高断熱の住宅性能で、入居者の冷暖房費の負担も軽減。省エネルギーで環境負荷が低いのが、ムービングハウスの大きな特徴です。

※北海道胆振東部地震の建設型仮設住宅では、厳しい寒さや風雪に対処するために多くの追加工事が必要になり、「予算の2倍を超える1200万円を超える見通し」（河北新報2019年2月15日「安住の灯」北海道政策調整担当課長佐賀井祐一氏談）と報じられています。一方、災害救助法にもとづいてむかわ町に提供されたムービングハウスは、同条件下で約450万円（一般社団法人日本ムービングハウス協会調べ）でした。

ユニットを半体で配列した応急仮設住宅団地の例。



外壁仕上げに温かみのある木材を使用したムービングハウスも。



厚真町避難所の憩いの場から、北海道立鶴川高校野球部寮へと転用された5連結ユニット。



プレハブでも、既存住宅の借上げ(みなし仮設)でもない、 第三の仮設住宅「ムービングハウス」

2018年夏、移動式木造住宅を利用した「ムービングハウス」が、災害救助法にもとづく応急仮設住宅として採用されました。

西日本豪雨の被災地・岡山県倉敷市では、災害ボランティアの活動拠点が求められていました。そこで茨城県岡町の協力によりふるさと納税を活用したクラウドファンディングで資金を募り、ムービングハウス4棟を提供。これがきっかけとなって、倉敷市柳井原に日本ではじめてムービングハウスによる移動型の応急仮設住宅団地が誕生しました。続いて発生した北海道胆振東部地震の被災地でも、ムービングハウスは応急仮設住宅や仮設学生寮として活用されています。

■移動・即応性

ムービングハウスは工場で製造する木造の一般住宅。解体せずに基礎から建物を切り離してクレーンで吊り上げ、家具もそのままで貨物としてトラックに載せて輸送できる高い移動性を有しています。

国際規格の海上輸送コンテナと同じ形・サイズ(長さ12m×幅2.4m、高さ約3.0m)が基本ユニット。半分サイズも有)に統一されているため、道路の通行に特別な許可を必要とせず、フェリーなどの海上輸送にも迅速に対応できます。

設置後は、電気・上下水道、ガスに接続すれば、すぐに生活を始めることができます。被災地で一から職人が組み立てる建設型の応急仮設住宅に比べ、職人不足や悪天候などの影響を受けることもありません。被災者が早期に入居できることは、災害関連死や健康被害のリスクの軽減にも有効です。

2018年西日本豪雨被災地へ、備蓄基地を出発するムービングハウス。



設置していた基礎から分離してつり上げ、トレーラーに載せて移動開始。



■備蓄性

ムービングハウスは、基本ユニットの組み合わせによって、多様な面積や間取りを構成することができます。平屋の戸建て住宅、長屋住宅、集会施設、2階建の集合住宅や宿泊施設、店舗・事業所など、様々な用途に利用することができます。

また、建築物でありながら移動できるので、「社会的備蓄」が可能になります。これは、平常時は全国各地で宿泊施設やコミュニティ施設として活用しつつ災害時の応急仮設住宅として備えて、災害時には災害救助法にもとづき相互に貸し出すシステムです。

また、ムービングハウスの製造事業者を全国的にネットワークし、地元産の木材や技術、人材を活用した地産地消によって製造することは、地域の経済発展・活性化、つまり地方創生にもつながります。

現地到着後、クレーンで設置。あっという間に「家」ができる。



ムービングハウスの生産工場は日本各地に設置、供給能力を拡大中。



ムービングハウスを用いた応急仮設住宅の普及と社会的備蓄を目指す

官民連携の取り組み「防災・家バンク」。

ムービングハウスを宿泊研修施設等として利用しながら災害に備えるプロジェクト「防災・家バンク」が始まっています。自治体や企業の遊休地などにムービングハウスを設置。平常時は、宿泊研修施設や、体験交流施設、キャンプ場等のレジャー施設、コミュニティの交流施設などとして使用。災害時にはすぐに被災地に輸送し、災害救助法に基づく応急仮設住宅として被災自治体に有償で貸し出します。首都直下型地震の際は都心からの災害疎開施設として、また、原子力発電所事故の際は、広域避難の受け入れ施設として利用することもできます。

このようにPM（民間資金活用による施設整備・公共サービスの提供）・PPP（官民連携）等により官民が連携し、普段は宿泊研修施設等として収益を上げながら利用し災害時に備えることを「社会的備蓄」と呼びます。防災・家バンクの普及に向けて、すでに全国の自治体や製造業、運送業、旅館業などの民間事業との官民連携のネットワークが広がっています。

年内には、モデルハウスを兼ねた宿泊研修施設や、自治体保有の公園内の合宿研修施設・テレワーク施設・移住促進の体験宿泊施設をオープンする計画が進んでいます。



●先進事例として「国土強靱化」取組事例集で紹介

内閣官房が毎年公表している「国土強靱化」のための民間の先進的な取組事例集（平成30年度）に、ムービングハウスによる移動型応急仮設住宅の事例が掲載されました。



防災・家バンク モデルプラン



研修・宿泊施設ゾーンと、ムービングハウス体験ゾーンを組み合わせたモデルプラン。

宿泊施設はホテル客室として収益に貢献。モデルハウスはゲストハウスとしても活用でき、ムービングハウスの居住性を体感することができます。

【モデルプラン概要】

- ムービングハウス（1ユニット 2.5m×12m、約30㎡）を40～50ユニットを組み合わせて一団地の宿泊研修施設を構成する。
- 客室数／25～40室前後
- ベッド数／70～120台前後
- セミナー・イベント収容人数／150～200名前後
- 敷地規模／700～907坪（3000㎡以内）

生産拠点や備蓄場所は国内各地に設置し、地産地消を進めるとともに、災害時のリスクを分散します。

防災・家バンクは2019年末までに6ヶ所、今後2年間で11ヶ所整備。官民協働により、7年後には全国で約200ヶ所・1万棟の備蓄を目指します。

防災・家バンク 設置場所

- 完成済・整備中
- 計画中



新しい発想の仮設住宅・施設 いま日本各地で続々誕生へ。



応急仮設住宅



岡山県倉敷市柳井原: 西日本豪雨被災地に、ムービングハウス40世帯とトレーラーハウス11世帯、計51世帯分の移動型応急仮設住宅が、日本ではじめて災害救助法にもとづき提供。敷地内には、ムービングハウスを4連結した仮設集会所が設置され、被災者のコミュニティの交流の場として活用されている。

応急仮設住宅



北海道勇払郡むかわ町: 胆振東部地震の被災地で、災害救助法にもとづきムービングハウスを連結した長屋タイプの応急仮設住宅用地が提供。短い工期が奏功して、北海道の本格的な冬の訪れの前前に間に合った。

個別の応急仮設住宅



北海道勇払郡安平町: 胆振東部地震の被災地では、被災した農家の敷地内にムービングハウスを応急仮設住宅として設置。酪農家やハウス農家は市街地に建設された応急仮設用地から通って営農することが困難だが、その問題を解決した。8農家(16ユニット)の2年間のレンタル料は茨城県境町によるクラウドファンディング(ふるさと納税制度利用)によるもの。牧場の敷地内にムービングハウスを設置して住宅と兼用(写真左)。ビニールハウスに隣接した敷地内に設置されたムービングハウス(写真右)。

ムービングハウスを活用した移動型仮設住宅は、早期に被災者に良い住環境を提供できる点が評価され、西日本豪雨や北海道胆振東部地震など大きな災害が続いた2018年に急速に普及しました。生産現場に隣接する農家などの個別の仮設住宅や、高校野球部寮など、これまで災害救助法で想定していなかった事態にも対応し、被災者の実情や地域の特徴に配慮して、住環境の改善に取り組んできました。さらに「恒久的な一般住宅を応急仮設住宅として使用する」という逆転の発想と耐用年数の長さによって、いったん使用されたムービングハウスを他用途に転用して使い続けるという画期的な取り組みも、すでに実現しつつあります。



転用



転用 (避難所集会施設) ↓ 仮設寮

北海道胆振東部地震の発生を受けて、茨城県茨城町への導入予定で製造されていたムービングハウス5棟を、急遽ふるさと納税活用ガバメントクラウドファンディングにより厚真町へ派遣。5連結ムービングハウスは、厚真中央小学校に設置され、避難所生活の憩いの場として、昼は住民の憩いの場として、午後は子どもたちの学習の場として使用された(写真上段)。この5連結ムービングハウスは、その後むかわ町に運ばれ、北海道立越川高校野球部学生寮として転用された。ここには日本ではじめて災害救助法が適用され、ムービングハウスの宿泊タイプユニットによる寮が誕生した。(写真下段) 現在、さらに寮の本設に転用する計画が進められている。



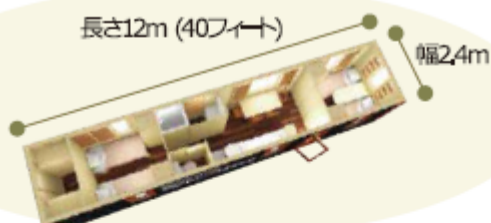
転用 (本設)

【計画中】 ムービングハウスを転用した、本設の災害復興住宅。自治体による移住体験住宅やテレワークセンター等にも活用が可能。

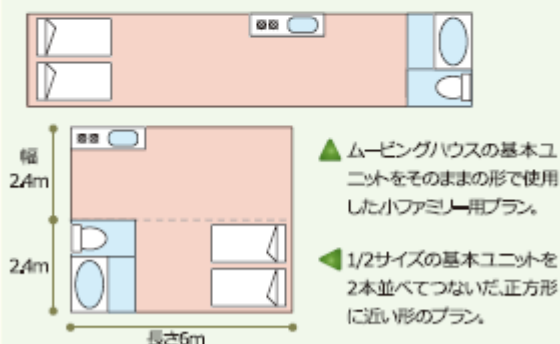
被災者個人の自宅再建の際に、ムービングハウスを活用。(東日本大震災被災地)

■プランバリエーション

幅2.4m長さ12m (40フィート) のユニットは、縦横はもちろん上下にジョイント可能、積み木のように組み合わせて、必要な空間を構成できます。間取りも、居住人数や生活スタイルに応じて自由に決められます。



約30㎡

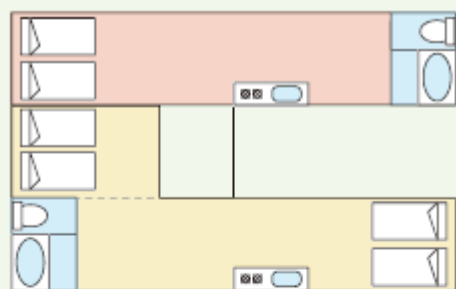


約40㎡



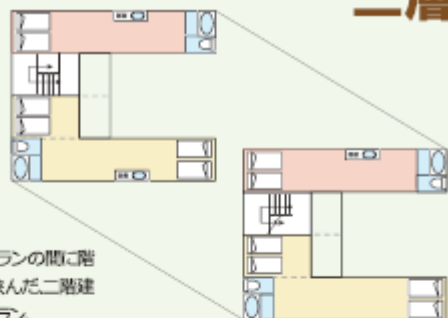
連結

▼ 30㎡と40㎡プランを隣接させ間にポーチを設けたプラン。2世帯や友人との近居に。



▶ 30㎡と40㎡プランの間に階段ユニットを挟んだ二階建て集合住宅プラン。

二層



約60㎡

5連結

▶ 敷地の制約がなければ、構造上は5連結も可能で、使いやすい形の広い空間を確保。集会所やホールなど、多目的に使用できる。



一般社団法人 **日本ムービングハウス協会**

〒066-0051 北海道千歳市泉沢 1007-168 TEL 0123-28-8811

企画編集：一般社団法人 **協働プラットフォーム**

監修：立教大学 長坂俊成研究室

20190609

別冊資料⑭ 応急仮設住宅再利用状況（福島県）

■ 応急仮設住宅再利用状況

【無償譲渡】

年度	団地名	戸数	譲渡先	利用目的
H28	只見（只見町）	3戸	NPO法人	事務所等
H29	下川内（川内村）	48戸	川内村	村営住宅
	大平農村広場（二本松市）	20戸	浪江町	宿泊施設 （いこいの村なみえ）
		2戸	NPO法人	住宅
		4戸	一般社団法人	事務所等
		恵向（本宮市）	9戸	浪江町
	過足（三春町）	4戸 談話室1棟	民間企業	従業員休憩所 事務所
	福祉の森（田村市）	4戸	民間企業	寄宿舎
	H29計		91戸	
H30	高久第九（いわき市）	2戸	民間企業	事務所
		3戸	民間企業	集会所
	高久第十（いわき市）	2戸	民間企業	事務所・休憩施設
		9戸	民間企業	定住促進住宅
		56戸	岡山東総社市	応急仮設住宅
		2戸	公益財団法人	事務所
	南一丁目（郡山市）	9戸	民間企業	団地管理棟
	渡辺町昼野（いわき市）	8戸	民間企業	潜在施設
		2戸	民間企業	交流施設
		2戸	民間企業	研修施設
		4戸	民間企業	研修施設
4戸		民間企業	研修施設	
H30計		103戸		

【移住促進仮設住宅提供事業】

年度	団地名	戸数	譲渡先	利用目的
H29	郭内第二（白河市）	3戸	昭和村	移住定住促進住宅
		12戸	三島町	移住定住促進住宅
	富田町福川原（郡山市）	14戸 集会所1棟	川内村	地域振興住宅 集会所
	H29計		29戸	
H30 (予定)	高久第10（いわき市）	6戸	磐梯町	移住定住促進住宅
		4戸	金山町	移住定住促進住宅
	杉田農村広場（二本松市）	24戸	飯舘村	移住定住促進住宅
	北幹線第二（福島市）	2戸	昭和村	移住定住促進住宅
	H30計		36戸	

移住促進仮設住宅提供事業について

建築住宅課

(1) 事業概要

本県への定住や二地域居住を推進するため、応急仮設住宅を活用して“お試し住宅”等を整備する市町村に対し、県は仮設住宅を解体・運搬して再利用可能な「建築資材」と、整備する住宅の「再利用設計」を提供し、市町村事業を支援している。

平成29年度は昭和村、三島町及び川内村へ合計29戸分を提供した。

(2) 事例

【昭和村】(平成29年度契約、繰越工事。)

- ①仮設住宅：白河市 郭内第二(双葉町) 3戸
- ②再築住宅：移住定住促進住宅(からむし織体験生事業の住居) 3戸
- ③補助事業：過疎債 補助率：住宅部分75%に対する充当



■計画平面図



■再利用した壁パネル



■外観



■ダイニングキッチン



■車庫

【三島町（平成30年度・平成31年度に各3棟6戸再築。）

①仮設住宅：白河市 郭内第二（双葉町） 12戸

②再築住宅：移住定住促進住宅（単独住宅）12戸

③補助事業：過疎債 補助率：住宅部分75%に対する充当



■計画平面図



■再利用した壁パネル



■外観



■キッチン

■リビング

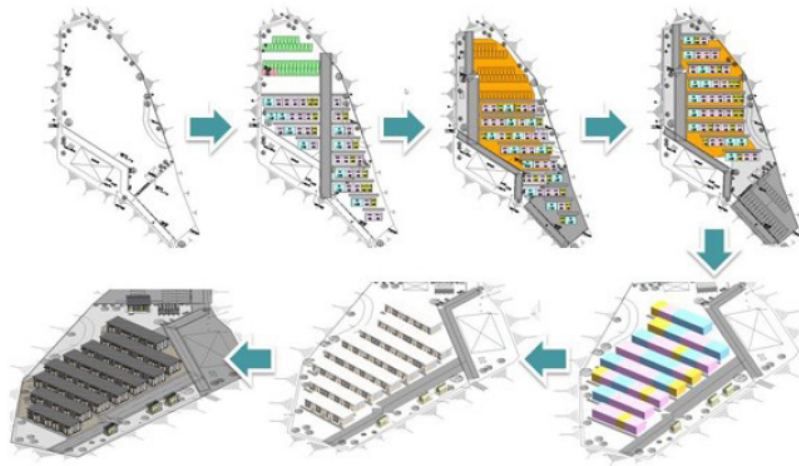
2019/04/10

報道関係各位

国立大学法人熊本大学
大和ハウス工業株式会社
大和リース株式会社

■熊本大学×大和ハウスグループ
応急仮設住宅の早期提供を目指した共同研究契約を締結

国立大学法人熊本大学（熊本市、学長：原田信志、以下「熊本大学」）と大和ハウス工業株式会社（本社：大阪市、社長：芳井敬一、以下「大和ハウス工業」）、大和リース株式会社（本社：大阪市、社長：森田俊作、以下「大和リース」）は、2019年4月10日、応急仮設住宅の早期提供を目指した共同研究契約（※1）を締結しました。



BIMを利用した応急仮設住宅の配置計画案の自動作成の流れ（イメージ）

応急仮設住宅は、被災者に一日でも早く住居を提供することを目的として建設されています。各都道府県は市町村と連携し、災害発生から応急仮設住宅が被災者に供給されるまでの期間を短縮するために、事前に建設候補地の選定や建設計画の整備等を実施していますが、災害の規模や様態により、応急仮設住宅の着工がスムーズに運ばず、着工までに時間を要する場合があります。

熊本大学大学院先端科学研究部の大西康伸准教授（以下「大西准教授」）は、平成28年熊本地震における応急仮設住宅団地の計画に携わった担当者にヒアリングするなど、着工までに要する期間を分析した結果、建設候補地の調査を含め、約1週間は配置計画案の作成や承認に時間を要していることが分かりました。

そこで、大西准教授は、2017年6月より、応急仮設住宅の配置計画案の作成時間を短縮するために、BIM（ビルディング・インフォメーション・モデリング）（※2）を利用した配置計画案の自動作成に関する研究を開始しました。その後、大和ハウス工業と大和リースが協力し、大西准教授が開発した配置計画案自動作成プログラムを用いて配置計画案の作成に取り組んだ結果、約1時間で応急仮設住宅の配置計画案を作成することが可能であることがわかりました。

そしてこのたび、3者は配置計画案だけでなく、応急仮設住宅の供給に必要な全過程（計画、生産、施工等）にBIMの機能を利活用することで、さらなる工期の短縮化と地域の実情に応じた計画の実現を図ることが、円滑かつ迅速な応急仮設住宅の建設につながると考え、共同研究契約を締結することとなりました。

今後、応急仮設住宅の供給において、研究成果を広く活用できるようオープンにしていきます。

※1. 2019年4月1日～2021年3月31日の期間。

※2. 建物の3次元モデル技術。建物の設計、施工、維持管理までのライフサイクル全体で設計情報を活用する手法。

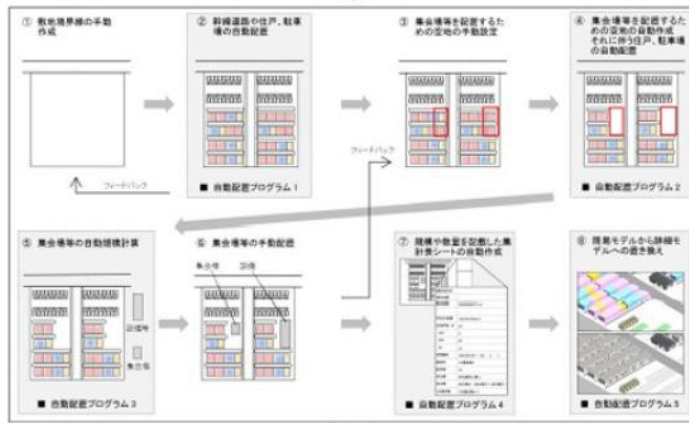
■共同研究契約の概要

- ・ 応急仮設住宅の配置計画および設計作業を省力化し、早期提供を実現させるための研究
- ・ 応急仮設住宅を3次元で見える化し、ご入居者や行政、施工者に完成イメージを共有する研究
- ・ 応急仮設住宅のメンテナンスに、BIMを利活用することの研究



期間
約1週間

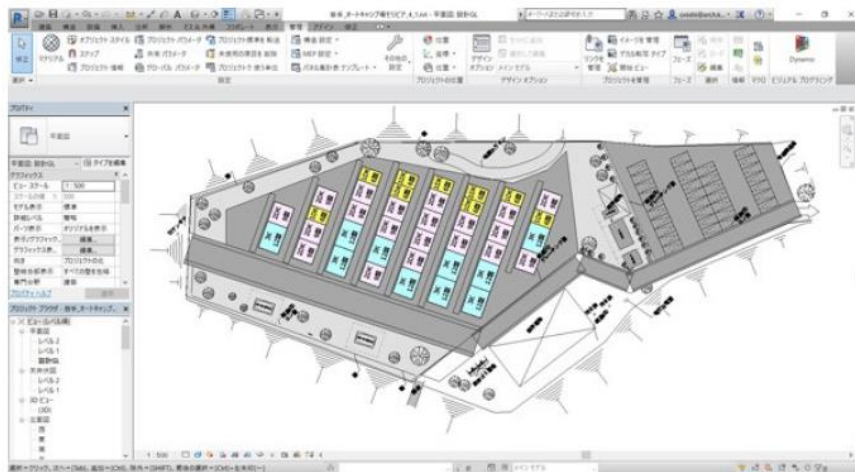
現状手法



期間
約1時間

提案手法

BIMを利用した応急仮設住宅の配置計画の自動作成



BIMを利用した応急仮設住宅の配置計画の自動作成の操作画面



自動作成した配置計画の3D外観パース

<恒久的な住まいの支援について>

別冊資料⑱ 高齢者向け新型住宅ローン【リバースモーゲージ型融資】(熊本県、住宅金融支援機構)

利用者の声

実際に「高齢者向け新型住宅ローン」を利用された方にお話を伺いました。

利用例1 中古マンション購入

● 築年数 2LDK
● 購入費 約1,250万円
● 申込費 約300万円(申込金等)
● 融資額 約750万円

高齢でも住宅再建を実現
九州 熊本(74歳)・相代様(73歳)【熊本市】

みなし仮設住宅住民の交流会に参加し、リバースモーゲージ制度の話を聞いた時には、まるで“光”を見たような思いでした。高齢になり一般の住宅ローンを借れない・現実に意図していた時に、この制度を利用するは住宅再建できると背中を押してもらったのです。感謝しています。私たちが亡くなった後、このマンションをどうするかは子どもの判断に任せようと考えています。暮らしながらゆとりで暮らせることができるのも、リバースモーゲージ制度のメリットです。

利用例2 「くまもと型復興住宅」を建設

● 築年数 2LDK
● 建設費 約2,000万円
● 申込費 約300万円(申込金等)
● 融資額 約900万円

子や孫へ受け継ぐ住まい再建
今村 豊二(81歳)・美津子(80歳)【阿蘇郡村】

リバースモーゲージ制度のことを知った当初は、「利用者が亡くなった後には家も土地も売り払われてしまう」と誤解していました。しかし住宅金融支援機構の方の説明をよく聞いてみると、今期でも一部でも即命のいふ法で元金を払えば、子や孫に家や土地を受け継ぐことができることがわかり、安心して制度を利用することに決めました。設計から施工まで地元の家業さんにお任せしました。心配なことは、専門家の話を聞くことが大切ですね。

熊本県からのお知らせ

住宅金融支援機構提供
(住宅金融公庫)

限定 熊本地震で被災された60歳以上の方
※仮設住宅の入居要件を満たす方

高齢者向け 新型住宅ローン

【リバースモーゲージ型融資】のご案内

毎月利子のみ1万円の支払いで自宅を再建

○ リバースモーゲージとは?

新しい家や今ある土地を担保に融資を受ける

毎月の返済は利子のみ

元金の返済方法は3通り

- 1 申込者が亡くなったときに土地や建物を売却して返済
- 2 申込者が亡くなったときに相続人が元金を一括して返済
- 3 申込者がご存命中に分割等で元金を返済

○ なぜ、このような額にできるのか?

リバースモーゲージ型融資
※住宅金融支援機構提供

+

県の助成

↓

毎月1万円の返済を実現

私が自信を持っておすすめします

熊本県知事 蒲島郁夫

県の助成について

熊本県が推薦する「くまもと型復興住宅」(1,300万円)を建設する場合

約450万円 (支援金や県債など自己資金)	約850万円 (高齢者向け新型住宅ローン)
建設費 約1,300万円(税、付帯設備などを含む)	

※850万円超入の場合、約93万円の助成があります。

融資限度額について

建物の建設費(購入費)の6割+土地の評価額の6割

例えば、1,300万円の住宅を自分の土地(評価額100万円)に建設する場合

1,300万円×60% + 100万円×60% = 約850万円融資可能

お問い合わせ先

● 新型住宅ローンについて
住宅金融支援機構 ☎0120-086-353

● 県の助成について
熊本県すまい対策室 ☎096-333-2839

※相談予約は、被災時に住むの市町村に問合せください。

発行 熊本県健康福祉政策課すまい対策室

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺5丁目18番1号
Tel.096-333-2839 Fax.096-384-3160
E-mail: sumaitaisaku@pref.kumamoto.jp
Web: http://www.pref.kumamoto.jp/suji_21374.html

※1302年4月1日現在(熊本県) ※2018年3月31日現在(熊本県) ※2017年度実績(熊本県) ※2018年度実績(熊本県)

私がみなさんの7つの疑問にお答えします。

熊本県がサポートします!

熊本地震で被災された①60歳以上の②仮設住宅の入居要件を満たす方限定「高齢者向け新型住宅ローン」とは、新しい家やマンション、今お持ちの家や土地を担保に住宅金融支援機構の融資を受け、被災した自宅を再建することができる制度です。

熊本県では、「高齢者向け新型住宅ローン」をご利用になる方を対象に利子助成を行っており、例えば850万円を借り入れた場合には実質的に月々1万円の返済で住まいの再建が可能となります。

災害公営住宅の最低家賃(1万5,000円程度)よりお安くなります。

- 「高齢者向け新型住宅ローン」の対象者は?**
60歳以上の被災された方が対象です。実際に、92歳の方もご利用いただいています。
- 担保となる土地や建物がなくても利用できますか?**
はい、できます。実際に、被災時に借家(民間アパート)に住んでいた方もご利用いただいています。
- 年金収入しかなくても月々の返済が可能ですか?**
はい、大丈夫です。実際に、月収11万円の年金収入の方もご利用いただいています。
- 子どもなど相続人に借金が残ることはないの?**
はい、残りません。土地や建物の売却により残債務があったとしても、相続人に請求いたしません。
- 土地や建物を家族に残すことができますか?**
はい、できます。2通りの方法で残すことができます。
① 申込者が存命中に、借入元金を一括(または分割)返済利息返済中に借入元金を一括または分割で返済すると、家がご家族等に残すことができます。
② 申込者が亡くなった後に、ご家族等が一括返済申込者が亡くなった後に、ご家族等が現金で元金を一括返済すると、家を残すことができます。
- 融資の対象となる物件は?**
新築だけでなく、中古のマンション・戸建の購入もOKです。実際に、中古マンションを購入された方もご利用いただいています。
- 店舗の建設や補修のみでも融資が受けられるの?**
店舗を兼ねた住宅を建てることや自宅の補修のみでもご利用いただけます。

満60歳以上の被災者の方へ

倉敷市と住宅金融支援機構が
被災高齢者の住宅再建を応援します！

機構のリバースモーゲージ型融資※1＋倉敷市の補助

※1 商品名『災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）』

毎月利子のみ約8千円※2の支払いで住宅再建を実現！



【リバースモーゲージ型融資】の支払いのイメージ
（毎月利子のみを支払う返済方法）

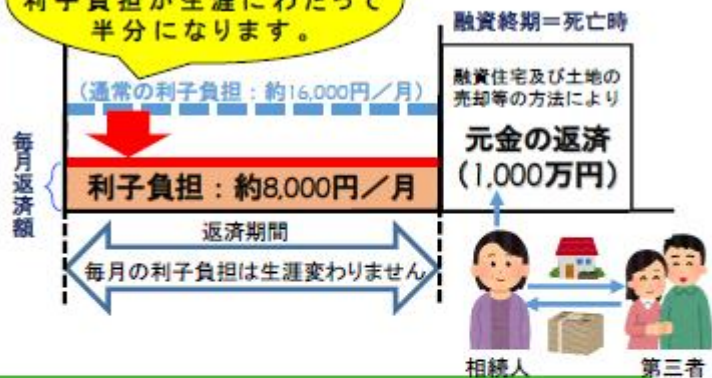
※2 以下の条件で試算した場合の金額となります。

＜試算条件＞

住宅再建費用	1,300万円
自己資金（支援金など）	300万円
リバースモーゲージ型融資	1,000万円
融資金利	0.98%※3

※3 令和元年5月1日現在の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の融資金利1.95%の半分

倉敷市の補助により
利子負担が生産にわたって
半になります。



制度概要

- 平成30年7月豪雨により倉敷市内で被災した満60歳以上の方がご利用可能です。
- 倉敷市内で自ら居住する住宅を建設、購入又は補修するための融資が対象です。
- 倉敷市の補助金の対象となる融資限度額は、1,000万円までです。
- 毎月の支払いは利子のみなので、毎月の負担が少なく、生涯その負担は変わりません。
- 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられた時に、相続人の方から、手元金により全額を一括でご返済いただくか、又は融資住宅及び土地の売却等により、ご返済いただきます。
- 融資住宅及び土地の売却代金等により返済する場合は、債務が残ったときでも、相続人の方は、残った債務を返済する必要はありません。

■ お手続きの流れ・お問い合わせ先は裏面をご参照ください。

令和元年5月1日現在

■ご融資を受ける手続きの流れ

- ① 住宅金融支援機構によるカウンセリング相談を受けていただきます。カウンセリング相談のお申込は、下記の住宅金融支援機構（お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル））にご連絡ください。



- ② 倉敷市ホームページ又は倉敷市住宅課にて、『「被災高齢者向け住宅再建融資事業補助金」に係る確認書交付申請書』を入手し、必要事項ご記入の上、倉敷市住宅課へ提出いただき、確認書の交付を受けてください。



- ③ カウンセリング相談を受けていただいた後に、ご融資に関する借入申込書類をお渡しいたします。
借入申込書類をご記入の上、上記②の利用確認書を含めた提出書類をそろえて、郵送により機構郵送申込係にお申込みください。



【お問い合わせ先】

・制度に関すること

倉敷市役所住宅課

086-426-3531

※（受付時間 9:00～17:15、土・日・祝日、年末年始を除く）

・カウンセリング相談のお申込み・融資のご相談

住宅金融支援機構

（お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル））

0120-086-353

※土曜、日曜も実施します。
（受付時間 9:00～17:00（祝日、4/29～5/5、年末年始を除く））



倉敷市ホームページ



住宅金融支援機構ホームページ

(熊本県地域型復興住宅推進協議会)

地域住宅生産者グループがつくる

くまもと型復興住宅

住まいの復興事例集

熊本県地域型復興住宅推進協議会

●地域住宅生産者グループとは？

県内で住宅生産・維持管理を担う建築士・設計事務所、住宅事業者や大工・工務店、さらに林業・木材関係者、建材流通業者等が連携したグループです。



44
グループ

※令和元年12月末現在のグループ数です。



地域住宅生産者グループによる活動支援、「くまもと型復興住宅」の普及活動、被災者の相談会・説明会を開催



「くまもと型復興住宅」
展示モデル住宅(益城町テクノ仮設団地)

●くまもと型復興住宅マッチングサポート事業について

くまもと型復興住宅マッチングサポート事業のご紹介

安心でスムーズに住宅のつくり手探しをお手伝い

くまもと型復興住宅 マッチングサポート事業

利用料
無料

施主様が円滑に住宅のつくり手を見つけられるよう、くまもと型復興住宅を建設する「住宅生産者グループ」の情報を提供します。
本事業は「熊本県地域型復興住宅推進協議会」が運用する、安心してご利用いただける仕組みです。

※県内建築関係団体で構成され、熊本県とも連携している組織です

住宅を建てたいけど・・・



住宅のつくり手が見つからない・・・

ご相談ください！



くまもと型復興住宅のつくり手探しをお手伝いします！

くまもと型復興住宅のつくり手探しの流れ

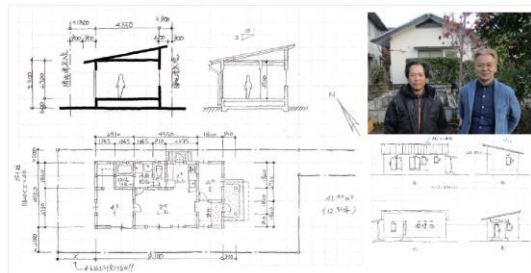


お気軽にご相談ください！

熊本県地域型復興住宅推進協議会 事務局：一般社団法人 熊本県建築士事務所協会
TEL 096-371-2433 FAX 096-371-2450
E-mail kumamoto-fkjt@kaaf.or.jp URL http://k-fukkoujuutaku.sakura.ne.jp/

くまもと型復興住宅マッチングサポート事業の流れ

(実際にマッチングした事例)



● 施主様の声

マッチングサポート事業を利用する前から、住宅再建に関する様々な情報を収集していました。収集した情報に基づき、とある工務店へ住宅再建の依頼をした所、住宅再建の開始まで1年半待ちと言われて愕然としました。その後、たまたま市役所でマッチングサポート事業のことを知り、試しに申し込んでみたら、すぐに6~7社から返事がありました。思っていたより多くの工務店から返信があったので、正直、どこにお願いしようかを悩みましたが、最後は、一番信頼できた事業者を選定し工事をお願いしました。マッチングサポート事業がきっかけで知り合い、色々相談をしている過程で、お互いの信頼関係が構築できたことが、その事業を選定した理由です。マッチングサポート事業者を利用して、スムーズに住宅再建が進んで良かったです。

● 事業に関するQ&A

Q1 このサービスには、どのようなメリットがありますか？

A 住宅のつくり手が見つからずお悩みの方に、くまもと型復興住宅を建設するグループを紹介いたします。はじめのうちは、中継ぎ役として「事務局」がグループ窓口と連絡をとるので安心ください。

Q2 このサービスを利用するのに費用はかかりますか？

A いいえ。利用料は無料です。

Q3 このサービスを利用したら、いずれかのグループと契約しなければいけませんか？

A いいえ。契約の判断は施主様に委ねられます。気に入ったグループがなければ契約しないことも考えられます。

別冊資料⑱ 災害公営住宅について

- ・災害公営住宅は、地方公共団体が、災害により滅失した住宅に居住していた者で、自力での住宅再建が難しい者に賃貸するために、公営住宅法に基づき建設等をするものである。
- ・災害公営住宅の供給は、一般災害、激甚災害(激甚法に基づく)毎に、以下に示す対象市町村等の要件に基づき実施される。滅失住宅の戸数については、地方整備局等による災害査定が実施される。
- ・災害公営住宅の補助対象となる戸数の限度については、当該災害の被災地全体の滅失住宅戸数の3割又は5割未満となる。したがって、災害公営住宅の整備を行う際には、当該事業主体の地域内の滅失戸数のみでは判断できない場合も生じるため地方整備局等への相談が必要である。

【一般公営住宅と災害公営住宅の制度の比較】

		一般公営住宅	災害公営住宅	
			一般災害	激甚災害(激甚法)
対象市町村の要件			次の①～③の市町村等： ①滅失住宅の戸数が被災地全域で500戸以上の区域、 ②一市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上、 ③滅失住宅の戸数の割合が当該市町村の住宅戸数の1割以上	次の①又は②の市町村： ①「滅失」住宅の戸数が100戸以上、 ②「滅失」住宅の戸数の割合が当該市町村の住宅戸数の1割以上
補助対象の戸数上限			当該災害の被災地全体の滅失住宅戸数の3割未満	当該災害の被災地全体の滅失住宅戸数の5割未満
入居対象	入居者資格	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	収入分位50%を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者	当該災害により、「滅失」した住宅に居住していた者について、収入要件なし
	入居者制限	なし	災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者 ^{※1}	災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者 ^{※1}
補助率	整備	建設・買取	国：2/3 地方：1/3	国：3/4 地方：1/4
		借上 (共同施設整備費のみ対象)	国：2/3×原則50% 地方：2/3×原則50% 民間：1/3	国：2/5 地方：2/5 民間：1/5
	家賃低廉化	20年間 ^{※2} 原則50%	20年間 ^{※2} 2/3	20年間 ^{※2} 2/3 (当初5年間3/4)

※1：用地取得を伴わない場合は10年間

※2：災害公営住宅については、災害から3年が経過すれば、通常の公営住宅と同様に被災者以外の者を入居させることができる。

【住まいの再建等の意向調査の実施】

住宅再建全般に係る意向調査	災害公営住宅に係る意向調査
<p>○世帯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の氏名、年齢、性別 ・生計を共にしている家族の人数(現在と、被災時)、家族の年齢等の区分 <p>○被災した住まいについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した住まいがある地区 ・被災した住宅の所有及び種類、建て方 ・住宅の被災状況 ・被災した住宅の解体・撤去、及び、修理の状況 <p>○現在の住まい・避難先の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の住まい・避難先(避難所以外/避難所) ・現在の住まいの種類(避難所以外の場合)、住所及び電話番号 ・当該市町村外に移った理由 	<p>○今後の住宅再建等の意向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の住宅再建や住まいの確保について、具体的な予定や考えの有無 ・今後の住宅再建や住まいの確保の実現場所 ・今後の住宅再建や住まいの確保の方法 ・町外での住宅再建や住まいの確保を希望する理由 <p>○計画検討の参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災時の世帯構成 ・要介護者又は要支援者の認定を受けている方の有無 ・障がい者の認定を受けている方の有無 ・被災に伴う世帯分離の有無 ・世帯分離の理由 ・世帯主の現在の就業状況 ・前年度の世帯全体の年収 ・震災による世帯全体の収入の変化 ・住宅再建や、住まい・集落の復興に関する意見
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害公営住宅に入居する場合の世帯人数 ・希望する地区 ・希望する住宅タイプ(構造及び建て方) ・希望する住戸の間取り・規模(面積)

<供給可能な事業者等の抽出>

別冊資料⑳ 応急仮設住宅の供与、応急修理制度の活用に係る事業者団体等

①賃貸型応急住宅の供与に係る事業者団体等

団体名	連絡先(ホームページ URL)	団体の概要
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 (略称:ちんたい協会)	トップページ https://www.chintai.or.jp/ 安心ちんたい検索サイト http://www.saigaishienjutaku.com/	<ul style="list-style-type: none"> 不動産所有者から構成される団体で、全都道府県にて災害に関する協定締結を締結済。 全国に支部を置き、中部地整管内では、岐阜県支部、岐阜中央支部、静岡東部支部、静岡中部支部、愛知本部、愛知中央支部、尾張支部、三重県支部がある。 災害時には被災者を対象にも情報提供する「安心ちんたい検索サイト」を運営。平時にも高齢者等、母子家庭、生活保護受給者等に物件情報を提供。
公益社団法人全国宅地建物取引業連合会 (略称:全宅連)	トップページ https://www.zentaku.or.jp/ 全宅連・宅建協会震災復旧支援情報 https://www.zentaku.or.jp/disaster/	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者から構成される団体で、全国 47 都道府県に協会があり、同協会の中にさらに地域毎に支部を置いている。 会員業者約 10 万事業者を有する国内最大の組織。 全都道府県にて災害に関する協定締結を締結済。
公益社団法人全日本不動産協会 (略称:全日)	トップページ https://www.zennichi.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 宅地建物取引業者から構成される団体で、全国 47 都道府県に地方本部があり、この地方本部の中に支部を置いている。 会員業者約 3.5 万事業者を有する。

②建設型応急住宅の供与に係る事業者団体等

団体名	連絡先(ホームページ URL)	団体の概要
一般社団法人プレハブ建築協会 (略称:プレ協)	トップページ https://www.purekyo.or.jp/index.html 規格建築部会 https://www.purekyo.or.jp/bukai/kikaku/index.html	<ul style="list-style-type: none"> 47 都道府県との応急仮設住宅供給に関する災害協定を締結している団体。 応急仮設住宅建設の業務は、主に当協会内の「規格建築部会(会員 14 社)」が対応している。 東日本大震災では規格建築部会とともに住宅部会によるプレハブ住宅が応急仮設住宅として供与された(住宅部会は主に災害公営住宅等を供給)。
一般社団法人全国木造建設事業協会 (略称:全木協)	トップページ https://zenmokkyo.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 地域木材を利用し、地元工務店による木造応急仮設建設を推進する団体。各都道府県に協会があり発災時にはそれぞれの全木協県協会が主導で木造仮設住宅を建設する。 36 都道府県と災害協定を締結(令和2年1月末)。近年の災害にて木造仮設住宅の多くの実績あり。

一般社団法人日本木造住宅産業協会 (略称:木住協)	トップページ https://www.mokujukyo.or.jp/	・木造による応急仮設住宅を建設する団体として、順次、都道府県との災害協定の締結を進めている。
一般社団法人ムービングハウス協会	トップページ https://movinghouse.or.jp/	・新たな供給方式として、移動式木造住宅を利用して被災地に迅速に設置できる移動型の応急仮設住宅(ムービングハウス)を供給する。 ・2018年に災害救助法に基づく応急仮設住宅として採用されてその後の被災地でも利用されている。 ・ムービングハウスを宿泊研修施設等として利用しながら災害に備えるプロジェクト「防災・家バンク」を実施している。

③ 応急修理制度の活用に係る事業者団体等

団体名	連絡先(ホームページ URL)	団体の概要
住宅リフォーム推進協議会(略称:リ推協)	トップページ http://www.j-reform.com/ 住まい再建事業者検索サイト https://sumai-saiken.jp/index.php	・住宅リフォームを取り巻く環境を整備し、消費者・リフォーム事業者双方にとって有益かつ健全なリフォーム市場の形成を目的とした団体(正会員数:70 団体 特別会員数:103 団体)。 ・災害等により被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を検索できる「住まい再建事業者検索サイト」を、国土交通省の協力を得て平成 31 年 3 月 8 日から運営している。 ・登録事業者リフォーム団体については以下に掲載。

【住宅関連団体】

住宅関連団体

プレハブ建築協会
東京事務局
電話番号：03-5280-3121

日本木造住宅産業協会
事務局
電話番号：03-5114-3011

日本ツーバイフォー建築協会
事務局
電話番号：03-5157-0831


輸入住宅産業協会
事務局
電話番号：03-3980-7311


全国住宅産業協会
事務局
電話番号：03-3511-0611

資料：住まい再建事業者検索サイト <https://sumai-saiken.jp/>

【登録住宅リフォーム事業者団体】

登録住宅リフォーム事業者団体



住宅リフォーム事業者団体登録制度は一定の要件を登録された団体であることを示しています。



マンション計画修繕施工協会 (MKS)

<関西・中四国支部>

電話番号：[078-802-3201](tel:078-802-3201)

<九州支部>

電話番号：[092-561-5717](tel:092-561-5717)



日本住宅リフォーム産業協会 (JERCO)

電話対応窓口「コレカラ」

電話番号：03-6280-4343



日本木造住宅耐震補強事業者協同組合
(木耐協)

東京事務局

電話番号：03-6261-2040



リノベーション協議会 (リノバ協)

東京本部事務局

電話番号：03-3486-2512



ベターライフリフォーム協会 (BLR)

事務局

電話番号：03-5211-0564



日本塗装工業会 (日塗装)

電話番号：[086-250-3641](tel:086-250-3641) (岡山県支部)

[082-249-1044](tel:082-249-1044) (広島県支部)

[089-976-7050](tel:089-976-7050) (愛媛県支部)



リフォームパートナー協議会
(RECACO)

RECACO事務局

電話番号：[0120-292-229](tel:0120-292-229)



全建総連リフォーム協会 (全リ協)

電話番号：[086-252-2338](tel:086-252-2338) (岡山県)

[082-232-6238](tel:082-232-6238) (広島県)

[089-941-4562](tel:089-941-4562) (愛媛県)



住生活リフォーム推進協会 (HORP)

東京事務局

電話番号：03-3256-3345



JBN・全国工務店協会 (JBN)

東京事務局

電話番号：03-6280-3375



住宅リフォーム推進サポート協議会
(住推協)

事務局

電話番号：[048-669-5580](tel:048-669-5580)



住活協リフォーム

事務局

電話番号：03-6222-0359



全国古民家再生協会

事務局

電話番号：03-6890-0641



木造住宅塗装リフォーム協会 (木塗協)

東京事務局

電話番号：03-5637-7870



ステキ信頼リフォーム推進協会

(ステキ信頼)

事務局

電話番号：[045-501-5544](tel:045-501-5544)

資料：住まい再建事業者検索サイト <https://sumai-saiken.jp/>